

労働部調査報告第65号

労働部調査報告第65号

女子パートタイム雇用の実情

労働部調査報告第65号

1970年

労働部調査報告第65号

序

婦人少年局では、例年、婦人労働に関する実態を産業、職業、雇用形態など種々の角度から調査し、その結果を婦人労働対策の基礎資料としてきたが、45年度は、40年、42年に引続き女子パートタイム雇用の実態を調査した。このたび、その結果がまとまったので「女子パートタイム雇用の実情」として報告する。

パートタイム雇用についてはパートタイマーの増加とともにその問題が大きくとりあげられているにもかかわらず、現在のところ確立された定義はまだない。

ILO 第48回総会の報告では、パートタイム雇用を「世間一般の正規の労働時間よりも短い時間数を1日または1週間単位で就業すること、しかもこの就業は規則的自発的であること」としている。

労働省婦人少年局に42年に設置された、「女子パートタイム雇用に関する専門家会議」では、「本来のパートタイマーとは1日、1週あるいは1カ月の所定労働時間が一般労働者より短く、この就業が規則的、自発的であるもの」として調査研究が行なわれた。

統計調査でパートタイマーの範囲を定める場合は、技術上の問題もあって、事業所を単位としてフルタイマーの所定労働時間よりも労働時間が短い者をパートタイマーとする場合が多い。婦人少年局の調査でも、40年、42年および今回ともに「事業所における呼称、身分に関係なく、1日、1週あるいは1カ月の所定労働時間が当該事業所の一般的な労働者より短い者」とした。

今回の調査は、調査の概要で説明してあるように事業所調査と個人調査により構成されているが、パートタイム雇用に関する事業所調査は、44年までに労働省労働統計調査部を中心に相当数の調査結果が報告されているので、これらと重複する事項については今回の事業所調査では調査していない。そのため本報告書のとりまとめにあたっては、婦人少年局の調査結果のほかに既発表の他の調査結果も加えて、これらの点を補いパートタイム雇用の実情が全般的には握できるよう配慮した。

本報告書が婦人労働問題に関心をもたれる方々のご参考になれば幸いである。

最後に、調査実施にあたりご協力いただいた各位に厚くお礼申しあげる次第である。

労働省婦人少年局

1971年7月

婦人少年局婦人労働課

目 次

序

I 昭和45年女子パートタイム雇用調査の概要

1. 調 査 の 目 的	9
2. 調 査 の 範 囲	9
3. 調 査 事 項	9
4. 調 査 実 施 期 間	10
5. 調 査 機 関	10
6. 調 査 方 法	10

II パートタイム雇用の実情（調査結果）

1. パートタイム雇用の増加	13
2. パートタイマーの就労分野	16
(1) 産 業	16
(2) 職 業	17
(3) 地 域	20
3. 女子パートタイマーの労働実態	22
(1) 雇用契約期間と勤続年数	22
(2) 労働時間	24
所定労働日, 所定労働時間, フルタイマーとの所定労働時間の差, 就労時間帯, 始業時刻, 終業時刻, 残業	25
(3) 賃 金	31
所定賃金, 賞与, 諸手当, 昇給	31
(4) 社会保険加入状況	38
(5) 労働災害	40
(6) 有給休暇	41
(7) 福利厚生, 仕事のさせ方	42
4. 女子パートタイマーの属性	44
(1) 年 令	44
(2) 配偶関係, 夫の職業	45
(3) こどもの有無および保育状況	45
(4) 学 歴	46
(5) 資 格 の 有 無	46

5. 女子パートタイマーの職業生活	49
(1) 職業意識	49
就業理由, フルタイム就業希望, 勤続の意志	49
(2) 職業経験	56
勤めの経験の有無, 前職の退職理由, 勤めを退めていた期間	56
6. パートタイマーを雇用している事業所の実態	59
(1) パートタイマーの労働条件	59
就業規則の有無, 作業配置, 所定労働時間, 賃金支払形態, 昇給制度, ベースアップ, 賞与, 退職金, 諸手当, 昇進昇格, 年次有給休暇, 社会保険, フルタイムからパートタイム勤務への変更	59
(2) パートタイマーの教育訓練	68
入社時教育訓練, 安全衛生教育, 入社後の能力開発訓練	68
(3) パートタイマーの福利厚生	69
健康診断, 諸施設	69
(4) パートタイマーの採用に関する事	70
採用開始時期, 採用理由, 採用条件, 採用経路	70
参考資料 パートタイム雇用に関する主な調査一覧表	77
45年女子パートタイム雇用調査票	78

図 表

図 1— 1 パートタイマーを雇用している事業所の割合	13
表 1— 2 産業別パートタイマーを雇用している事業所の割合, フルタイマーに対するパートタイマーの割合 (45年)	14
図 1— 3 規模別パートタイマーを雇用している事業所の割合	14
表 1— 4 地域別にみたパートタイム労働者の事業所採用率 (製造業)	15
表 2— 1 規模別, 産業別女子パートタイマーの構成 (45年)	16
表 2— 2 製造業業種別女子パートタイマーの構成 (45年)	16
表 2— 3 規模別, 産業別女子パートタイマーの構成	17
表 2— 4 女子フルタイマーに対する女子パートタイマーの比率 (45年)	17
表 2— 5 女子フルタイマーに対する女子パートタイマーの割合	18
表 2— 6 女子パートタイマーの職業別構成 (45年)	18
表 2— 7 集計対象女子パートタイマーの職種 (45年)	18
図 2— 8 職業別パートタイマーの構成	19
表 2— 9 地域別女子パートタイム労働者の構成 (製造業生産労働者のみ)	20
表 3— 1 雇用契約期間別女子パートタイマーの構成 (45年)	22
表 3— 2 女子パートタイマー中, 常用パートタイマーのしめる割合	22
表 3— 3 勤続年数別パートタイマーの構成 (45年)	22
表 3— 4 職種別, 勤続年数別女子パートタイマーの構成 (45年)	23
図 3— 5 臨時, 日雇い契約の女子パートタイマーの勤続年数 (45年)	23
表 3— 6 労働日の型別女子パートタイマーの構成 (45年)	24
図 3— 7 労働日の型別女子パートタイマーの構成	25
表 3— 8 所定労働時間別女子パートタイマーの構成 (45年)	25
表 3— 9 フルタイマーとの労働時間差別女子パートタイマーの構成 (45年)	26
表 3— 10 フルタイマーの労働時間別, フルタイマーとの労働時間差別女子パートタイマーの構成 (45年)	26
表 3— 11 週所定労働時間階級別パートタイム労働者の構成	26
表 3— 12 実労働時間のフルタイマーとの比較意識	27
表 3— 13 就労の時間帯別女子パートタイマーの構成 (45年)	27
表 3— 14 始業時刻別女子パートタイマーの構成 (45年)	28

表 3—15	終業時刻別女子パートタイマーの構成 (45年)	28
表 3—16	残業の有無別女子パートタイマーの構成 (45年)	29
表 3—17	残業に関する入社時のとりきめ別女子パートタイマーの構成 (45年)	30
表 3—18	残業手当支払い状況別女子パートタイマーの構成 (45年)	30
表 3—19	パートタイマーの残業の有無別事業所の構成	30
表 3—20	賃金階級別女子パートタイマーの構成 (45年)	31
表 3—21	職種別女子パートタイマーの賃金 (45年)	31
図 3—22	職種別女子パートタイマーの賃金 (45年)	32
図 3—23	労働条件等におけるフルタイマーとの差別の有無別女子パートタイマーの構成 (45年)	33
表 3—24	パートタイム労働者の賃金水準と各種労働者の賃金水準の比較	34
表 3—25	女子生産労働者の企業規模間賃金格差 (製造業)	34
表 3—26	女子パートタイマー (生産労働者) の 1 時間当り賃金 (製造業)	34
表 3—27	職種別常用女子労働者の平均賃金	35
表 3—28	職種別 1 時間当り賃金額別女子パートタイマーの構成および平均賃金	35
表 3—29	賞与支給の有無別女子パートタイマーの構成	36
表 3—30	賞与支給額別女子パートタイマーの構成	36
表 3—31	ボーナス支給額別パートタイマーの構成	37
表 3—32	交通費支給状況別女子パートタイマーの構成	38
表 3—33	女子パートタイマーのうち社会保険加入者の割合 (45年)	38
表 3—34	未加入の理由別未加入者の構成 (健康保険) (45年)	39
表 3—35	未加入の理由別未加入者の構成 (厚生年金) (45年)	39
表 3—36	未加入の理由別未加入者の構成 (失業保険) (45年)	39
表 3—37	社会保険加入状況別女子パートタイマーの構成	40
表 3—38	業務上災害の有無別女子パートタイマーの構成 (45年)	41
表 3—39	業務上災害ありの者の治療費負担者別構成 (45年)	41
表 3—40	業務上災害の状況別女子パートタイマーの構成	41
図 3—41	フルタイマーとの差別待遇の有無別女子パートタイマーの構成 (有給休暇, 生理休暇) (45年)	42
図 3—42	フルタイマーとの差別待遇の有無別女子パートタイマーの構成 (福利厚生, 仕事のさせ方) (45年)	42
図 4— 1	年令別, 女子パートタイマーの構成 (45年)	44
表 4— 2	職種別, 年令別女子パートタイマーの構成 (45年)	44
図 4— 3	配偶関係別女子パートタイマーの構成 (45年)	45

図 4— 4	夫の職業別女子パートタイマーの構成 (45年)	45
表 4— 5	こどもの有無別女子パートタイマーの構成 (45年)	45
表 4— 6	学令前のこどもの保育状況並びに小学校児童の保育状況別女子パートタイマーの構成 (45年)	46
図 4— 7	学歴別女子パートタイマーの構成 (45年)	46
表 4— 8	職業別, 資格の有無別女子パートタイマーの構成 (45年)	47
表 4— 9	職種別, 年令階級別女子パートタイマーの構成	47
図 4—10	規模別, 配偶関係別女子パートタイマーの構成	48
表 4—11	15才未満のこどもの有無およびこどもの年令別既婚女子パートタイマーの構成	48
表 4—12	学令前のこどもの保育状況別パートタイマーの構成	48
表 4—13	小学校のこどもの放課後のつとめの有無別, 保育状況別女子パートタイマーの構成	48
表 5— 1	年令別, 配偶関係別, 就職理由別女子パートタイマーの構成 (45年)	49
表 5— 2	配偶関係別, 就業理由別女子パートタイマーの構成	50
表 5— 3	年令別, こどもの有無別, 家計支持者別, パートタイムで就業している理由別女子パートタイマーの構成 (45年)	50
表 5— 4	配偶関係別, パートタイムで働いている理由別女子パートタイマーの構成	51
表 5— 5	パートタイマーとして就労した理由	51
表 5— 6	年令別, 配偶関係別, フルタイム就業希望の有無別女子パートタイマーの構成 (45年)	52
表 5— 7	配偶関係別, フルタイムで働く希望の有無および求職活動の有無別女子パートタイマーの構成	52
表 5— 8	こどもの有無別, 家計支持者別, フルタイム就業希望の有無別女子パートタイマーの構成 (45年)	53
表 5— 9	職種別, フルタイム就業希望の有無別女子パートタイマーの構成 (45年)	54
表 5—10	年令別, 配偶関係別, こどもの有無別, 勤続の意志別女子パートタイマーの構成 (45年)	54
表 5—11	配偶関係別, 勤続の意志別女子パートタイマーの構成	55
表 5—12	職業継続意識	55
表 5—13	年令別, 配偶関係別, 職業経験の有無別女子パートタイマーの構成 (45年)	56
表 5—14	配偶関係別, つとめの経験の有無別女子パートタイマーの構成	56
表 5—15	年令別, 配偶関係別, フルタイムの仕事をやめた理由別女子パートタイマーの構成 (45年)	57

表 5—16 年令別、配偶関係別、勤めをやめていた期間別女子パートタイマー の構成（45年）	58
表 6—1 パートタイマーに適用する就業規則の有無別事業所の構成（45年）	59
表 6—2 パートタイム労働者に適用する就業規則のある事業所の割合	59
表 6—3 女子パートタイマーの作業配置別事業所の構成（45年）	60
表 6—4 パートタイマーの勤務形態別事業所の構成	60
表 6—5 パートタイマーの勤務形態別事業所の構成	61
表 6—6 フルタイマーとの実働時間の相違の有無	62
表 6—7 パートタイマーの1日の所定労働時間階級別事業所の構成	62
表 6—8 パートタイマーの週所定労働日数別事業所の構成	62
表 6—9 フルタイマーの週所定労働時間階級別事業所の構成	62
表 6—10 パートタイマーの賃金支払い形態別事業所の構成	63
表 6—11 女子パートタイマーの賃金形態別事業所の構成	63
表 6—12 パートタイマーの賃金形態別事業所の構成	64
表 6—13 パートタイマーに対する定期昇給制度、ベースアップ、賞与、退職金、 年次有給休暇のある事業所の割合	64
表 6—14 パートタイマーに対する諸手当支給状況別事業所の構成	65
表 6—15 女子パートタイマーに昇進昇格のある事業所の割合（45年）	66
表 6—16 女子パートタイマーの社会保険適用状況別事業所の構成	66
表 6—17 産業別パートタイマーの社会保険加入状況	67
表 6—18 規模別パートタイマーの社会保険加入状況	67
表 6—19 社会保険の加入状況別事業所の構成	67
表 6—20 パートタイマーへのきりかえの有無別事業所の構成（45年）	68
表 6—21 パートタイマーの入社時教育訓練実施の有無別事業所の構成（45年）	68
表 6—22 パートタイマーの入社後の能力開発訓練実施の有無別事業所の構成（45年）	69
表 6—23 福利厚生施設の有無別事業所の構成（45年）	70
表 6—24 パートタイマーが利用できる保育施設の有無	70
表 6—25 女子パートタイマーの採用時期別事業所の構成	71
表 6—26 規模別女子パートタイマーの採用開始時期	71
表 6—27 女子パートタイマーの雇用理由別事業所の構成	71
表 6—28 パートタイマーの採用理由別状況	72
表 6—29 パートタイマー雇用の利点	72
表 6—30 パートタイマーの性別雇用状況	72
表 6—31 パートタイマーに対する年令などの募集制限	73

表 6—32 パートタイマー募集上の上限年令	73
表 6—33 パートタイマー採用時の年令条件別事業所の構成	73
表 6—34 パートタイマー募集の際の上限年令を緩和した事業所の割合	74
表 6—35 パートタイマー募集の際の上限年令緩和状況	74
表 6—36 パートタイマー採用の際の選考の有無とその方法	74
表 6—37 女子パートタイマーの採用経路別事業所の構成	75
表 6—38 パートタイマーの採用経路	75

注）（ ）内に45年としてあるのが、婦人少年局が実施した45年「女子パートタイム

雇用調査」の結果である。

I 昭和45年女子パートタイム雇用調査の概要

I 昭和45年女子パートタイム雇用調査の概要

1. 調査の目的

この調査は女子パートタイム雇用の実態、とくに女子パートタイマーの労働実態を主には握することを目的とする。

2. 調査の範囲

- (1) 地 域 日本国全域
- (2) 産 業 製造業、卸売・小売業、金融保険業、運輸通信業、サービス業（ただし、医療業のみ）の5産業
- (3) 事業所 (2)に掲げる産業に属し、30人以上の常用労働者を雇用する事業所のうち、別表抽出率により無作為抽出された約10,000事業所
- (4) 労働者 (3)に掲げる事業所に雇用される女子パートタイマーのうちから別表により抽出された6,357人

3. 調査事項

事業所調査

- (1) 女子パートタイマー数
- (2) 女子パートタイマーの作業配置
- (3) 女子パートタイマーの昇進
- (4) パートタイマーの就業規則
- (5) 教育訓練、福利厚生関係の実施状況
- (6) フルタイマーからパートタイマーへのきりかえの状況

個人調査

- (1) 本人および家族に関する事項
- (2) 職業生活に関する事項
 - イ 仕事の内容
 - ロ 雇用形態、勤続期間
 - ハ 労働時間、賃金
 - ニ 残業の状況
 - ホ 通勤時間
 - ヘ 労働災害の状況
 - ト 社会保険加入状況

- チ 勤務継続意志、就業理由等
- リ 職業経験の状況
- ス こどもの保育状況
- ル 労働条件等に対する意見

4. 調査実施期間

事業所調査については昭和45年6月15日～30日まで、個人調査については昭和45年10月1日～15日。

5. 調査機関

労働省婦人少年局——都道府県婦人少年室——統計調査員

6. 調査方法

事業所調査は通信自計、個人調査は実地自計。

7. 回収率

事業所調査（通信）の回収率は79.3%であった。

8. 集計方法

事業所調査は母集団にみあうよう複元して集計した。個人調査は実数のまま集計した。

別表 産業および規模別事業所抽出率

産業別	規模別	500人以上	499～100人	99～30人
F18.19	食料品・たばこ	1	1/6	1/24
20	織 維	1	1/8	1/24
21	衣 服	1	1/4	1/18
22	木 材	1	1/4	1/18
23	家 具	1	1/2	1/12
24	パ ル プ・紙	1	1/4	1/12
25	出 版・印 刷	1	1/4	1/18
26	化 学	1	1/4	1/12
27	石 油・石 炭	1	1/2	1/3
28	ゴ ム	1	1/2	1/3
29	皮 革	1	1/2	1/3
30	窯 業・土 石	1	1/4	1/18
31	鉄 鋼	1	1/8	1/12
32	非 鉄 金 属	1	1/4	1/6
33	金 属 製 品	1	1/12	1/24
34	機 械	1	1/8	1/18
35	電 気 機 器	1	1/4	1/12
36	輸 送 用 機 器	1	1/4	1/12
37	精 密 機 器	1	1/4	1/12
38.39	武器・その他	1	1/8	1/24
G	卸 売 業・小 売 業	1	1/8	1/24
H	金 融 保 險 業	1	1/4	1/24
J	運 輸 通 信 業	1	1/18	1/24
L88	医 療 業	1	1/18	1/24

産業別および規模別集計対象事業所数

産業別	規模別	500人以上	499～100人	99～30人
計		2,487	2,241	2,403
F18.19	食料品・たばこ	99	146	114
20	織 維	231	119	89
21	衣 服	13	81	83
22	木 材	14	58	84
23	家 具	13	71	63
24	パ ル プ・紙	58	71	71
25	出 版・印 刷	42	56	56
26	化 学	187	111	70
27	石 油・石 炭	22	16	31
28	ゴ ム	46	19	67
29	皮 革	5	15	39
30	窯 業・土 石	76	115	93
31	鉄 鋼	85	39	60
32	非 鉄 金 属	63	43	45
33	金 属 製 品	56	65	89
34	機 械	154	106	116
35	電 気 機 器	314	185	121
36	輸 送 用 機 器	188	109	73
37	精 密 機 器	58	52	35
38.39	武器・その他	38	40	50
G	卸 売 業・小 売 業	162	256	371
H	金 融 保 險 業	120	120	238
J	運 輸 通 信 業	380	247	254
L88	医 療 業	63	63	91

産業別女子パートタイマー抽出率

産業別	事業所の女子パート総数	～10人	11～20人	21～40人	41～80人	81～160人	161人～
F	製 造 業	1/1	1/2	1/4	1/8	1/16	1/16
G	卸 売・小 売 業	1/1	1/2	1/4	1/8	1/8	1/16
J	運 輸 通 信 業	1/1	1/2	1/4	1/8	1/8	1/16
L88	医 療 業	1/1	1/2	1/2	1/4	1/8	1/16

産業別および規模別集計対象女子パートタイマー数

産業別	規模別	500人以上	499～100人	99～30人
計		3,832	1,864	661
F	製 造 業	2,498	1,307	385
G	卸 売・小 売 業	560	302	214
J	運 輸 通 信 業	515	113	23
L88	医 療 業	259	142	39

Ⅱ パートタイム雇用の実情（調査結果）

1. パートタイム雇用の増加

パートタイム雇用の趨勢を数次の調査から概観すると、パートタイマーを雇用している事業所の割合は、図1—1に示すように40年調査以後、年を重ねるごとに高まっており、45年調査の結果が最も高率となっている。

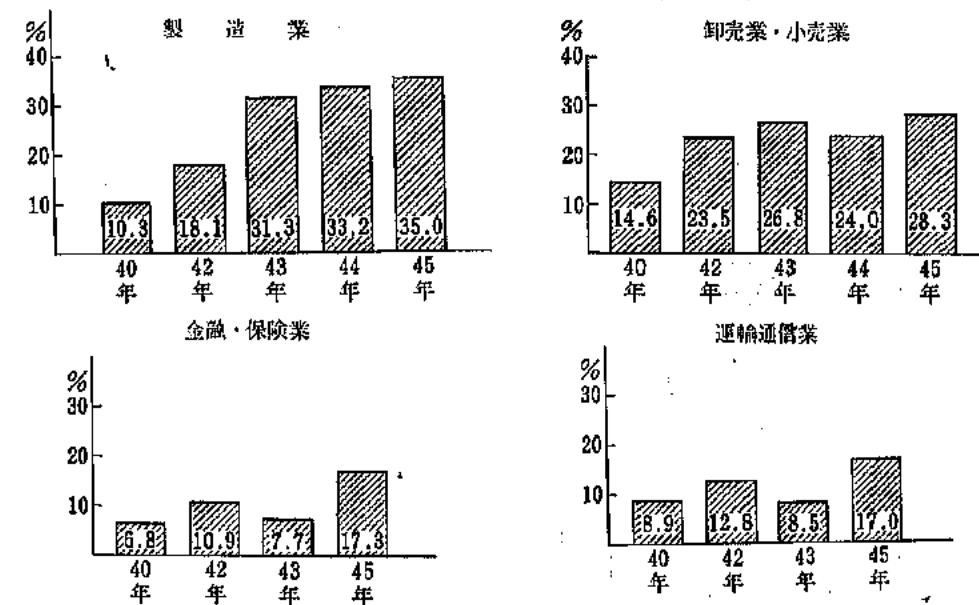
製造業では早くからパートタイマーを雇用している事業所が他の産業にくらべ多かったが、45年には35%の事業所がパートタイマーを雇用している。製造業の中でも、食料品、電気機器、精密機器製造業ではとくにパートタイマーを雇用している事業所の割合が高く45年で49～57%の高率となっている。

また卸売業・小売業では28%、金融保険業では17%、運輸通信業では17%、医療業では41%（いずれも45年）の事業所がパートタイマーを採用している。（図1—1、表1—2）

また、パートタイマーを雇用している割合は事業所の規模によってもかなり差があり、45年には500人以上では50%、100～499人では38%、30～99人では25%と大規模事業所ほどパートタイマーを雇用しているところが多く、この傾向は40年以後のいずれの調査結果にもあらわれている。（図1—3）

さらに、パートタイマー雇用の割合は地域的にもかなりの差があり、南関東が最も高く41%、ついで東海地方の36%、京阪神地方の35%などで高く、南九州、四国では共に17%と最も低くなってい

図1—1 パートタイマーを雇用している事業所の割合

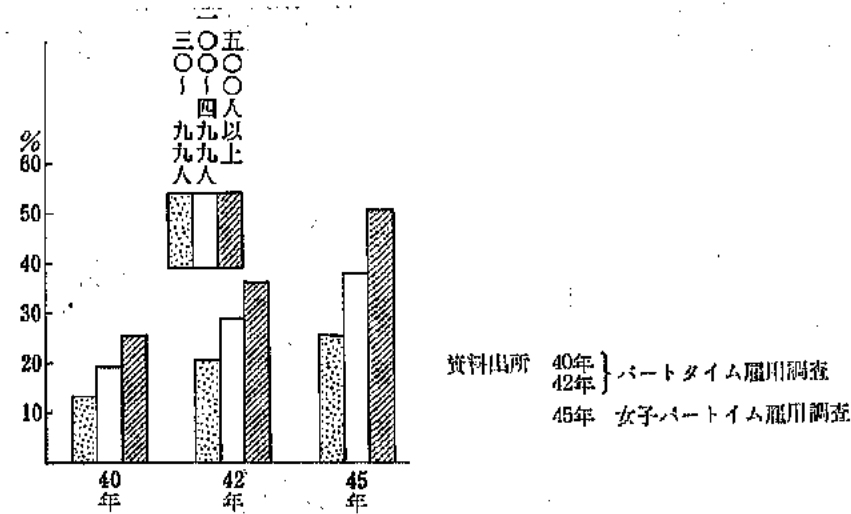


資料出所 40年 } パートタイム雇用調査
42年 }
43年 雇用管理に関する調査
44年 賃金構造基本統計調査
45年 女子パートタイム雇用調査

表 1—2 産業別パートタイマーを雇用している事業所の割合、フルタイマーに対するパートタイマーの割合

産 業	パートタイマーを雇用している事業所の割合		パートタイマーを雇用している事業所における、女子フルタイマー 100 に対するパートタイマーの割合
	パートタイマー雇用あり	女子パートタイマー雇用あり	
製 造 業	35.0%	34.4%	16.8
食料品・たばこ製造業	48.6	47.9	35.2
機 織 工 業	34.3	33.6	6.7
衣服・その他繊維製品製造業	45.9	45.9	10.6
木材・木 製 品	18.2	18.2	25.3
家 具 装 備 品	29.1	28.9	24.7
パルプ・紙・紙加工品	43.1	42.8	23.1
出版・印刷・同関連産業	37.7	37.6	23.2
化 学 工 業	33.0	33.0	16.0
石油製品・石炭製品製造業	7.5	7.5	8.2
ゴ ム 製 品 製 造 業	42.3	42.3	13.0
皮 革・同 製 品	40.1	40.1	19.5
窯業・土石製品	15.1	14.1	11.9
鉄 鋼 業	18.1	17.0	9.3
非鉄金属製造業	29.5	27.1	18.1
金 属 製 品	31.7	30.8	22.9
機 械	23.6	23.5	18.1
電気機械器具	49.8	48.9	17.1
輸送用機械器具	30.9	30.9	18.0
精密機械器具	57.9	57.3	13.5
そ の 他 の	48.9	47.4	20.2
卸 売 業・小 売 業	28.3	28.1	14.2
金 融 保 険 業	17.3	17.2	5.1
運 輸 通 信 業	17.0	15.8	9.9
医 療 業	41.1	40.0	5.1
調 査 産 業	29.3	28.8	14.2

図 1—3 規模別パートタイマーを雇用している事業所の割合 45年女子パートタイム雇用調査



る。(表 1—4)

表 1—4 地域別にみたパートタイム労働者の事業所採用率(製造業)

地 域	%	
	採用率	注)
北 海 道	22.9	1. 地域ごとに調査事業所数を 100 とした割合である。
東 北	31.8	2. 「地域」は46都道府県をつぎの13ブロックに区分したものである。
北 関 東	33.3	北海道……北海道
南 関 東	41.1	東 北……青森, 岩手, 宮城, 秋田, 山形, 福島
北 陸	24.4	北 関 東……茨城, 栃木, 群馬, 山梨, 長野
東 海	36.1	南 関 東……埼玉, 千葉, 東京, 神奈川
近 畿	29.8	北 陸……新潟, 富山, 石川, 福井
京 阪 神	34.7	東 海……岐阜, 静岡, 愛知, 三重
山 陰	28.8	近 畿……滋賀, 奈良, 和歌山
山 陽	23.1	京 阪 神……京都, 大阪, 兵庫
西 国	17.3	山 陰……鳥取, 島根
北 九 州	18.5	山 陽……岡山, 広島, 山口
南 九 州	16.8	西 国……徳島, 香川, 愛媛, 高知
		北九州……福岡, 長崎, 大分, 佐賀
		南九州……熊本, 宮崎, 鹿児島

44年賃金構造基本統計調査

2. パートタイマーの就労分野

(1) 産 業

45年女子パートタイム雇用調査は30人以上規模の製造業、卸売業・小売業、金融保険業、運輸通信

表 2-1 規模別、産業別女子パートタイマーの構成

	パートタイマー	フルタイマー
500人以上	31.2	(44.1)
100～499人	39.9	(36.9)
30～99人	28.9	(19.0)
製造業	76.3	(64.5)
卸売業・小売業	13.6	(13.6)
金融保険業	1.8	(5.2)
運輸通信業	4.6	(6.6)
医療業	3.7	(10.1)
調査産業計	100.0	(100.0)

45年女子パートタイム雇用調査

表 2-2 製造業業種別女子パートタイマーの構成

業 種	パートタイマー	フルタイマー
製造業計	100.0	100.0
食料品・たばこ	21.9	10.4
繊維	8.2	20.5
衣服	4.1	6.5
木材・木製品	1.8	1.2
家具・装飾品	1.4	1.0
パルプ・紙・紙加工品	2.6	1.9
出版・印刷	2.0	1.5
化学	3.7	3.8
石油・石炭製品	0.0	0.0
ゴム	1.4	1.8
皮革	0.3	0.3
窯業	1.8	2.6
鉄鋼	0.5	0.9
非鉄金属	0.8	0.8
金属製品	5.1	3.8
機械	4.3	4.0
電気機器	28.5	28.0
輸送用機器	3.4	3.1
精密機器	3.1	3.9
その他	5.0	4.2

45年女子パートタイム雇用調査

業、医療業の5産業を対象としたものであるが、この結果ではパートタイマーの76%が製造業に、14%が卸売業・小売業に就労しており、その他の産業は合せて1割程度にすぎない。(表 2-1)

本調査をはじめパートタイマーに関する各調査はいずれも産業と規模をしぼった設計による事業所調査であるため、女子パートタイマーの産業別規模別分布を正確には握るのは難しい。

事業所規模については30人以下の事業所を対象外としたものが多く、産業ではサービス業を対象外とした調査が多い。ここにあげた表 2-1、2、3 も以上のような条件を考慮してみなければならないが、いずれにしても女子パートタイマーの7～8割が製造業に、1～2割が卸売業・小売業に就労しており、この2産業にパートタイマーのほとんどが集中していることは明白である。

製造業の中では、食料品製造業、電気機器製造業、繊維工業の3業種にパートタイマーの6割が集中している。(表 2-2)

パートタイマーを雇用している事業所におけるフルタイムの女子労働

表 2-3 規模別、産業別女子パートタイマーの構成

	%
調査産業計	100.0
5,000人～	11.8
1,000～4,999人	15.1
500～999人	8.8
100～499人	38.6
30～99人	25.8
建設業	0.0
建設業	0.4
製造業	77.2
卸売業・小売業	19.7
金融保険業	1.2
不動産業	0.3
運輸通信業	1.1
電気ガス水道業	0.1

44年賃金労働時間制度調査

者100に対するパートタイマーの比率は、製造業16.8%、卸売業・小売業14.2%、金融保険業5.1%、運輸通信業9.9%、医療業5.1%となっており、やはり製造業と卸売業・小売業が最も高い。事業所規模別には小規模事業所ほどフルタイマーに対するパートタイマーの比率は高くなっており、製造業でみれば100人未満の事業所では4人に1人がパートタイマーということになり、100～499人規模では5人に1人、500人以上では10人に1人という状況である。(表 2-3、2-4)

(2) 職 業

製造業では女子パートタイマーの57%が製造作業に、37%が包装、選別、清掃、雑役などの単純作業に従事している。事務的職種の者は3%とごくわずかである。

卸売業・小売業では41%が販売に、36%が単純作業に、7%が事務に従事している。金融保険業では事務が多く、運輸通信業では電話交換、医療業では看護婦が多い。

しかし、パートタイマーの9割までが製造業と卸売業・小売業に集中しているので、全体では製造作業と単純作業の者が8割をしめ、事務(5%)専門的職業(2%)に従事するパートタイマーは非常に少ない。(表 2-6)

45年の「女子パートタイム雇用調査」の個人調査は運輸通信業、医療業のパートタイマーが製造業などより多く調査対象となるように設計したため、職種別構成をそのまま利用することはできないが女子パートタイマーの職種にどのようなものがあるのかがより具体的にわかるので表 2-7 を掲載した。

事務では一般事務が大部分であるが、会計事務、タイピスト、キイパンチャーなどの作業的事務も少数ながらある。

販売の中には販売員のほかにウエイトレスが若干ある。

表 2-4 女子フルタイマーに対する女子パートタイマーの比率

パートタイマーを雇用している事業所の女子フルタイマー=100

産 業	計	500人以上	100～499人	30～99人
製造業	16.8	11.9	21.5	24.6
卸売業・小売業	14.2	9.3	10.5	25.1
金融保険業	5.1	2.1	4.7	10.3
運輸通信業	9.9	7.4	8.8	27.7
医療業	5.1	2.8	5.7	5.0
調査産業計	14.2	10.0	15.3	21.6

45年女子パートタイム雇用調査

表 2-5 女子フルタイムに対する女子パートタイマーの割合
パートタイマーを雇用している事業所の女子フルタイム＝100

	計	500人以上	100～499人	30～99人	10～29人
計	15.9	4.3	9.2	34.9	45.2
建設業	42.8	2.5	36.3	96.3	83.3
製造業	11.1	4.1	10.0	23.9	30.0
卸売業、小売業	14.9	3.2	8.8	16.4	37.0
金融保険業	4.3	0.8	4.0	8.1	45.3
不動産業	8.0	11.2	4.2	—	—
運輸通信業	10.2	2.3	8.3	14.7	85.1
電気ガス水道業	37.4	42.6	15.3	41.1	—
サービス業	29.2	9.0	8.4	71.7	65.2

40年パートタイム雇用調査

表 2-6 女子パートタイマーの職業別構成 %

産 業	計	一般事務	機械操作 作 事 務	販 売	製造作業	単純作業	専門的 職 業	その他
製造業	100.0	2.5	0.4	1.5	57.2	36.5	0.2	1.7
卸売業、小売業	100.0	6.1	1.3	41.0	3.8	36.3	1.1	10.4
金融保険業	100.0	61.7	0.1	8.2	—	11.2	0.8	18.0
運輸通信業	100.0	7.7	0.1	0.4	0.2	44.4	3.4	43.8
医療業	100.0	10.0	—	—	—	29.7	46.9	13.4
調査産業計	100.0	4.6	0.5	6.9	44.1	36.1	2.2	5.6

45年女子パートタイム雇用調査

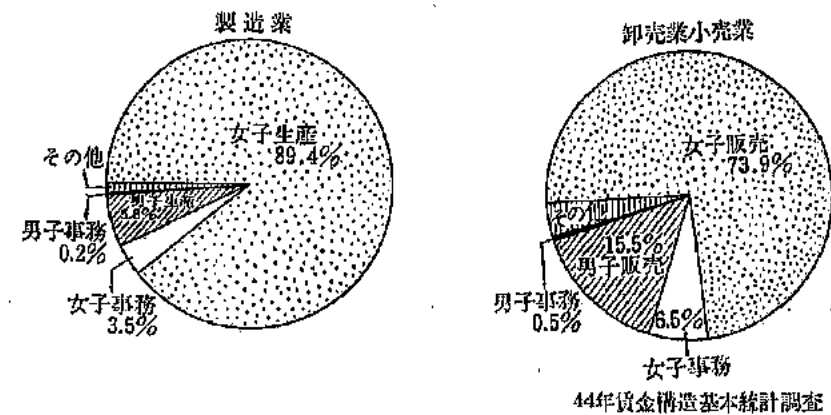
表 2-7 集計対象女子パートタイマーの職種 人

職 種	計	製造業	卸売業 小 売 業	運輸通信業	医療業
総 計	6,357	4,190	1,076	651	440
事務小計	421	176	100	71	74
一般事務	323	143	66	51	63
会計事務	64	16	25	20	3
作業的事務	19	10	9	—	—
その他の事務	15	7	—	—	8
販売小計	773	15	753	4	1
販売集金	636	13	620	2	1
ウエートレス	42	—	40	2	—
値付、シールはり、袋づめ	95	2	93	—	—
電話交換	368	10	2	354	2
車掌運転	16	1	—	15	—
郵便区分	72	1	—	71	—
看護	268	3	—	2	263
医師	2	—	—	—	2
その他の医療技術者	31	1	—	—	30
清掃洗車	247	114	36	82	15
まかない皿洗い	240	73	98	20	49
トラクタ助手	6	—	—	6	—

職 種	計	製造業	卸売業 小 売 業	運輸通信業	医療業
製造業小計	3,897	3,788	83	26	—
糸紡織	365	365	—	—	—
縫製	208	205	3	—	—
金属機械工	195	195	—	—	—
木材加工機械工	30	30	—	—	—
製造組立	1,792	1,769	23	—	—
検査選別	342	324	9	9	—
包装荷造	719	660	44	15	—
製造現場の雑役	166	164	2	—	—
印刷製本	56	54	2	—	—
写図工	11	11	—	—	—
試験分析工	13	11	—	2	—
その他小計	11	4	4	—	3
デザイナー	4	2	1	—	1
保育士	4	1	2	—	1
司書	1	1	—	—	—
コピーライター	1	—	1	—	—
ソーシャルワーカー	1	—	—	—	1
教師	2	1	—	—	1
不明	3	3	—	—	—

45年女子パートタイム雇用調査

図 2-8 職業別パートタイマーの構成



製造作業には多くはないが機械工、写図工試験分析工などもある。

単純作業としては清掃と洗い皿洗いのほかに、製造業の包装荷造、運搬整理、運輸通信業の郵便区分、洗車、卸売業、小売業での値札付け、シール貼り、袋づめなどがある。

専門的職業は総数も少なくそのほとんどが看護婦で他は実数としてとりあげられないほど少ないが、医師、薬剤師、検査技士などの医療技術者から、デザイナー、コピーライター、ソーシャルワーカー、司書、保育士、教師と多彩である。

製造業と卸売業小売業だけを対象とした44年の賃金構造基本統計調査ではパートタイマーで、専門

的知識または技術を必要とする職務に従事しているものは僅少で、製造業では99%まで、卸売業、小売業では96%までが補助的事務、製品部品の組立作業、瓶詰、袋詰、缶詰などの詰め作業、包装作業、販売作業、値札付け作業、倉庫の整理、炊事、掃除等の雑役作業などの比較的単純な作業に従事しているという結果が出ている。(図 2-8)

(3) 地 域

パートタイマーは地域的には、人手不足のより深刻な大工業地周辺に偏在する傾向が強い。特に南関東には女子パートタイマーの4割が集中しておりフルタイムの女子労働者の分布状況とくらべると集中度が非常に高い。ついで京阪神地域に18%、東海地域に14%と女子パートタイマーの7割が京浜から阪神へかけての大平洋側大工業地帯で働いている。北陸、山陰、南九州に働くパートタイマーは

表 2-9 地域別女子パートタイム労働者の構成(製造業生産労働者のみ)

地 域	構 成 比	常用女子生産労働者(フルタイム)の構成比
全 国 計	100.0 (180.4千人)	100.0 (2,012.7千人)
北 海 道	1.8	2.5
東 北 北	4.5	5.6
北 関 東	8.0	8.8
南 関 東	39.4	21.0
北 陸	2.9	7.2
東 海	14.0	18.3
近 畿	1.5	2.9
京 阪 神	18.4	16.3
山 陰	0.3	1.4
山 陽	3.4	5.6
四 国	2.3	4.5
北 九 州	3.0	4.2
南 九 州	0.6	1.7

(注) 常用女子生産労働者の構成比は、賃金構造基本統計調査(昭和43年6月)の結果である。44年賃金構造基本統計調査

務女子パートタイマーが約6万人とあり、後者では全産業の女子パートタイマーは約28万人、このうち22万人が製造業に5万5千人が卸売業小売業に属している。

いずれの調査の場合も対象事業所とパートタイマーの範囲をある程度限定しているので、その範囲外のパートタイマーを加えると、上記の約30万をかなり上回る女子パートタイマーが存在しているはずである。

一方、44年の賃金構造基本統計調査に基づく試算によれば、製造業生産労働者の場合常用女子労働者100に対してパートタイマーは11.1という比率が出されている。パートタイマーの大部分が、製造業の生産労働者であること、卸売小売業やサービス業は業種の性質上パートタイマーの比率は製造業にくらべ低くはならないだろうことなどから、少なくみつもっても、全産業の常用女子雇用者100に

対して10をこえるパートタイマーがいるものと考えてよいであろう。

45年の女子雇用者数は1,096万人(労働力調査)で、このうち常用は約86%である。これらの数字から概算すると80万~100万程度のパートタイマー数が推定される。

合せて4%にもみたく、これらの地域ではフルタイムの女子労働者の分布率とくらべてもかなり低い分布を示している。(表 2-9)

ところで、現在、パートタイマーは全国に何人ぐらいいるのか、これについては各調査の対象となるパートタイマーの範囲が不統一なこと、雇用が流動的なことなどもあって、は握が難しい。統計調査の結果で実数を出しているものは、44年4月の賃金構造基本統計調査と、同年9月の賃金労働時間制度総合調査だけである。前者によれば製造業の生産、一般事務の女子パートタイマーが約

19万人、卸売業小売業の販売一般事

3. 女子パートタイマーの労働実態

(1) 雇用契約期間と勤続年数

パートタイマーの6割が常用として雇用契約期間を限定しないで採用されており、約4割が1年以

表 3-1 雇用契約期間別女子パートタイマーの構成

産 業	計	常 用	臨 時	日 雇
製 造 業	100.0	61.7	33.9	4.1
卸売業・小売業	100.0	73.3	21.9	4.8
金融保険業	100.0	39.8	55.7	4.5
運輸通信業	100.0	47.4	38.4	14.2
医 療 業	100.0	31.3	55.0	13.4
調査産業計	100.0	61.1	33.7	5.0

45年女子パートタイム雇用調査

注) 常用とは雇用契約期間に定めのないもの
臨時とは1ヵ月以上1年以内の雇用契約期間を定めているもの
日雇いは日々、あるいは1ヵ月未満の雇用契約期間を定めているもの

表 3-2 女子パートタイマー中常用パートタイマーのしめる割合

	製 造 業	卸売業小売業	金融保険業	運輸通信業	医 療 業	調査産業計
計	61.7	73.3	39.8	47.4	31.3	61.1
500人以上	57.1	69.9	12.2	11.9	56.7	55.8
100~499人	64.1	72.2	30.1	49.2	16.7	60.8
30~99人	64.2	75.2	50.9	81.3	78.2	67.1

注) 常用の定義は表 3-1 参照

45年女子パートタイム雇用調査

表 3-3 勤続年数別女子パートタイマーの構成

	製 造 業	卸売業小売業	運輸通信業	医 療 業	調査産業計
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1ヵ月未満	1.0	2.5	2.9	1.1	1.5
1~6ヵ月未満	17.0	18.4	23.8	17.7	17.9
6ヵ月~1年未満	18.1	18.6	27.2	23.2	19.6
1年台	26.1	24.5	31.6	23.2	26.2
2年台	16.2	13.9	5.7	11.1	14.4
3年台	11.6	11.3	2.8	7.7	10.3
4年台	5.1	3.0	1.5	5.5	4.4
5年以上	4.8	7.6	4.0	10.5	5.6
不明	0.1	0.2	0.5	—	0.2

45年女子パートタイム雇用調査

内の雇用契約をしている臨時、日雇いである。(表 3-1)

フルタイマーも含めた女子雇用者全体では86% (45年労働力調査) まで常用であることを考えてみると、パートタイマーの場合の臨時日雇いの割合は非常に高い。雇用の近代化のひとつとして常用労働者の割合が年々高まり、男子では94%まで常用となっているが、女子の場合はここ数年常用の割合が徐々に低下するという逆の現象が起っている。こ

の傾向とパートタイマーの増加が少なからずつながりを持っているのである。

常用パートタイマーの割合が高いのは製造業 (62%)、卸売業・小売業 (73%) で、医療業 (31%)、金融保険業 (40%)、運輸通信業 (47%) では低い。

また、規模別には、大規模事業所ほど常用の割合が低い傾向が出ており、500人以上では56%、100~499人では61%、30~99人では67%が常用となっている。(表 3-2)

一方パートタイマーの勤続年数をみると、1年未満が39%、1年以上が61%であるが、1年台に26%とかなり集中しており、2年台14%、3年台10%などとなっている。5年以上の長期勤続者が全体で6%であるが、医療業では11%、卸売業・小売業では8%と若干高い。(表 3-3)

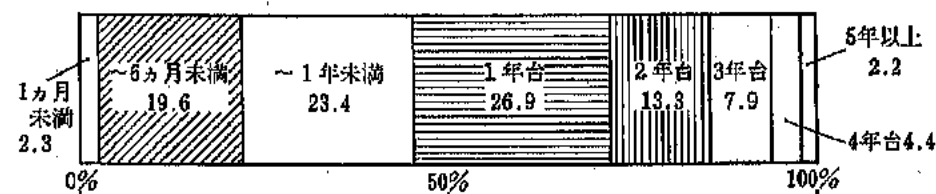
平均勤続年数 (表 3-4) は、最も数の多い製造作業で、1年9ヵ月前後であるが中で紡績工の2年5ヵ月、金属機械工の2年2ヵ月が長い方である。事務員が1年5ヵ月、販売員が1年9ヵ月、電

表 3-4 職種別勤続年数別女子パートタイマーの構成

職 種	計	6ヵ月未満	6ヵ月~1年未満	1年台	2年台	3年台	4年台	5年以上	不明	平均勤続年数
事務	100.0	26.4	22.1	23.3	12.3	7.6	2.6	5.7	—	1年5月
販売	100.0	20.6	17.8	34.4	14.8	11.6	3.1	7.7	—	1・9
ウエートレス	100.0	50.0	16.7	14.3	9.5	7.1	—	2.4	—	1・0
値札つけシールはり	100.0	22.1	10.5	29.5	21.1	7.4	2.1	6.3	1.0	1・8
電話交換	100.0	25.0	33.1	34.5	2.2	0.3	—	4.1	0.8	1・5
車掌、運転手	100.0	31.3	43.8	18.7	6.2	—	—	—	—	0・8
郵便区分	100.0	44.4	25.0	27.8	—	1.4	1.4	—	—	0・7
看護	100.0	19.4	24.6	20.9	12.3	7.8	4.5	10.4	—	2・1
薬剤師等	100.0	16.1	29.0	22.6	9.7	12.9	6.5	3.2	—	1・9
清掃、洗車	100.0	15.0	14.2	30.0	14.6	10.1	5.7	10.1	0.4	2・8
贈り、皿洗い	100.0	15.8	17.1	25.4	14.6	9.6	6.7	10.4	0.4	2・1
製糸紡織	100.0	21.6	12.3	19.7	10.4	15.9	7.4	12.3	0.3	2・5
縫製	100.0	29.3	14.9	23.5	18.8	7.7	5.3	0.6	—	1・5
金属機械工	100.0	11.8	20.5	28.2	15.9	8.7	7.7	6.7	0.5	2・2
木工機械工	100.0	26.7	13.3	16.7	33.3	3.3	—	6.7	—	1・8
製造組立	100.0	15.8	19.1	27.5	17.1	11.7	5.3	3.4	—	1・9
検査、選別	100.0	19.0	14.9	28.1	14.3	14.0	5.3	4.1	0.3	1・11
包装	100.0	14.9	20.3	27.8	15.4	12.9	4.2	4.3	0.1	1・9
製造現場の雑役	100.0	26.5	15.7	25.3	16.3	8.4	3.6	4.2	—	1・7

45年女子パートタイム雇用調査

図 3-5 臨時、日雇い契約の女子パートタイマーの勤続年数



話交換手が1年5カ月、看護婦が2年1カ月、清掃員が2年8カ月、食堂関係の職種が2年1カ月などとなっている。

職種により若干長短があるが、大体2年前後の平均勤続年数を示し、雇用の実態が臨時的なものないことを明らかにしている。(表 3-4)

雇用契約期間と勤続年数をクロスしてみると、臨時、日雇い契約のパートタイマーでも1年以上勤続している者が55%を占めており、実質的には常用雇用とみなしてもよい労働者が多い。(図 3-5)

(2) 労働時間

所定労働日

パートタイマーの9割近くがフルタイマーと同じ労働日に就労しており、週の特定日だけ就労するものは4%程度で、月の特定日就労にいたっては1%しかない。労働日がきまっていないパートタイマーは7%である。(表 3-6)

製造業では週あるいは月の特定日就労の型が特に少なく92%まで「フルタイマーと同じ」毎日就労であるが、他の産業では特定日就労が1割以上みられるし、同時に就労日不定の者も比較的多くなっており、パートタイマーの労働日の型に多様性がある。医療業では主な職種である看護婦の勤務が夜勤を含む交替制をとっているため週の労働日数が一定しない。そのため就労日不定の回答が多くなっている。

40年の調査にくらべるとパートタイマーの労働日がよりフルタイマーと同じ型に移行してきているのがわかる。(表 3-6、図 3-7)

44年の賃金構造基本統計調査によれば、女子パートタイマー(規模10人以上の常用雇用のみ)の平均月間実労働日数は21日前後で、フルタイムの常用女子労働者のそれにくらべ約3日少ないという結果がでている。

表 3-6 労働日の型別女子パートタイマーの構成

産業	労働日の型	計	フルタイマーと同じ	休日なし毎日	週の特定日					月の特定日	きまっていない
					小計	3以下	4日	5日	不明		
製造業		100.0	91.5	0.2	1.9	0.8	0.4	0.7	—	0.7	5.7
500人以上		100.0	93.9	—	1.5	0.5	0.2	0.8	—	0.8	3.8
100~499人		100.0	94.1	0.1	2.0	0.6	0.4	1.0	—	0.7	3.1
30~99人		100.0	84.0	0.4	2.5	1.6	0.5	0.4	—	0.8	12.3
卸売業、小売業		100.0	73.7	1.9	10.8	9.0	0.3	1.0	0.5	2.8	10.8
金融保険業		100.0	64.1	—	16.0	3.3	1.6	10.7	0.4	2.8	17.1
運輸通信業		100.0	77.8	1.4	13.1	6.8	0.4	0.8	5.1	0.5	7.2
医療業		100.0	65.3	0.5	11.2	4.4	1.1	5.7	—	2.7	20.3
調査産業計		100.0	86.9	0.5	4.3	2.4	0.4	1.2	0.3	1.1	7.2

45年女子パートタイム雇用調査

所定労働時間

パートタイマーの1日の所定労働時間は6時間台の者が最も多く32%を占めている。それについて5時間台、7時間台、4時間台にそれぞれ17~19%程度均等に分布している。しかし、製造業以外の産業ではこの全体の傾向とかなりおもむきを異にしている。

卸売業・小売業では5時間台が最も多く31%を占めこれについて4時間台が27%となっており、製造業にくらべて分布の型が1時間ずつ短くあらわれている。

運輸通信業では4時間台に57%と大半が集中しており特異な型を示している。

医療業では4時間台に26%、5時間台に22%、6時間台に23%とこの時間に比較的均等に分布している。(表 3-8)

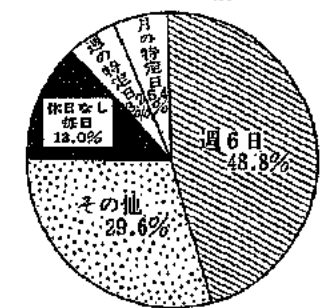
フルタイマーとの所定労働時間の差

フルタイマーとパートタイマーの所定労働時間の差をみると、33%が1時間台の差、27%が2時間台の差となっており、3時間以上短くなっているパートタイマーは2割程度にとどまっている。中にはフルタイマーより15分、30分程度しか短くない者もあり、労働時間の面からパートタイムの意味を疑われるような所定労働時間の者もある。なおこの表の「時間差なし」というのは、すべて労働日数がフルタイマーより短い者である。(表 3-9)

さらに、事業所における所定労働時間ごとに、フルタイマーとパートタイマーの所定労働時間の差をみると、女子フルタイマーの所定労働時間が7時間未満と短い事業所では、フルタイマーとの労働時間差が全くないパートタイマーが半数以上を占めており、また1時間未満の差というパートタイマーも1割以上みられ、時間差の少ないパートタイマーが多い。(表 3-10)

44年の賃金労働時間制度総合調査で週所定労働時間をみると35~40時間未満が34%を占めて最も多

図 3-7 労働日の型別(産業計)女子パートタイマーの構成



40年パートタイム雇用調査

表 3-8 所定労働時間別女子パートタイマーの構成

	製造業	卸売業小売業	運輸通信業	医療業	調査産業計
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
~1時間台	0.4	—	0.3	—	0.3
2 "	0.8	0.7	1.5	3.4	1.1
3 "	5.1	5.6	10.4	8.4	6.0
4 "	7.7	26.5	57.3	26.1	17.2
5 "	16.6	31.0	13.8	22.0	19.1
6 "	39.8	20.6	8.9	23.4	32.3
7 "	23.4	10.4	6.1	7.7	18.4
8時間	4.5	4.4	1.1	6.7	4.2
8時間を超える	0.1	0.6	—	—	0.1
不定・不明	1.6	0.2	0.6	3.2	1.4

45年女子パートタイム雇用調査

表 3-9 フルタイマーとの労働時間差別女子パートタイマーの構成

産業	フルタイマーとの労働時間差	計	時間差 0 (全 く な し)	1時間 未 満	2時間 "	3時間 "	4時間 "	5時間 "	6時間 "	6時間 以上の 差	不 明
製 造 業		100.0	3.0	6.8	39.2	28.2	7.8	4.5	1.1	0.6	8.8
500人以上		100.0	3.0	5.2	47.6	26.5	5.1	3.7	0.7	0.8	7.4
100~499人		100.0	0.7	7.6	36.4	30.5	9.8	3.5	1.0	0.9	9.6
30~99人		100.0	6.6	7.9	31.9	27.0	8.4	7.0	1.8	—	9.4
卸売業・小売業		100.0	6.1	4.5	14.3	23.8	21.3	6.5	8.5	2.5	12.5
金融保険業		100.0	4.7	11.3	29.5	27.7	10.5	6.4	0.9	—	9.0
運輸通信業		100.0	13.1	1.7	4.0	13.4	46.5	10.3	2.2	0.9	7.9
医 療 業		100.0	6.1	2.3	12.5	24.8	20.7	12.9	1.5	14.1	5.1
調査産業計		100.0	4.0	6.2	33.0	26.8	12.0	5.3	2.1	1.4	9.2

45年女子パートタイム雇用調査

表 3-10 フルタイマーの労働時間別フルタイマーとの労働時間差別女子パートタイマーの構成

フルタイマーとの労働時間	フルタイマーとの労働時間差	計	時間差 0 (全 く な し)	1時間 未 満	2時間 "	3時間 "	4時間 "	5時間 "	6時間 "	6時間 以上の 差	不 明
6時間未満		100.0	69.9	18.1	3.5	6.6	2.4	—	—	—	0.5
6~7時間未満		100.0	53.5	11.5	15.1	8.9	1.4	0.4	0.1	—	9.1
7~8 "		100.0	3.4	8.9	38.7	21.0	14.3	5.0	0.5	0.7	7.5
8 時 間		100.0	2.6	3.9	31.0	34.1	10.4	6.0	3.3	1.6	7.1
8時間をこえる		100.0	0.9	2.2	6.8	21.5	22.8	9.0	17.3	14.7	4.8
調査産業計		100.0	4.0	6.2	33.0	26.8	12.0	5.3	2.1	4.4	9.2

45年女子パートタイム雇用調査

表 3-11 週所定労働時間階級別パートタイム労働者の構成

産 業	計	時間：分 ~14.59	15.00~ 19.59	20.00~ 24.59	25.00~ 29.59	30.00~ 34.59	35.00~ 39.59	40.00~
調査産業計	100.0	3.2	4.6	9.0	8.7	21.9	34.0	18.7
製 造 業	100.0	2.0	4.1	7.0	5.5	22.7	40.0	18.7
卸売業・小売業	100.0	3.5	5.3	15.2	20.3	21.3	14.8	19.7

44年賃金労働時間制度総合調査

く、ついで30~35時間未満の22%、40時間以上の19%などとなっており、パートタイマーの53%が週35時間以上就労している。(表 3-11)

女子パートタイマーの実労働時間については44年賃金構造基本統計調査で、1日平均6時間前後でフルタイマーにくらべて2時間前後短いという結果が出ている。

労働時間についてとりあげた数字はすべて、所定労働時間がフルタイマーより短い者についてのものであるが、それにしてもパートタイマーの労働時間は相当長く、「パートタイム」といいたいのものが多い。たとえば1日7時間以上働いているパートタイマーが製造業では28%もいるが、これなど

は条件のよい事業所のフルタイマーの労働時間とくらべてなんら短いとはいえない。(45年に5,000人以上の大企業では26%の事務所で所定労働時間が週40時間以下となっている(表 6-9)。

また事業所の実態のところで述べるように(表 6-5)、フルタイマーと同じ時間働いていながらパートタイマーとよばれている労働者がかなりあることがわかっているが、45年東京都の調査によると製造業のパートタイマーの20%が、実働時間がフルタイマーと大体同じと回答している。(表 3-12)このようなパートタイマーがおおかたの調査の対象からはずれているのが現状である(巻末調査一覧表参照)が、これら「時間の短くないパートタイマー」が我国のパートタイマーの実情としてみのがしえない存在であることは、「女子パートタイム雇用に関する専門家会議」でも指摘されている。

表 3-12 実労働時間のフルタイマーとの比較意識

	製 造 業			卸・小 売 業			サ ー ビ ス 業			合 計
	299人 以下	300人 以上	計	49人 以下	50人 以上	計	49人 以下	50人 以上	計	
短 か い	75.7	73.8	74.2	81.5	80.8	80.9	86.7	82.8	83.2	76.7
む し ろ 長 い	1.1	2.1	1.9	4.9	2.3	2.9	—	16.4	1.5	2.1
大 体 同 じ	19.9	19.5	19.6	11.1	15.4	14.4	13.3	13.9	13.9	17.8
はっきりいえない	3.3	4.5	4.3	2.5	1.5	1.8	—	16.4	1.5	3.4
計	100.0 (181)	100.0 (753)	100.0 (934)	100.0 (81)	100.0 (260)	100.0 (341)	100.0 (15)	100.0 (122)	100.0 (137)	100.0 (1,412)
N	A	(7)	(33)	(40)	(1)	(7)	(8)	(1)	(7)	(8)

注) () 内はパートタイマーの実数

44年パートタイム雇用実態調査(東京都)

就労時間帯

前述の労働時間の実態からも推測されることであるが、パートタイマーの大部分(74%)は午前から午後にかけての1日就労の型をとっている。午前みの就労は9%、午後みの就労は5%、夕刻から夜へかけての夜間就労が4%となっている。

しかし、産業によって就労の型にかなり差があり、1日就労が大部分となっているのは製造業と金融保険業で、他の産業、すなわち卸売業・小売業では午後就労が、運輸通信業では午前就労および夜間就労が、医療業では午前就労がかなりの割合を占めている。(表 3-13)

始業時刻

パートタイマーの56%は9時台が始業時刻となっており、ついで、8時台の始業が18%、10時台の

表 3-13 就労の時間帯別女子パートタイマーの構成

産 業	計	早 朝 就 労	午 前 就 労	午 前・午 後 就 労	午 後 就 労	夜 間 就 労	不 明
製 造 業	100.0	—	7.0	81.6	2.3	1.6	7.5
卸売業・小売業	100.0	0.4	9.2	50.9	21.7	9.2	8.6
金融保険業	100.0	0.2	8.2	82.5	0.1	0.1	8.9
運輸通信業	100.0	1.4	24.2	32.4	5.8	24.3	11.9
医 療 業	100.0	1.2	34.4	43.5	2.5	0.6	17.8
調査産業計	100.0	0.2	9.1	73.8	5.0	3.6	8.3

45年女子パートタイム雇用調査

始業が7%を占め、8割をこえるパートタイマーが8～10時台に始業している。しかし、その他の時刻にもパートタイマーの始業時刻は広く分散し、5時から20時までにわたっている。

8時、9時台の始業が最も多いのは製造業で、卸売業、小売業では9時台のほか10時、11時台の始業も多く、金融保険業では9時と10時台に集中しており、医療業では製造業に似て8時、9時台の集中度が高いが、9時台よりむしろ8時台の始業の方が多くなっている。運輸通信業の始業時刻が最も広範囲に分散しており、17時、18時台の始業が23%も占めており、業種の特色—通信業の電話交換手の勤務の影響—がみられる。(表 3—14)

終業時刻

パートタイマーの終業時刻は15時～17時に大部分が集中している。16時台終業が最も多く46%、15時台が16%、17時台が12%、あわせて74%がこの時間帯に終業している。

製造業では16時台終業が特に多いが、規模が小さくなると17時台終業も相当多くなり、100人未満の事業所のパートタイマーでは約2割が17時台終業となっている。他の産業では終業時刻にも製造業にくらべ多様性がみられる。

運輸通信業のパートタイマーでは21時台に終業する者が24%で最も多く、ついで多いのが12時台に

表 3—14 始業時刻別女子パートタイマーの構成

産業	計	5～7時台	8時台	9時台	10時台	11時台	12時台	13時台	14時台	15時台	16時台	17時台	18時台	19時台	20時以後	不定	不明
製造業	100.0	0.6	19.4	65.2	3.7	0.3	0.8	1.3	0.1	—	0.3	0.7	0.9	0.1	—	1.8	4.8
500人以上	100.0	0.8	14.3	71.3	2.6	0.1	0.7	1.4	0.1	—	0.3	0.8	1.0	0.1	—	0.9	5.6
100～499人	100.0	0.6	18.3	65.2	4.4	0.4	0.6	1.0	—	—	0.2	0.4	0.9	0.1	—	1.5	5.9
30～99人	100.0	0.2	28.3	55.8	4.2	0.4	1.1	1.8	0.1	—	0.2	0.8	0.9	—	—	3.5	2.7
卸売業・小売業	100.0	1.2	6.1	24.2	26.6	11.6	7.0	3.0	0.3	1.0	3.3	4.9	2.1	0.1	—	1.7	6.9
金融保険業	100.0	2.2	6.9	49.6	32.1	0.1	—	—	0.1	—	—	0.1	—	—	—	6.8	2.1
運輸通信業	100.0	4.2	21.0	29.4	4.2	1.2	0.8	2.7	0.3	0.7	1.1	18.7	4.1	0.4	0.2	4.9	6.1
医療業	100.0	2.7	41.3	30.8	3.9	—	—	2.4	—	0.1	0.6	0.3	—	0.3	—	—	17.6
調査産業計	100.0	0.9	18.2	56.4	7.4	1.8	1.6	1.6	0.1	0.2	0.7	2.1	1.2	0.1	—	2.0	5.7

45年女子パートタイム雇用調査

表 3—15 終業時刻別女子パートタイマーの構成

産業	計	11時台以前	12時台	13時台	14時台	15時台	16時台	17時台	18時台	19時台	20時台	21時台	不定	不明
製造業	100.0	0.4	4.2	2.2	2.3	17.8	53.4	9.7	0.7	0.6	0.3	1.4	2.1	4.9
500人以上	100.0	0.9	3.1	2.6	2.3	19.1	58.4	3.5	1.1	0.6	0.4	1.6	0.9	5.5
100～499人	100.0	0.4	4.0	2.6	2.7	18.6	52.3	9.4	0.6	0.6	0.2	1.0	2.3	5.3
30～99人	100.0	—	6.1	1.1	1.6	14.8	48.1	18.7	0.4	0.6	0.1	1.9	3.5	3.1
卸売業・小売業	100.0	2.7	2.3	3.5	5.6	6.4	27.2	23.8	9.2	0.9	3.5	6.2	1.8	6.9
金融保険業	100.0	1.8	0.8	6.2	9.3	19.2	32.9	19.8	1.3	0.1	0.1	—	6.8	2.7
運輸通信業	100.0	2.7	20.7	1.8	2.7	11.1	9.6	13.6	0.9	0.9	1.2	23.7	4.9	6.2
医療業	100.0	2.9	18.6	10.1	3.9	21.3	17.3	6.3	1.0	0.2	0.6	—	—	17.8
調査産業計	100.0	1.0	5.2	2.7	3.0	16.1	46.1	11.9	1.9	0.6	0.8	3.0	2.2	5.5

45年女子パートタイム雇用調査

終業する者21%となっている。医療業では3割をこえるパートタイマーが13時台より以前に終業している。(表 3—15)

残業

パートタイマーの37%が残業をしている。そのうち29%までは所定労働時間と残業時間とを合わせて8時間以内の残業で、8時間をこえる残業をした者は6%である。8時間をこえる残業はもっぱら製造業と医療業にみられる。製造業では所定労働時間そのものが6～7時間とかなり長いので残業を含めると8時間をこえやすく、医療業の場合は休日出勤の例が「8時間をこえる」中に多く含まれている。

卸売業・小売業では製造業よりも残業した者の割合が高く48%にのぼっている。しかし、所定労働時間が比較的短いこともあってそのほとんどが所定労働時間と合わせて8時間以内の残業である。

運輸通信業は残業した者の割合が最も少なく13%にとどまっている。運輸通信業の主な職種である電話交換手の勤務が厳密な交替制の下におこなわれているため残業の余地がないという実情が影響している。(表 3—16)

残業をしたことのあるパートタイマーの半数は残業することを承知で入社しているが、残り半数は残業をしない約束で入社した者や、残業のことは予想していなかったのでもとりきめを結ばなかったと答えている者である。(表 3—17)

残業をしたパートタイマーのうち、残業分の賃金を普通の時間給で支払われた者が69%、割増賃金で支払われた者が25%、全然支払われなかった者が5%である。(表 3—18)

労働基準法の最低基準では8時間をこえる分の残業について割増賃金の支払いを定めているが、残業をしたパートタイマーのうち、所定労働時間と残業時間を合わせて8時間をこえた者についてみると、割増賃金を支払われた者は54%にとどまり、42%は普通の時間給で支払われており、5%は全然

表 3—16 残業の有無別女子パートタイマーの構成

	計	残業あり	所定労働時間を含めて8時間以内	8時間をこえる	残業時間不明	残業なし
製造業	100.0	37.0	26.9	8.1	2.0	62.9
500人以上	100.0	37.8	27.7	8.4	1.7	62.1
100～499人	100.0	35.5	25.9	7.1	2.5	64.5
30～99人	100.0	36.9	25.0	9.6	2.3	62.6
卸売業・小売業	100.0	48.0	46.3	0.2	1.5	51.8
500人以上	100.0	46.3	44.8	0.2	1.3	53.4
100～499人	100.0	53.6	50.7	0.3	2.6	46.4
30～99人	100.0	44.4	43.9	—	0.5	55.6
運輸通信業	100.0	12.7	9.4	3.2	0.1	81.1
医療業	100.0	49.3	36.8	9.8	2.7	50.5
調査産業計	100.0	37.2	29.1	6.3	1.8	62.7
500人以上	100.0	36.5	28.6	6.4	1.5	63.3
100～499人	100.0	38.2	29.8	6.0	2.4	61.7
30～99人	100.0	38.3	29.7	6.8	1.8	61.4

注) 休日出勤は「8時間をこえる」残業に含めて集計した。

45年女子パートタイム雇用調査

表 3-17 残業に関する入社時のとりきめ別女子パートタイマーの構成

	計	残業すること を承知	残業はしな いとりきめ	その他 注)	不 明
製 造 業	100.0	47.6	12.8	38.3	1.3
卸売業・小売業	100.0	53.6	16.9	38.9	0.6
運輸通信業	100.0	55.4	10.8	33.8	—
医 療 業	100.0	52.5	17.5	30.0	—
調査産業計	100.0	49.6	14.1	35.3	1.0
500人以上	100.0	46.8	17.7	34.4	1.1
100~499人	100.0	53.4	8.8	37.5	0.3
30~99人	100.0	54.9	8.7	34.0	2.4

注)「その他」の具体的内容
 残業のことは知らなかった 320人
 入社時残業について話し合いはなかった 227
 入社後頼まれてやむなく承諾した 102
 仕事の状況で判断して自分の意志でする 65
 具体的に記入した者の計 714

表 3-18 残業手当支払い状況別女子パートタイマーの構成

	計	制 賃 金 で	普 通 の 時 間 給 で	全 然 支 払 わ れ な い	そ の 他	不 明
計	100.0	24.7	68.7	5.2	0.1	0.1
所定労働時間を含めて8時間以内の残業	100.0	18.1	75.4	5.0	1.0	0.5
“ 8時間をこえる”	100.0	53.7	41.6	4.7	0.2	—
残業した時間不明	100.0	28.3	56.7	9.7	—	5.3

45年女子パートタイム雇用調査

表 3-19 パートタイマーの残業の有無別事業所の構成

	製 造 業			卸売業・小売業			サ ー ビ ス 業			合 計
	299人 以下	300人 以上	計	49人 以下	50人 以上	計	49人 以下	50人 以上	計	
パートタイマーに 残業させることが ある	30.8	38.1	32.9	35.8	43.2	38.7	26.1	45.0	34.9	35.5
残 業 が な い	69.2	61.9	67.1	64.2	56.8	61.3	73.9	55.0	65.1	64.5
計	100.0 (104)	100.0 (42)	100.0 (146)	100.0 (81)	100.0 (51)	100.0 (132)	100.0 (23)	100.0 (20)	100.0 (43)	100.0 (321)
N	A	(1)	(1)	—	—	—	—	—	—	(1)

44年パートタイム雇用実態調査(東京都)

支払いを受けていない。

44年の東京都の調査では「パートタイマーに残業させることがありますか」という問に対して、36%の事業所が「残業させることがある」と答えている。このように、パートタイマーが残業をするということは、パートタイマーの本来の姿である労働時間が短いという特性をますます曖昧にするものである。(表 3-19)

(3) 賃金

所定賃金

パートタイマーの賃金(45年10月)は1時間当り140円、150円台に最も多く、ついで120円、130円台に多い。100円未満の者は3%と少ないが、200円以上の者も11%にとどまっている。260円以上の

表 3-20 賃金(1時間当り)階級別女子パートタイマーの構成

	製 造 業	卸売業・小売業	運輸通信業	医 療 業	調査産業計
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
100 円未満	3.9	1.7	1.2	0.7	3.1
100~119円	14.2	9.7	9.1	9.5	12.6
120~139	26.0	20.3	11.4	8.4	22.3
140~159	28.5	23.7	16.9	20.5	26.0
160~179	19.7	19.1	5.4	9.8	17.4
180~199	5.4	14.6	8.3	8.9	7.5
200~219	0.7	5.3	18.4	15.4	4.3
220~239	1.3	3.4	3.5	9.5	2.4
240~259	0.1	1.8	16.1	7.3	2.5
260~279	0.1	0.1	8.1	5.7	1.3
280~299	—	0.1	0.2	0.5	0.1
300 円以上	—	0.1	1.4	2.7	0.3
不 明	0.1	0.1	—	1.1	0.2

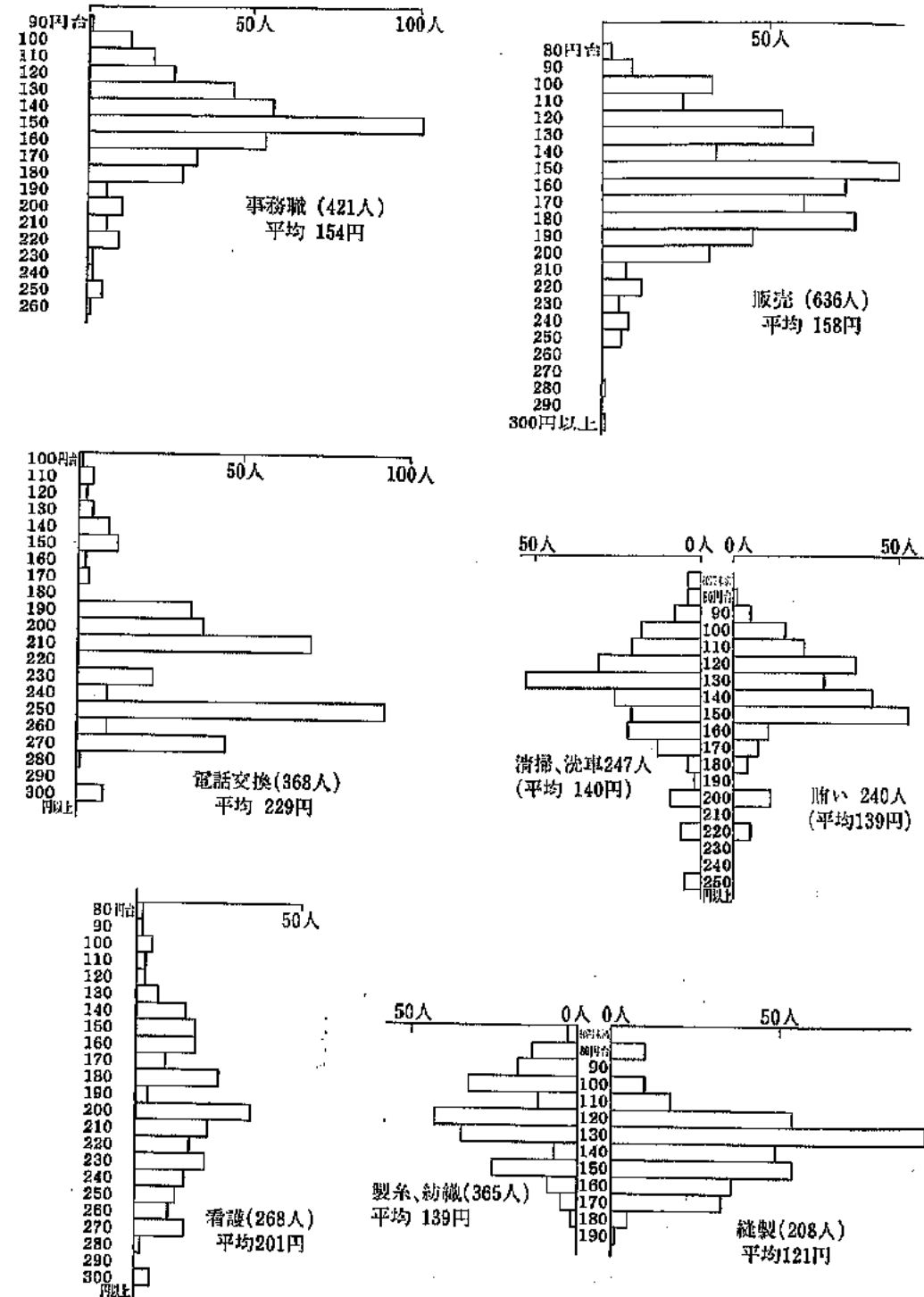
45年女子パートタイム雇用調査

表 3-21 職種別女子パートタイマーの賃金(1時間当り)

職 種	計	~99円	~119円	~139円	~159円	~179円	~199円	200円以上	平均賃金
事 務	100.0	—	7.8	16.6	37.5	20.7	8.3	8.9	154円
販 売	100.0	1.9	9.0	18.4	19.3	20.9	19.0	11.3	158
ウ ェ ー ト レ ス	100.0	—	7.1	33.3	40.5	9.5	—	9.5	143
値札付、シール貼	100.0	2.1	12.6	27.4	35.8	13.7	8.4	—	139
電 話 交 換	100.0	—	1.4	1.6	5.7	1.4	9.2	80.7	229
郵 便 区 分	100.0	—	33.3	36.1	18.1	2.8	8.3	1.4	134
看 護 士	100.0	1.5	3.0	3.7	12.3	10.1	10.8	57.6	201
薬 剤 師 等	100.0	—	25.8	12.9	25.8	9.7	—	25.8	196
清 掃 係	100.0	6.5	15.4	34.0	19.0	14.2	2.4	8.5	140
贈 与 係	100.0	2.5	15.0	26.7	39.6	7.1	1.7	6.6	139
製 糸 紡 織	100.0	2.7	7.7	40.8	28.2	18.9	1.6	—	139
縫 製	100.0	16.8	21.6	37.5	15.9	6.7	1.0	—	121
木 工 機 械 工	100.0	6.7	70.0	3.3	13.3	6.7	—	—	115
製 造	100.0	2.8	14.1	21.8	28.7	21.7	7.6	3.1	144
検 査 選 別	100.0	3.5	14.6	20.8	31.9	20.5	6.4	2.0	143
包 装	100.0	4.9	16.1	24.8	28.1	21.0	4.3	0.7	139
金 属 機 械 工	100.0	1.0	15.4	29.7	17.9	22.6	13.3	—	144
運 搬 整 理	100.0	0.6	12.7	26.5	39.2	14.5	1.2	5.4	141

45年女子パートタイム雇用調査

図 3-22 職種別女子パートタイマーの賃金（1時間当り）



45年女子パートタイム雇用調査

者は製造業、卸売業、小売業にはほとんどなく、運輸通信業、医療業に1割程度みられるだけで、全体としては2%にみたない。(表 3-20)

製造業では200円以上の者が、わずか2%にすぎず、ほとんどが140円前後を中心に100円～200円までの間に分布している。

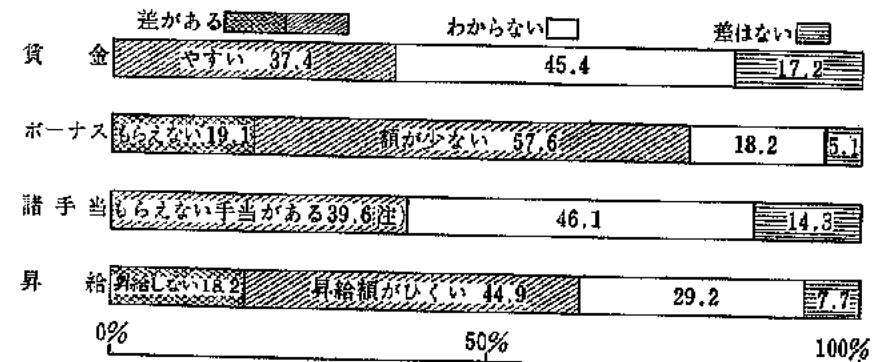
卸売業・小売業ではやはり140円前後が多いが、製造業より若干高く、100円から240円程度までに分布している。

職種別に女子パートタイマーの時間当り平均賃金をみると、電話交換手の229円、看護婦の201円、医療技術者の196円などが高い方で、事務員が154円、販売が158円、製造工はおおむね140円前後であるが、縫製工の121円、木工機械工の115円が低い方である。(表 3-21)

次いで職種別に1時間当り賃金の分布をみると(図 3-22)事務、販売のパートタイマーの賃金は150円を中心に80円～250円までの間にはほぼ正規分布の型をしているが、電話交換手では200円と250円にピークがふたつあり、看護婦では140円～270円までの間に比較的均等に分布している。看護婦の場合200円未満の賃金は主として助手、見習い看護婦のもので、有資格看護婦は200円以上とみられる。

製造工では200円以上はごく少なく、大部分が100円～190円のせまい範囲に集中しており、金属機械工でも包装工でも現場の運搬、整理係でも大体同様の賃金分布をしている。物の製造に関するパートタイマーの職種は賃金の面からみても、いずれも大差のない軽易な単純作業に属するものと推測される。

図 3-23 労働条件等におけるフルタイマーとの差別の有無別女子パートタイマーの構成



注) もらえない手当の具体的内容

残業の割増し手当	828人	公休手当	90人
精進手当	286	退職手当	27
通勤手当	206	食事手当	13
扶養手当	104	暫定手当	8
寒冷地手当	93	夜勤手当	7
住宅手当	68	出産手当	3
能率給	30	指導手当	3
大入り手当	27	すべての手当がつかない	591

45年女子パートタイム雇用調査

90円未満という低い額が出たのは販売に関する値札付けなどの作業、清掃員、縫製工、製造工の4職種、反対に300円以上という高い額が出たのは販売員、電話交換手、看護婦、薬剤師等である。

賃金については女子パートタイマーの37%がフルタイマーにくらべて差別があり、やすいと感じており、差がないとはっきり答えたのはわずか17%にすぎない。(図 3-23)

44年の賃金構造基本統計調査ではパートタイマーの賃金水準をフルタイマーと比較している。これによると女子パートタイマーの賃金水準は中卒女子初任給よりは高いがフルタイムの常用女子労働者よりは低くなっている。この水準は生産労働者、事務労働者、販売労働者、いずれの場合も同様であるが、生産労働者の賃金水準が、中卒初任給、パートタイマー、フルタイマーの間の格差が最も小さくなっている。(表 3-24)

また45年の同じ調査(表 3-25、26)では、パートタイマーの賃金を年令別、企業規模別にみてい

表 3-24 パートタイム労働者の賃金水準と各種労働者の賃金水準の比較

(製造業)

区 分	中学卒(女子)	女子パートタイム(生産)	フルタイムの常用女子(生産)	女子パートタイム(事務)	フルタイムの常用女子(職員)
1時間当り賃金(格 差)	105 (100)	124 (118)	135 (129)	144 (137)	166 (158)

(卸売業・小売業)

区 分	中学卒(女子)	女子パートタイム(販売)	フルタイムの常用女子
1時間当り賃金(格 差)	97 (100)	128 (132)	163 (158)

44年賃金構造基本統計調査

注)「フルタイムの常用女子」の1時間当り賃金

$$= \frac{\text{きまって支給する給与額}}{\text{所定内労働時間数} + \text{所定外労働時間数} \times 1.25} \quad (\text{円})$$
 (資料出所：毎月勤労統計調査(事業所規模30人以上) 44年6月分)

表 3-25 女子生産労働者の企業規模別賃金格差(製造業)

1,000人以上=100

年 令	100~999人		10~99人	
	パートタイム労働者	パートタイム労働者を除いた労働者	パートタイム労働者	パートタイム労働者を除いた労働者
20~24才	98	87	84	83
25~29	91	79	80	72
30~34	94	75	83	71
35~39	90	76	84	71
40~49	90	79	87	73
50~59	101	85	90	77

45年賃金構造基本統計調査

表 3-26 女子パートタイマー(生産労働者)の1時間当り賃金(製造業)

円

年 令	企業規模10人以上計	1,000人以上	100~999人	10~99人
20~24才	152	166	161	139
25~29	154	174	159	139
30~34	154	169	159	141
35~39	153	172	155	145
40~49	151	167	151	145
50~59	147	155	156	139

45年賃金構造基本統計調査

るが、20~24才で152円、40~49才でも151円と年令の格差はほとんどない。規模間格差は若干みられるが、フルタイマーの規模間賃金格差にくらべると小さい。

参考までに45年6月の常用女子労働者(職種別)の平均賃金を1時間当りに換算した額を表 3-27にかかげておく。

41年2月の製造業の女子パートタイマーの賃金は70円前後に集中しており、平均73円となっていたが、45年の製造業賃金は平均140円前後であるので、5年間に約2倍に上昇している。(表 3-28)

表 3-27 職種別常用女子労働者の平均賃金(1時間当り)

和 文 タ イ プ ス ト	206円	通 信 機 組 立 工	200
英 文 タ イ プ ス ト	236	通 信 機 部 品 組 立 工	169
内 線 電 話 交 換 手	213	プ リ ン ト 配 線 工	166
キ ャ ン ペ ー ジ ン グ	203	ト ラ ン ジ ス タ ー 組 立 工	203
用 務 員	171	百 貨 店 店 員	180
パ ン、洋 生 菜 子 製 造 工	137	販 売 店 員(百貨店店員を除く)	152
精 紡 工	141	保 険 外 交 員	320
織 布 工	157	給 仕 人	168
ミ シ ン 縫 製 工	137	薬 剤 師	227
横 編 メ リ ャ ス 工	141	看 護 婦	324
洋 裁 工	127	准 看 護 婦	222
皮 製 品 工	152	看 護 補 助 者	197
陶 磁 器 工	158	保 母	180
ラ ジ オ・テ レ ビ 組 立 工	184		

注) サービス業を除く、10人以上事業所

45年賃金構造基本統計調査

表 3-28 職種別1時間当り賃金額別女子パートタイマーの構成および平均賃金 %

賃金額別 職種別		計	40~	50~	60~	70~	80~	90~	100~	110~	120~	130~	140~	150~	200	不明	平均 賃金
			49円	59円	69円	79円	89円	99円	109円	119円	129円	139円	149円	159円	円以上		
計		100.0	0.0	7.5	29.8	20.1	18.0	7.0	4.2	0.1	0.3	—	—	0.1	0.1	12.8	73
事	務	100.0	—	—	3.3	0.7	49.3	13.0	3.7	—	—	—	—	—	—	30.0	83
製	造 作 業	100.0	—	0.6	22.9	26.1	22.2	12.0	6.0	0.1	—	—	—	—	—	10.1	77
	電 気 機 械 器 具	100.0	—	0.8	16.3	27.1	26.9	26.1	2.2	—	—	—	—	—	—	0.6	78
	製 糸・紡 織	100.0	—	—	3.1	13.0	2.8	10.8	23.9	—	—	—	—	—	—	46.4	91
	飲 食 料 品	100.0	—	1.7	9.9	—	53.7	—	38.0	1.7	—	—	—	—	—	—	87
	そ の 他 の 製 造 作 業	100.0	—	0.4	38.1	130.6	17.1	0.1	0.5	—	—	—	—	—	—	13.2	71
	不 明	100.0	—	—	—	96.0	—	—	4.0	—	—	—	—	—	—	—	74
単	純 作 業	100.0	0.0	14.0	36.9	15.5	13.6	1.8	2.7	—	0.2	—	—	0.2	—	15.1	69
	包 装 装 束	100.0	—	20.8	40.6	5.3	13.5	1.2	3.1	—	0.3	—	—	—	—	15.2	66
	清 掃	100.0	0.1	6.0	61.0	11.8	8.3	4.5	2.2	—	0.4	—	—	1.4	—	4.3	71
	そ の 他	100.0	—	8.7	22.5	29.5	15.9	1.6	2.4	—	—	—	—	—	—	19.4	72
	不 明	100.0	—	—	19.2	80.8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	69
そ	の 他	100.0	—	—	—	1.5	6.2	53.2	—	2.2	27.3	—	—	0.7	—	8.9	118

注) 160円~199円は該当なし
製造業のみ

40年パートタイム雇用調査

賞 与

図 3—23にあるようにパートタイマーの19%が賞与がもらえない、58%が賞与の額が少ないと答えており、約8割が賞与についてフルタイマーとの間に差別があるとしている。「差がない」とははっきり答えたのはわずか5%である。

事業所の実態のところであつたようにパートタイマーにも賞与を支給する事業所が相当多くなっている、40年の調査（女子パートタイマーのうち賞与をもらっていないものが65%）にくらべると、額はともかく賞与が支給されているパートタイマーは大幅に増えている。（表 3—29）

パートタイマーに支給された賞与の額についての全国的調査は40年のものしかないが、（表 3—30）、1,000円に満たない少額の者が2割もあり、大部分が1万円未満である。平均は5,177円となっ

表 3—29 賞与支給の有無別女子パートタイマーの構成 %

支給有無別 規模別	計	あ		な	し
		40年12月 支給			
計	100.0	35.3	34.4	64.7	
1,000人以上	100.0	77.0	75.7	23.0	
500~999人	100.0	15.3	15.7	84.7	
100~499人	100.0	29.1	29.1	70.9	
30人 99人	100.0	29.4	28.3	70.1	

40年パートタイム雇用調査

表 3—30 賞与支給額別女子パートタイマーの構成 %

賞与額別	規模別	計	1,000人以上 500~999人 100~499人 30~99人			
			1,000人以上	500~999人	100~499人	30~99人
計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
~ 999円		19.9	1.3	8.2	14.1	46.8
1,000~1,999		6.9	5.0	42.1	11.3	—
2,000~2,999		12.4	11.4	8.8	19.2	6.3
3,000~3,999		7.5	5.9	18.9	11.7	3.1
4,000~4,999		5.3	3.7	—	6.6	6.3
5,000~5,999		8.8	3.2	7.5	10.8	12.5
6,000~6,999		2.5	5.4	0.6	2.3	—
7,000~7,999		6.3	13.8	1.3	—	6.3
8,000~8,999		4.5	7.4	0.6	3.3	3.1
9,000~9,999		7.2	8.1	—	5.2	9.4
10,000~10,999		8.2	16.9	6.3	7.5	—
11,000~11,999		2.0	5.1	1.3	0.9	—
12,000~12,999		2.2	1.9	0.6	1.9	3.1
13,000~13,999		2.8	3.6	—	1.9	3.1
14,000~14,999		0.3	0.3	1.9	0.5	—
15,000~19,999		1.3	3.4	1.9	0.5	—
20,000円以上		0.7	2.3	—	—	—
不 明		1.2	1.3	—	2.3	—
平均金額		5,177円	7,888円	3,360円	4,287円	3,567円

40年パートタイム雇用調査

表 3—31 ボーナス支給額別パートタイマーの構成

産業別・規模別	製 造 業			卸売業・小売業			サ ー ビ ス 業			計
	299人以上	300人以上	計	49人以下	50人以上	計	49人以下	50人以上	計	
5千円未満	15.5	22.8	21.3	23.7	15.0	16.9	50.0	10.4	11.9	19.6
5千~1万円未満	33.6	19.8	22.8	27.3	25.0	25.5	20.0	37.7	35.6	24.8
1~1.5万円未満	15.5	22.3	20.9	18.2	29.3	26.6	10.0	20.8	19.5	22.1
1.5~2万円未満	9.5	12.5	11.9	6.8	8.6	8.2	10.0	19.5	18.4	11.8
2~3万円未満	19.0	16.5	17.1	11.4	17.1	5.8	10.0	6.5	6.8	15.7
3~5万円未満	6.9	5.5	5.9	11.4	4.3	6.0	—	5.1	4.6	5.8
5万円以上	—	0.2	0.2	2.3	0.7	1.1	—	—	—	0.4
計	100.0 (116)	100.0 (429)	100.0 (545)	100.0 (44)	100.0 (140)	100.0 (184)	100.0 (10)	100.0 (77)	100.0 (87)	100.0 (816)
N	A	(4)	—	(26)	(1)	(6)	(7)	—	(8)	(41)
平均額(円)	14,397	14,120	14,179	15,170	14,143	14,389	9,500	13,052	12,644	14,063

勤続年数別								%		
	5,000 円未満	5千~1 万円未満	1~1.5万 円未満	1.5~2万 円未満	2~3万 円未満	3~5万 円未満	5万円 以上	計	NA	平均額
3カ月未満	28.6	28.6	21.4	14.3	7.1	—	—	100.0 (14)	(3)	10,536円
3~6ヵ月未満	78.6	7.1	—	3.6	10.7	—	—	100.0 (28)	(1)	7,768
6ヵ月~1年未満	41.4	28.6	23.8	2.6	1.8	1.8	—	100.0(227)	(7)	8,800
1~2年未満	7.6	32.7	25.6	11.7	15.3	6.7	0.5	100.0(233)	(6)	14,798
2~5年未満	7.3	18.3	18.7	19.1	26.0	10.3	0.4	100.0(262)	(16)	18,216
5年以上	3.4	17.0	28.3	18.9	28.3	1.9	1.9	100.0 (53)	(7)	17,076
計	19.6	24.9	22.1	11.8	15.5	5.8	0.4	100.0(807)	(40)	14,052
N	A	(2)	(1)	(2)	(1)	(3)	—	(9)	(1)	

注) () 内はパートタイマーの実数

44年パートタイム雇用実態調査（東京都）

ている（表 3—30）。これを当時のパートタイマーの平均1時間当り賃金（73円）でみると約71時間分となり、1日6~7時間労働が多いから、約10~11日分に相当する額であるが、40年12月の製造業女子生産労働者の賞与（毎月勤労統計調査による）が19,495円で、月給（16,059円）の1,2カ月分に相当しているのと比べると、極めて少額であることがわかる。

全国的な数字ではないが東京都の調査（表 3—31）で44年夏の賞与支給額を参考までにあげると、平均14,063円で、5,000円から15,000円が多く約半数を占めるが、5,000円未満も20%を占めている。3万円以上は6%と非常に少ない。

この額は全国的な数字よりも高額になっていると思われるが、44年の全国の常用女子労働者の平均賃金（月額36,838円）とくらべると0.5カ月分に満たない額である。

諸 手 当

図 3—23にあるようにパートタイマーの40%がフルタイマーに支給されている手当のうちもらえないものがあると答えており、手当支給に差別がないと答えたのは14%のみである。

パートタイマーであるためにもらえない手当として最も多くあげられたのが残業手当で、ほかには精勤手当、通勤手当、扶養手当などが多くあげられている。また、「全ての手当がつかない」という

表 3-32 交通費支給状況別女子パートタイマーの構成

支給状況別 規模別	計	支 給 あ り	支 給 あ り の 内 訳					支 給 し な い	不 明
			小 計	実 費	定期券 回数券	その他	不 明		
計	100.0	23.9	100.0	20.9	24.7	44.7	9.8	75.4	0.7
1,000人以上	100.0	47.4	100.0	23.4	15.1	56.4	5.1	52.5	0.1
500~999人	100.0	8.8	100.0	4.4	5.5	89.0	1.1	91.2	—
100~499人	100.0	27.0	100.0	26.8	36.9	33.8	2.5	71.2	1.8
30~99人	100.0	14.0	100.0	6.7	13.3	46.7	33.3	86.0	—

40年パートタイム雇用調査

者が残業手当をもらえないと答えたものよりも多くなっている。

諸手当の中では通勤手当は最も支給率の高いものであるが、これが支給されている。パートタイマーの割合は40年調査（表 3-32）の24%という数字しかない。当時は1,000人以上の大規模事業所に働くパートタイマー以外では交通費が支給されない者が非常に多かったことを示している。

現在の状況をは握するデータはないが、事業所の実態（6割の事業所で支給）から推測すれば、40年よりはかなり交通費を支給されている者が増えていると考えられる。

昇 給

パートタイマーが常用雇用で、フルタイマーと同様の仕事をし、勤続年数も長くなると当然昇給が考えられるが、後述するようにパートタイマーの定期昇給制度はない事業所の方が多く（表 6-13）、パートタイマーも多くがこの点についてフルタイマーとの差別を感じている。

表 3-33 女子パートタイマーのうち社会保険に加入している者の割合

	健康保険	厚生年金	失業保険
製 造 業	40.7	38.3	36.6
500人以上	48.9	47.8	45.7
100~499人	31.6	27.8	24.8
30~99人	17.7	15.6	17.9
卸売業・小売業	47.4	46.2	28.1
500人以上	59.1	57.3	27.3
100~499人	40.7	40.1	33.8
30~99人	26.2	25.7	22.4
運輸通信業	53.8	43.6	16.7
医療業	47.9	43.9	35.2
調査産業計	43.7	40.6	33.1
500人以上	52.0	49.4	39.2
100~499人	34.4	29.8	25.4
30~99人	21.6	20.0	19.2

45年女子パートタイム雇用調査

30~99人22%であり、厚生年金についても同様に49%、30%、20%と規模が小さいほど低くなっている。

失業保険についても同様の傾向であるが、現在パートタイマーの失業保険加入について巻末参考資

図 3-23 にあるように昇給しないと答えたものが18%、昇給額が少ないと答えたものが45%あり、はっきり「差がない」と答えた者は8%にとどまっている。

（4）社会保険加入状況

パートタイマーの社会保険加入率は、健康保険44%、厚生年金41%、失業保険33%といずれにしてもフルタイム労働者の加入率にはほど遠い実態である。（表 3-33）

加入率は保険の種類、産業、事業所規模によって差があるが、とくに規模間の格差が明白に出ている。健康保険の加入率をみると500人以上52%、100~499人34%、

料のような指導が行なわれているので、4時間という短時間パートタイマーの多い運輸通信業では17%という非常に低い加入率を示している。

入社後1カ月に満たない者については、手続に時間を要するためいずれの保険も未加入者が多く8割を占めているが、このように勤続の短いパートタイマーは実数として少なく全体に対する影響は小さいが、勤続1年以上となっても5割以上が未加入のままである。

とくに失業保険の場合2年以上勤続している者でも6割が未加入となっている。未加入の理由として「会社から入れないといわれた」「保険のことをよく知らなかった」というのが他の保険にくらべて多数を占めている。（表 3-34、35、36）

表 3-34 未加入の理由別未加入者の構成（健康保険）

勤 続 年 数	女子パート タイマー 総数	うち未加 入	未 加 入 の 理 由 別				
			他の保険 に加入	勤めが暫 定だから	保険料 が安い	入れないと いわれた	よく知ら なかった
計	100.0	56.1	49.2	10.2	3.2	22.8	14.3
1カ月未満	100.0	80.9	38.2	25.0	—	17.1	18.4
1~6カ月未満	100.0	67.7	47.5	12.8	1.3	22.2	15.7
6カ月~1年未満	100.0	56.6	53.0	8.6	2.1	20.0	16.3
1年台	100.0	53.2	49.9	8.8	2.6	24.4	13.8
2年以上	100.0	51.2	48.0	9.5	6.0	24.1	12.3

45年女子パートタイム雇用調査

表 3-35 未加入の理由別未加入者の構成（厚生年金）

勤 続 年 数	女子パート タイマー 総数	うち未加 入	未 加 入 の 理 由 別				
			他の保険 に加入	勤めが暫 定だから	保険料 が安い	入れないと いわれた	よく知ら なかった
計	100.0	59.0	24.9	14.9	4.2	29.9	25.8
1カ月未満	100.0	83.0	14.1	29.5	—	24.3	30.8
1~6カ月未満	100.0	71.6	23.1	18.5	2.4	28.8	26.8
6カ月~1年未満	100.0	60.0	28.6	13.5	3.0	28.8	26.1
1年台	100.0	55.6	21.8	15.7	4.1	31.3	26.5
2年以上	100.0	53.7	26.9	11.7	6.7	30.7	23.8

45年女子パートタイム雇用調査

表 3-36 未加入の理由別未加入者数（失業保険）

勤 続 年 数	女子パート タイマー 総数	うち未加 入	未 加 入 の 理 由 別				
			勤めが暫 定だから	保険料 が安い	入れないと いわれた	よく知ら なかった	無 記 入
計	100.0	66.5	15.0	4.3	41.0	34.5	5.2
1カ月未満	100.0	76.6	29.2	—	31.9	36.1	2.8
1~6カ月未満	100.0	77.4	19.0	2.6	38.9	34.1	5.4
6カ月~1年未満	100.0	69.0	15.3	2.7	42.0	33.7	6.2
1年台	100.0	66.6	14.5	3.2	42.7	34.7	4.8
2年以上	100.0	59.0	11.7	7.6	40.7	35.3	4.7

45年女子パートタイム雇用調査

表 3-37 社会保険加入状況別女子パートタイマーの構成

保険の種類別 規模別 勤続期間別			健康保険・日雇健康保険							厚生年金保険				失業保険・日雇失業保険					
			計	加 入		未 加 入			不 明	計	加 入	未 加 入	不 明	計	加 入	未 加 入		不 明	
				日雇健康保険	小計	家族の保険が使える	他の保険は使えない	日雇失業保険								未加入	未加入		
計			100.0	30.1	0.2	69.9	47.9	15.9	6.1	0.0	100.0	26.0	72.6	1.4	100.0	26.8	1.6	70.3	2.9
特 定 時 期			100.0	24.8	0.1	75.3	43.8	18.3	13.2	—	100.0	14.4	85.2	0.5	100.0	9.8	0.1	77.0	13.2
常 勤 時 間	勤 続 期 間	計	100.0	30.3	0.2	69.7	49.0	15.6	5.1	0.0	100.0	27.0	71.5	1.5	100.0	28.5	1.8	70.1	1.5
		～3ヵ月未満	100.0	22.3	0.0	77.8	47.5	25.2	5.1	—	100.0	14.0	83.9	2.1	100.0	12.2	—	85.8	2.1
		3～6 "	100.0	31.4	0.2	68.6	52.0	10.0	5.7	—	100.0	34.3	65.7	—	100.0	36.1	0.1	64.0	—
		6～1年	100.0	29.3	0.1	70.7	40.8	28.2	1.7	0.0	100.0	25.1	74.9	0.0	100.0	26.6	0.1	73.1	0.3
		1年以上	100.0	33.8	0.3	66.3	52.9	6.7	6.7	—	100.0	31.4	66.2	2.4	100.0	34.3	3.8	63.6	2.1
500人以上			100.0	51.3	0.8	38.8	32.1	2.7	3.9	—	100.0	51.8	46.8	1.4	100.0	77.9	10.7	22.3	0.4
100～499人			100.0	38.5	0.6	61.4	49.3	2.0	10.1	0.1	100.0	35.2	64.5	0.3	100.0	11.9	—	88.2	1.3
30～99人			100.0	35.7	—	64.4	45.3	11.8	7.3	—	100.0	34.8	65.0	0.3	100.0	34.5	—	65.1	0.4
10～29人			100.0	9.4	—	90.7	57.0	29.0	4.7	—	100.0	3.7	93.5	2.8	100.0	0.9	—	96.3	2.8

注) 特定時期—仕事が特定時期のみのもの
常 時—仕事が常時あるもの

40年パートタイム雇用調査

未加入の理由は保険の種類によって若干様相が異なっているが、「会社から入れないといわれた」が健康保険23%、厚生年金30%、失業保険41%とかなり多い。

また、「保険のことをよく知らなかった」が同じく14%、26%、35%あり、パートタイマーに対する指導の必要性が痛感される。

これにひきかえ、「保険料がおいしい」「長くつとめるつもりがないから」入らないという理由は少ない。

40年の調査(表 3-37)は製造業の女子パートタイマーを対象としているので、これを45年の製造業と比較してみると、100～499人規模の失業保険加入率をのぞいて、いずれの加入率も45年の方が低くなっている。

注) 規模計の加入率は40年が30人未満を加えており、45年が30人以上を対象にしているので比較できない。

(5) 労働災害

パートタイマーで勤務中にけがをしたことのある者は5.2%で、産業別にみると製造業5.7%、卸売業、小売業5.6%、運輸通信業2.0%、医療業4.1%となっている。運輸通信業ではパートタイマーの大部分が4時間勤務の電話交換手であることが災害発生率を低くしていると思われる。(表 3-38)

勤務中にけがをしたことのある者(328人)のうち、労災保険で治療した者は30%、健康保険で治療した者22%、事業主負担で治療した者21%、自己負担で治療した者27%であり、勤務中のけがであるにもかかわらず、労災保険以外で治療した者が相当多い。(表 3-39)

表 3-38 業務上災害の有無別女子パートタイマーの構成

	計	あ	る	な	い	無	記	入
製 造 業	100.0	5.7	93.9	0.4				
500人以上	100.0	5.0	94.6	0.4				
100～499人	100.0	6.8	92.7	0.5				
30～99人	100.0	5.7	94.0	0.3				
卸売業・小売業	100.0	5.6	94.2	0.3				
運輸通信業	100.0	2.0	97.5	0.5				
医療業	100.0	4.1	95.2	0.7				
調査産業計	100.0	5.2	94.4	0.4				

45年女子パートタイム雇用調査

表 3-39 業務上災害ありの者の治療費負担者別構成

	労災保険	健康保険	事業主	自	分	不	明
500人以上	29.9	21.3	19.0	28.2	1.7		
100～499人	29.4	23.0	23.0	24.6	—		
30～99人	35.7	17.9	21.4	25.0	—		
調査産業計	30.2	21.6	20.7	25.5	0.9		

45年女子パートタイム雇用調査

注) 業務上災害を経験した女子パートタイマー(表 3-38)を100%とする。

表 3-40 業務上災害の状況別女子パートタイマーの構成

職 種 別	災害状況別	計	業 務 上 災 害 あ り											なし	不明	
			あり	安全教育的の有無				治 療 費 負 担 者 (M.A)								
				小計	あり	なし	不明	小計	労災 保険	健康 保険	事業 主	本人	その他			不明
計		100.0	3.6	100.0	3.3	96.4	0.3	100.0	4.4	11.5	5.4	56.3	10.6	13.5	95.6	0.8
事 務		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100.0	—
製 造 作 業		100.0	1.6	100.0	15.1	84.9	—	100.0	12.7	51.7	7.8	0.8	6.2	20.8	97.5	0.9
単 純 作 業		100.0	5.6	100.0	0.4	99.6	—	100.0	2.3	1.2	4.9	70.2	11.7	11.7	93.7	0.7
そ の 他		100.0	1.5	100.0	—	—	100.0	100.0	—	100.0	—	50.0	—	—	98.5	—

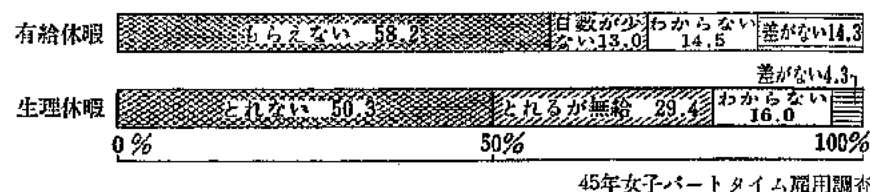
40年パートタイム雇用調査

40年調査では製造業女子パートタイマーの業務上災害発生率は3.6%であり、当時は治療費本人負担が6割近くをしめ、労災保険で治療した者はわずか4.4%であった。また、40年には業務上の災害を受けた者に対して同時に安全教育の有無を調べており、96%が安全教育を受けていなかったという数字が出ている。(表 3-40)

(6) 有給休暇

女子パートタイマーの58%が年次有給休暇をもらえない、13%がフルタイム労働者より日数が少ないと答えており、フルタイム労働者と同等に有給休暇を与えられているパートタイマーは14%にすぎない。(図 3-41)

図 3-41 フルタイマーとの差別待遇の有無別女子パートタイマーの構成（有給休暇、生理休暇）



パートタイマーの61%が勤続1年以上の者で占められている実態を合せてみると、有給休暇をもらえないパートタイマーの割合は非常に高いといえる。この点はパートタイマーとフルタイマーとの間の差別待遇として一考する必要がある。

生理休暇についても、フルタイム労働者となら差別がないと答えたパートタイマーは4%にすぎず、50%が「とれない」、29%が「とれるが無給」と答えている。

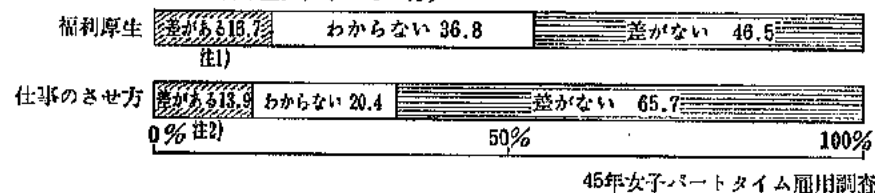
注）労働基準法では有給休暇の与え方についてフルタイマーとパートタイマーの間になんら差を設けていない。

（7） 福利厚生、仕事のさせ方

福利厚生についてはフルタイマーと差別されていると答えたパートタイマーは17%と少ないが、わからないと答えている者が4割ある。

差があると答えた者の差の内容は「一切利用させてもらえない」のほか「慰安旅行、会食等に参加

図 3-42 フルタイマーとの差別待遇の有無別パートタイマーの構成（福利厚生、仕事のさせ方）



注1）福利厚生の差別の内容

慰安旅行、会食等に参加させてもらえない、あるいは実費負担	133人
文化活動資金の補助がない	51
健康診断をしない	46
各種社会保険に加入させてもらえない	15
一切利用させてもらえない	240

注2）仕事のさせ方の差別の内容

重労働や雑用のみさせられる	168人
休憩なしの過重労働をさせられる	130
作業配置が不定	59
作業配置で希望を無視される	30
作業服の支給に差がある	46
楽な仕事しかさせてもらえない	12
研修に参加させない	1

させてもらえない、実費負担をさせられる」、「文化活動資金の補助がない」「健康診断をしない」などである。（図 3-42）

仕事のさせ方に対してはパートタイマーの66%がフルタイマーと差別はないとはっきり答えており、フルタイマーと同様の仕事をしている者が多いことがうかがえる。「差がある」と答えた者は14%にとどまるが、差の内容は「重労働や雑用ばかりさせられる」「休憩なしの過重労働をさせられる」といったものが非常に多い。その他には、「作業配置が不定であちこちまわされる」「作業配置で希望を無視される」「楽な仕事しかさせてもらえない」など不満の形をとった訴えがほとんどすべてである。

4. 女子パートタイマーの属性

(1) 年 令

女子パートタイマーの年齢は、35～44才が48%を占めてもっとも多く次いで25～34才が27%でパートタイマーの4分の3は25～44才層の者である。24才以下の若年層（8%）や45才以上の中高年層（45～54才15%、55才以上2%）は割合が低い。（図4-1）

パートタイマー全体をみるとこのように24才以下の若年層は1割にみたないわずかな数であるが、職種によっては24才以下のパートタイマーがかなり多いものもある。事務員では20%、販売員では14%、ウエートレスでは43%、電話交換では29%、薬剤師等では42%が24才以下の者で占められている。

一方45才以上の中高年層は値札付け、袋づめ、シールはり、清掃・洗車、食堂まかない、皿洗いなどの単純作業において3～4割を占め多く、他の職種のパートタイマーとは異なった様子をみせている。

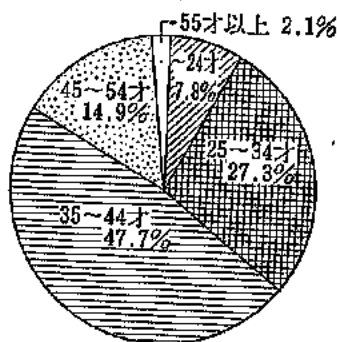
郵便区分、製糸紡織作業、金属機械工、製造現場の運搬整理には35～44才層のパートタイマーが約6割を占めて特に割合が高い。（表4-2）

表4-2 職種別、年齢別女子パートタイマーの構成

年 令	計	～24才	25～34	35～44	45～54	55才以上	不 明	平均年齢
職 種								
事 務 的 職 業	100.0	20.4	29.0	41.8	8.3	0.5	—	34才
販 売 員・集 金 人	100.0	13.5	29.7	45.4	9.6	1.3	0.5	33
ウ ェ ー ト レ ス	100.0	43.9	23.8	28.6	4.8	—	—	29
値 札 付 け・袋 づ め・シ ー ル は り	100.0	4.2	23.2	44.2	25.3	3.2	—	39
電 話 交 換	100.0	29.4	28.0	32.9	9.2	0.5	—	32
車 掌・運 転 手	100.0	12.5	43.8	43.7	—	—	—	32
郵 便 区 分	100.0	8.3	15.3	59.7	11.1	4.2	1.4	38
看 護 作 業	100.0	9.3	27.6	44.8	16.4	1.9	—	37
薬 剤 師 等	100.1	41.9	29.0	19.4	6.5	3.2	—	30
清 掃・洗 車	100.0	1.2	17.4	46.6	26.3	8.5	—	43
食 堂 ま か ない・皿 洗 い	100.0	0.4	18.8	45.5	25.8	9.6	—	42
製 糸 紡 織 作 業	100.0	1.6	30.7	54.8	11.8	1.1	—	40
金 属 機 械 工	100.0	3.4	29.3	48.1	15.9	2.4	1.0	38
金 属 機 械 工	100.0	2.6	22.6	56.4	16.9	1.5	—	39
木 材 加 工 機 械 工	100.0	6.7	36.7	43.3	13.3	—	—	35
製 造 作 業	100.0	4.7	29.2	49.9	14.7	1.3	0.2	37
検 査 選 別 作 業	100.0	3.2	26.0	53.2	16.1	1.2	0.3	39
包 装 荷 造	100.0	2.6	26.0	49.9	19.5	1.8	0.1	39
製 造 現 場 の 運 搬 整 理	100.0	4.2	19.3	54.2	17.5	4.8	—	38

45年女子パートタイム雇用調査

図4-1 年齢別女子パートタイマーの構成



平均年齢をみると、ウエートレスの29才、看護婦、薬剤師等の30才が低く、これにつぐのが電話交換、車掌などの32才、販売員の33才、事務員の34才で、これらがパートタイマーの中では若い層の職種を考えられる。

看護婦および製造作業37才、郵便区分、縫製、製造現場の運搬整理が38才、値札付け、袋づめ、金属機械工、検査選別、包装荷造が39才である。40才以上は製糸紡織、食堂まかない、清掃の3職種で、清掃の平均年齢43才が最も高い。

(2) 配偶関係、夫の職業

パートタイマーの年齢を反映して、配偶関係は有夫者が88%、死離別者が4%で既婚が9割強と圧倒的多数であり、未婚者は8%にすぎない。

有夫者について夫の職業をみると、夫が「つとめ」である場合が9割を占め、その内訳は、技能工が30%、事務職19%、販売業務5%、サービス職業等を含む「その他」が16%であるが、専門技術職（12%）管理職（9%）等夫の社会的地位がなり高いとみられる者も2割を占めている。「つとめ」以外では、自営業が6%、「その他」の職業の夫をもつ者が4%といずれも少ない。（図4-3、4）

図4-3 配偶関係別女子パートタイムの構成

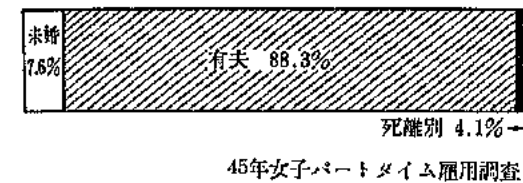
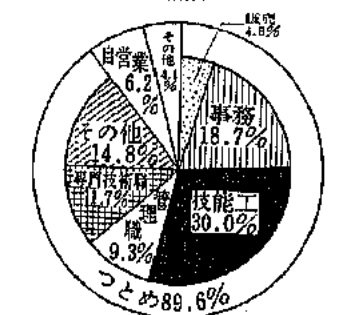


図4-4 夫の職業別女子パートタイマーの構成



注) 計は有夫と答えた人数
45年女子パートタイム雇用調査

表4-5 こどもの有無別女子パートタイマーの構成

計	こ ども あ り (M. A)					こどもなし
	小 計	3才未満あり	3才～学令前あり	小学生あり	中学生以上あり	
計	100.0	89.9	7.5	19.3	51.4	53.5

注) 計は既婚者数である

45年女子パートタイム雇用調査

(3) こどもの有無および保育状況

パートタイマーの9割が子どもありと答えている。小学生や中学生以上のこどものあるパートタイマーがそれぞれ51%、54%を占めて多いが、学令前のこどもがいる者も2割強を占め、3才～学令前のこどもをもつ者19%、3才未満のこどもをもつ者が8%となっている。（表4-5）

以上のように学令前のこどももつ者は4分の1を占めているが、つとめている間の保育状況は、保育所に預けている者が55%を占めて多い。40年の調査結果では、学令前のこどもを保育所に預けている

割合は29%であったから、サンプルの誤差を考慮しても、この5年の間に公的な機関に保育を委ねる場合が多くなってきていることがわかる。

保育所の内容は、公立が29%、事業所付属が19%、その他が7%である。保育所の他には、家族がみているものが27%、幼稚園が20%である。割合は低い、「仕事場にいる」(1%)、「誰もみていない」(2%)という回答もみられる。

なお、保育状況がサンプル数を上まわる割合を示しているが、保育施設の保育時間とパートタイマーの労働時間との差による二重保育(保育時間の終了後更に保育を他に委ねる)の事実や、学令前のこどもが複数である場合には多様の保育状況をとる等の事情によるものである。(表4-6)

表4-6 学令前のこどもの保育状況並びに小学校児童の保育状況別女子パートタイマーの構成 %

こどもありの者の総数	学令前のこどもありの者の計	学令前のこどもの保育状況 (M. A)										
		保 育 所				幼稚園	家 族	近所の人	仕事場にいる	誰もみていない	その他	不 明
		公 立 保育所	事業所 付属 保育所	その他	不 明							
100.0	24.0 100.0											
		28.5	18.6	7.1	0.8	20.0	26.5	1.6	0.9	1.6	0.1	0.3

小学生のこどもありの者の計	小学校児童の保育状況 (M. A)	放課後は つとめが ない	家 族	近所の人	学童保育	ひとり でいる	その他	不 明
		51.4 100.0		28.3	28.3	3.6	1.7	34.4

45年女子パートタイム雇用調査

小学生のこどもをもつパートタイマーは、6割が「放課後はつとめがない」(28%)、「家族がみている」(28%)、「近所の人に預ける」(4%)など、放課後のこどもの保育について個人的に解決をはかっているが誰もみる者がいなく「ひとりである」も34%を占めている。「学童保育」に行かせている者は2%と極めて少ない。

(4) 学 歴

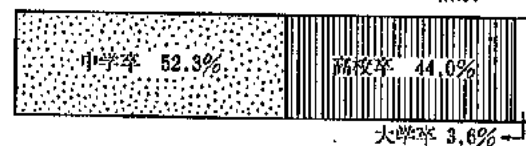
学歴は、中学卒が52%、高校卒が44%、大学卒が3.6%で中卒高卒の者がほとんどである。(図4-7)

(5) 資格の有無

パートタイマーのうち、就職に関係のある資格を持つ者が22%いる。

この割合は、現在就労している職種によって

図4-7 学歴別女子パートタイマーの構成



45年女子パートタイム雇用調査

かなりのちがいがみられ、医療業務(有資格者86%)や通信業務(同50%)に従事する者の多くが資格を持っているのに対し、清掃関係の業務に従事している者では有資格者は1割に満たない。サンプルがもっとも多い製造業者においても、有資格者は14%と少数である。(表4-8)

表4-8 職種別、資格の有無別女子パートタイマーの構成 %

職 種	計	あ り	な し
計	100.0	21.9	78.1
事務的職業	100.0	40.1	59.9
販売業務	100.0	21.0	79.0
通信業務	100.0	50.0	50.0
医療業務	100.0	86.0	14.0
清掃関係業務	100.0	6.7	93.3
製造作業	100.0	13.8	86.2

45年女子パートタイム雇用調査

以上にみたパートタイマーの一般的性格は、他の調査結果にみられた傾向とほぼ一致する。40年に行なった婦人少年局の個人調査(表4-9)結果によると、製造業に働くパートタイマーは、35~44才層(48%)と25~34才層(27%)が4分の3を占めて、年令的にはこの5年間に動きはみられないが、配偶関係は今回調査の方が未婚の占める割合がやや高く、40年の調査結果(図4-10)においては大部分が既婚者(有夫が88%、死離別が9%)であった。ただしこの差は、40年調査が中高年女子労働者の割合が高い製造業のみを調査しているのに対し、45年

表4-9 職種別、年令階級別女子パートタイマーの構成 %

職 種 別	計	20才未満	20~24才	25~29才	30~34才	35~39才	40~44才	45~49才	50~54才	55才以上	不明
計	100.0	0.7	5.3	10.2	16.4	27.1	20.9	7.8	8.1	1.9	1.6
事務	100.0	—	—	46.4	6.5	14.6	15.0	5.0	—	—	12.5
製造業	100.0	0.7	7.0	10.5	18.6	31.4	21.2	4.4	2.2	1.5	2.5
電気機械器具製造業	100.0	—	4.9	10.1	16.3	39.1	22.9	1.6	2.8	—	2.3
製糸紡織作業	100.0	7.3	8.1	6.8	22.9	30.7	13.8	8.2	0.6	1.0	0.6
食料品製造業	100.0	—	14.3	14.9	14.5	30.2	24.4	1.7	—	—	—
その他の製造業	100.0	—	7.9	11.2	18.5	26.0	19.6	7.0	2.6	3.4	3.8
不 明	100.0	—	—	4.0	48.0	—	48.0	—	—	—	—
単純作業	100.0	0.8	9.8	9.4	15.1	22.7	21.0	11.0	13.5	2.9	0.4
包装	100.0	0.0	3.4	5.5	9.6	32.7	25.5	14.4	5.2	3.1	0.6
清掃雑役	100.0	—	4.9	4.6	10.1	11.0	8.9	8.9	50.8	0.1	0.7
その他	100.0	1.7	4.0	16.3	24.1	15.1	20.2	7.6	9.0	2.0	—
不明	100.0	38.5	—	—	19.2	3.8	38.5	—	—	—	—
その他	100.0	—	10.8	0.7	15.5	34.3	5.2	8.4	8.1	4.4	12.6

40年パートタイム雇用調査

調査は製造業のほかに卸売業・小売業、運輸通信業、医療業など比較的若年者の多い産業を含めて対象としており、この対象産業のちがいが作用していると思われる。こどもの有無別をみると、40年の時の方がこどものいない者の割合が高い。(表4-11, 12, 13)

図4-10 規模別、配偶関係別女子パートタイマーの構成

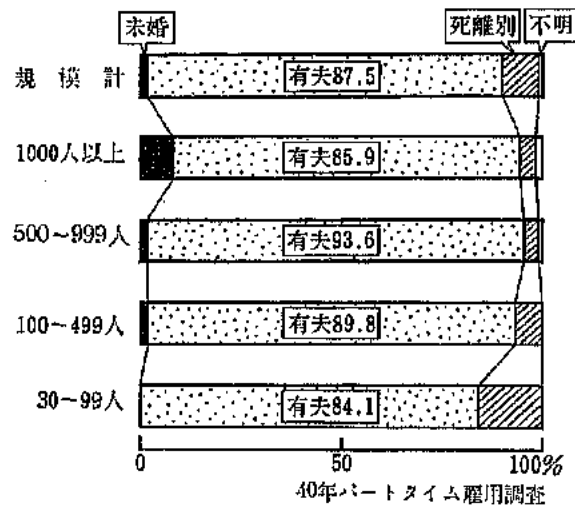


表4-11 15才未満の子どもの有無および子どもの年齢別既婚女子パートタイマーの構成 %

子どもの有無および 子どもの年齢	計	あり						なし
		小計	3才未満	3才以上 学龄前	小学生	中学生	不明	
女子パートタイマー総数	100.0	67.4 (100.0)	(8.3)	(25.1)	(67.9)	(44.3)	(0.6)	32.6

40年パートタイム雇用調査

表4-12 学令前の子どもの保育状況別パートタイマーの構成 %

学令前の子どもの あるパートタイマー計	幼稚園	保育所	家族	近所の人	誰もみていない	その他	不明
100.0	21.4	29.4	40.0	0.7	0.2	5.3	2.9

表4-13 小学校の子どもの放課後のつとめの有無別、保育状況別女子パートタイマーの構成 %

小学生の子どもの ある女子パートタイマー計	つとめ がない	放課後もつとめがある								不明
		小計	家族	近所の人	学保育	児童	誰もみていない	その他	不明	
100.0	15.3	84.4 (100.0)	(41.8)	(13.5)	(0.6)	(37.8)	(6.0)	(0.3)		0.3

40年パートタイム雇用調査

5. 女子パートタイマーの職業生活

(1) 職業意識

就業理由

あなたがつとめている理由はなんですかという問に対してあらかじめ用意された次の回答、

1. 自分の収入がないと生活できない
2. 自分の収入がないと生活費が赤字になる
3. 自分の収入がなくても生活はなんとかできるが余裕がほしい
4. 経験や技術をいかしたい
5. 余暇を有効につかいたい
6. 家にこもってたくない

の中から二つを選ぶ方法で就業理由を調査した。

その結果パートタイマーの75%が、「自分の収入がなくても生活はなんとかできるが余裕がほしい」と答えている。この回答は年齢別には25~44才層、有夫者により多く、45才以上の者、未婚者、死離別者では「自分の収入がないと生活できない」という回答がふえている。「自分の収入がないと生活できない」という回答は死離別者で61%、55才以上で26%をしめているが全体としては10%にとどまっている。「自分の収入がないと生活費が赤字になる」という者は全体で15%を占めている。以上3種の回答は原則として1人が一種を選んだものと予想される。

残り3種の回答の中では、「余暇を有効につかいたい」が41%で最も多く、「家にこもってたくない」が33%でこの二つの回答が大部分をしめる。「経験や技術を生かしたい」は7%にすぎない。

表5-1 年齢別、配偶関係別、就業理由別女子パートタイマーの構成 %

就業理由 (M. A.)	計	自分の収入がないと生活できない	自分の収入がないと生活費が赤字になる	こづかいレジャー資金貯金学費等	経験や技術を生かしたい	余暇を有効につかいたい	家にこもってたくない	不明
年齢配偶関係								
計	100.0	10.4	14.7	74.9	7.4	41.1	32.8	5.1
~ 24才	100.0	7.4	5.4	73.7	15.1	39.4	37.8	3.4
25 ~ 34	100.0	7.5	12.1	76.2	8.8	41.0	39.3	3.6
35 ~ 44	100.0	9.8	16.3	76.8	6.1	43.8	27.8	5.3
45 ~ 54	100.0	17.0	18.8	70.2	5.0	35.9	31.8	7.7
55才以上	100.0	25.7	19.1	55.9	5.9	25.7	50.7	7.4
未婚	100.0	17.2	4.6	69.3	19.7	32.0	35.1	3.9
有夫	100.0	7.5	14.8	77.4	6.4	42.9	33.0	5.2
死離別	100.0	60.6	32.0	31.7	4.6	20.5	25.5	5.8

45年女子パートタイム雇用調査

しかし、若年層、未婚者にかぎってみるとこの回答に占める割合は15%、20%というように高くなっている。(表5-1)

40年にもパートタイマーの就業理由を調査している。質問の方法、選択肢に差があるので直接比較は難しいが、「生活費を得る」「生活費のたしにする」が73%を占め、45年の結果にくらべこの種の理由が非常に多く回答されていた。一方、「能力や技術をいかしたい」というのは40年では1、2%にすぎず、未婚者にかぎってみても5.5%と、製造業のパートタイマーだけが対象であったことも影響して45年にくらべかなり低く出ている。(表5-2)

表5-2 配偶関係別・就業理由別女子パートタイマーの構成 %

理由別 (M.A.)	計	生活費 を得る	生活費 のたし にする	買った もの の修理 がある	住宅の 購入	子ども の学 資	老後の ため 貯金	旅行 等 レジャー	自己 学 資	結婚 費用	つづ いて 得る	内職 より 収入 がよい	家に こも って いた くない	能力 や 技 術 を い か し たい	その他
計	100.0	21.4	49.9	22.2	6.8	33.4	9.0	6.0	0.6	1.6	22.9	20.6	22.0	1.2	5.2
未婚	100.0	32.4	15.2	58.0	—	—	2.9	45.9	1.2	41.7	53.9	1.6	22.4	5.5	2.6
有夫	100.0	19.4	51.9	22.5	7.7	35.8	8.5	5.9	0.5	0.6	23.4	22.5	23.2	1.2	5.4
死別	100.0	36.5	40.5	11.5	0.6	19.7	15.1	0.6	—	0.1	11.8	7.8	11.0	0.1	3.5

40年パートタイム雇用調査

次に就業理由の観点をかえて、フルタイムでなくパートタイムで働いている理由をみると、「家事に時間をさくため」という者が61% (40年製造業のパートタイマーでは69%) を占めて多く、次いで「育児、教育に時間をさくため」が22% (同、17%) となっている。(表5-3)

表5-3 年令別、こどもの有無別、家計支持者別、パートタイムで就業している理由別女子パートタイマーの構成 %

区 分	計	育児教育 に時間を さくため	家事に時 間をさ くため	病身のため フルタ イムで 働けない	その他	不明
計	100.0	22.0	61.2	2.0	15.0	0.4
年 令						
~24才	100.0	4.8	35.3	2.0	57.4	0.4
25~34	100.0	38.7	49.1	0.8	12.1	0.2
35~44	100.0	21.9	67.6	2.1	8.6	0.4
45~54	100.0	3.6	77.2	3.3	15.9	0.6
55才以上	100.0	2.2	54.4	5.9	36.8	0.7
こどもの有無						
こどもあり	100.0	26.3	63.0	1.7	9.3	0.4
こどもなし	100.0	—	79.6	3.4	16.2	0.8
家計支持者						
夫	100.0	24.2	65.8	1.6	8.6	0.4
自分	100.0	18.3	47.6	3.9	29.8	0.4
その他	100.0	3.5	28.9	3.5	63.6	0.4

注) こどもの有無別の計は既婚者数である

45年女子パートタイム雇用調査

育児、教育に時間をさくためというのは25~34才では39%が、35~44才では22%が回答しており、

この年令層の特徴をあらわしている。45才をすぎるとこの理由は3~2%に減じている。55才以上では「病身のためフルタイムで働けない」が6%を占めて他の階層にくらべて多い。24才以上の者、また父などを家計支持者とする者、すなわち未婚者と考えられるが、この人々は6割程度が家事、育児以外の理由をあげており、職場の都合、本人の都合による様々の理由がある。その大部分は、学業や習いもの、稽古事に時間をさくためというものである。

こどものあるパートタイマーでも「育児、教育に時間をさくため」という理由が3割弱で「家事に時間をさくため」という方が63%とむしろ高い割合を示している。これは、すでにみたようにこどもの年令が比較的高く育児の心配がなくなった者がパートタイマーとして就業しているケースが多いことによるものと思われる。

こどものいないパートタイマーは、「家事に時間をさくため」にパートタイムで就業しているという者が8割を占める。また「その他」が16%を占めているが、これはパートタイムの方が拘束されなくてよいというものであろう。(表5-4)

表5-4 配偶関係別、パートタイムで働いている理由女子パートタイマーの構成 %

配偶関係別	理由別 (M.A.)	計	フルタイムのつとめ口がない	病身のためフルタイムで働けない	家事のためフルタイムで働けない	育児のためフルタイムで働けない	他に仕事をもっているためフルタイムで働けない	その他	不明
計		100.0	8.9	1.6	68.9	17.1	1.7	14.6	1.4
未婚		100.0	57.0	0.2	1.5	—	2.8	38.6	0.2
有夫		100.0	6.2	1.1	75.3	19.5	1.8	10.8	1.6
死別		100.0	21.1	6.6	29.1	0.1	0.6	42.2	0.6

40年パートタイム雇用調査

表5-5 パートタイマーとして就労した理由

%, () 内は実数

	はたらく時間が短い	休みたい時に休める	やめた時にやめられる	簡単に大社で入社できる	フルタイムとして働かない	家庭と両立できる	社会を知る機会がある	友人がえられ	余暇が活用できる	収入がふえる	自分の小遣いできる	能力をいかせる	よい会社とめられる	その他	回答数
19才以下	33.3	11.1	11.1	—	—	11.1	11.1	—	11.1	33.3	33.3	11.1	—	11.1	(9)
20~24才	39.8	15.9	19.5	5.3	—	23.9	13.3	2.7	30.1	22.1	27.4	4.4	1.8	15.9	(113)
25~29才	38.5	20.7	14.2	7.7	2.4	36.7	14.8	9.5	24.3	36.1	29.6	2.4	2.4	3.6	(169)
30~34才	34.0	18.6	10.3	9.3	1.6	47.9	26.8	6.2	20.6	43.3	23.2	3.1	1.6	3.6	(194)
35~39才	28.5	19.3	10.2	9.5	1.0	49.8	25.9	5.9	19.3	43.0	28.5	4.6	2.3	2.0	(305)
40~44才	35.1	23.6	10.1	8.3	1.7	44.3	27.6	9.2	22.7	40.2	29.3	5.8	2.0	1.4	(348)
45~49才	29.7	20.0	16.1	6.6	3.2	54.2	20.0	7.7	21.3	42.6	25.8	3.2	2.6	2.6	(155)
50~54才	39.3	31.4	16.1	10.7	7.1	23.2	19.6	10.7	16.1	44.6	26.8	1.8	1.8	3.6	(56)
55才以上	24.0	40.0	24.0	16.0	8.0	24.0	16.0	8.0	16.0	44.0	32.0	8.0	—	—	(25)
計	33.6 (462)	20.7 (285)	12.6 (173)	8.4 (115)	2.0 (27)	43.2 (594)	22.9 (314)	7.4 (101)	21.8 (299)	39.7 (546)	27.7 (331)	4.2 (58)	2.0 (28)	3.6 (49)	(1,374)

44年パートタイム雇用実態調査(東京都)

東京都の調査(表5-5)では、パートタイマーとして就労した理由を、「はたらく時間が短

かい」、「休みたい時に休める」、「家庭と両立できる」、「社会を知る機会がふえる」、「自分の小遣ができる」などの具体的な理由を14項目もうけて質問しており、その中から3つ以内の回答を求めている。

回答に占める割合は、「はたらく時間が短い」34%、「休みたい時に休める」21%、「やめたい時にやめられる」13%、などが多く、あわせて、「家庭と両立できる」に43%が集中しており、家事、育児に時間をさくために拘束性のうすい勤務をのぞんだことがわかる。

しかし、パートタイム雇用の実情は労働者が考えているほどは「たらく時間が短い」「休みたい時に休める」勤務でないことは前述のとおりで、働きに出ようとする人々の現状認識の甘さに対しては十分指導の必要があろう。

フルタイム就業希望

パートタイマーの6割は過去にフルタイムで働いた経験をもつが、現在フルタイムの仕事への就業希望があるか否かを調査したところ、フルタイム就業を希望するという者は19%（40年調査、17%）にとどまり、実際にフルタイムの仕事を求職したことがあるという者は1割に満たなかった。すなわち、パートタイムのままでよいという者が大部分を占めているのである。

表5-6 年令別、配偶関係別、フルタイム就業希望の有無別女子パートタイマーの構成

フルタイム就業 希望の有無		計	希望あり	希望なし		不 明	
				求職事実あり	希望なし		
年 令	配偶関係	計	100.0	19.1	7.9	80.5	0.4
	～ 24才	100.0	27.9	15.1	72.3	0.4	
令	25 ～ 34	100.0	22.4	8.7	77.2	0.4	
	35 ～ 44	100.0	17.1	6.9	82.4	0.5	
	45 ～ 54	100.0	15.7	6.0	83.8	0.5	
	55 才 以 上	100.0	16.2	5.9	83.8		
配偶関係	未婚	100.0	32.6	18.9	66.8	0.7	
	有夫	100.0	17.5	6.7	82.1	0.4	
	死 離 別	100.0	29.0	13.5	70.6	0.4	

45年女子パートタイム雇用調査

表5-7 配偶関係別、フルタイムで働く希望の有無および求職活動の有無別女子パートタイマーの構成

配偶関係	希望有無	計	フルタイムで働きたい	フルタイム希望者の求職活動内訳				フルタイムで働く希望なし	不 明
				小 計	求職活動をした	求職活動をしな	不 明		
計		100.0	17.4	(100.0)	(16.2)	(57.6)	(26.2)	81.0	1.6
未 婚		100.0	77.0	(100.0)	(15.9)	(54.4)	(29.7)	23.0	—
有 夫		100.0	14.1	(100.0)	(13.0)	(58.0)	(29.0)	84.3	1.6
死 離 別		100.0	30.8	(100.0)	(30.1)	(60.1)	(9.8)	68.6	0.6

40年パートタイム雇用調査

年令別には、24才以下の層にフルタイム就業を希望するという割合が27%を占めて高く、しかも実際に求職したことがある者が15%を占めて、他の年令層に比較して高い。25才以上では、年令が高くなるにしたがってフルタイムとして就業する希望はないと答えている割合が高くなっている。（表5-6）

配偶関係別では、有夫者に「フルタイム就業希望なし」という割合が82%（40年調査、84%）を占めて多く、未婚者の67%（同、23%）、死離別者の71%（同、69%）と比較される。

こどもの有無とフルタイム就業の希望の有無は、ほとんど関係がなくこどものいない者でも「パートタイムのままでよい」とする割合が82%を占めており、こどものある者と同じ傾向を示している。（表5-8）

表5-8 こどもの有無別、家計支持者別、フルタイム就業希望の有無別女子パートタイマーの構成

フルタイム就業希望の有無			計	希望あり	求職事実あり	希望なし	不明
こどもの有無 家計支持者							
計			100.0	19.1	7.9	80.5	0.4
こどもの有無	あり (M・A)	小計	100.0	18.1	6.7	81.6	0.4
		3才未満あり	100.0	27.8	10.6	72.2	—
		3～学令前あり	100.0	26.0	8.1	73.4	0.6
		小学生あり	100.0	18.1	6.6	81.7	0.2
		中学生以上あり	100.0	15.5	5.9	84.0	0.5
	なし	100.0	17.7	9.1	81.9	0.4	
	家計支持者	夫	100.0	16.8	6.2	82.8	0.4
自分		100.0	32.4	16.4	67.0	0.6	
その他		100.0	28.7	15.9	70.9	0.4	

注）こどもの有無別の計は既婚者数である

45年女子パートタイム雇用調査

しかし、こどもの年令をみると学令前のこどもがいると答えた者にフルタイム就業希望ありとする割合が9割ちかくみられ、しかも求職したことがあるという者も比較的多く、保育に手がかかる幼いこどもを持つ者の方にむしろフルタイムで働きたいという者が多いのである。このことは、現状の保育体制や労働条件が、幼児をかかえている女性がフルタイムで働けるようには整っていないこと、これの補いとしてやむを得ずパートタイマーになっている婦人労働者がいることを示すものであろう。

職種別にフルタイム就業希望をみると、看護婦では34%が、電話交換手では28%が、事務員では25%がフルタイム就業を希望しており、他の職種にくらべ高率である。これらの職種には、若年層が多く現在の勤務をアルバイトと考え本格的就職を求める者があることや、資格、経験を持ちフルタイマーと同等の作業をしている者が多いため、できればフルタイムとしてよりよい待遇を得たいと希望する者が多いことなどが考えられる。

一方、販売業務や食卓まかない、皿洗いなどに就いているパートタイマーには、フルタイム就業を

表5-9 職種別、フルタイム就業希望の有無別女子パートタイマーの構成

職 種	フルタイム就業希望の有無		希望あり 求職事実あり	希望なし	不 明
	計	希望あり			
計	100.0	19.1	7.9	80.5	0.4
事務的職業	100.0	25.4	12.1	74.4	0.2
販売業務	100.0	14.5	6.3	85.3	0.2
電話交換	100.0	28.3	15.8	71.5	0.2
看護作業	100.0	34.0	11.2	66.0	—
清掃、洗車	100.0	20.3	7.7	79.3	0.4
食堂まかない、皿洗い	100.0	15.8	7.1	83.8	0.4
製造作業	100.0	17.8	6.9	81.8	0.4

45年女子パートタイム雇用調査

希望しない割合が高く、9割ちかくがパートタイムの方がよいと答えている。(表5-9)

勤続の意志

パートタイマーの64%は、今のパートタイムのつとめを「2年以上できるだけ長く」つづけるつもりと答えている。また、いつまでと具体的な期間は答えていないが、今の仕事に限らず長期の就労意志をうかがうことのできる「もっとよい仕事が見つかるまで」という者が13%を占めており、現在パートタイムで勤めている者の約8割は臨時的でなく長期間の就労を望んでいる。(表5-10)

表5-10 年令別、配偶関係別、こどもの有無別、勤続の意志別女子パートタイマーの構成

区 分		計	6ヵ月未満	1年くらい	2年くらい	2年以上できるだけ長く	もっとよい仕事が見つかるまで	その他	不 明
計		100.0	3.2	6.1	6.5	63.5	13.4	7.1	0.2
年 令	～ 24才	100.0	13.4	19.5	15.3	23.1	9.8	16.7	0.2
	25 ～ 34	100.0	4.0	7.4	7.3	60.3	13.4	7.4	0.2
	35 ～ 44	100.0	1.6	4.0	4.8	68.1	15.5	5.9	0.1
	45 ～ 54	100.0	1.9	4.0	5.6	72.8	9.5	6.2	—
	55 才 以上	100.0	0.7	3.7	8.1	74.3	5.1	8.1	—
配偶関係	未婚	100.0	14.7	17.9	12.0	25.9	12.7	16.4	0.4
	有 夫	100.0	2.3	5.2	6.1	66.4	13.5	6.4	0.1
	死 離 別	100.0	1.5	4.3	4.3	71.4	11.2	7.3	—
こどもの有無	あ	計	100.0	2.0	4.8	5.6	68.0	13.8	5.7
	り	3才未満あり	100.0	3.8	8.1	9.4	63.3	10.9	4.3
		3才～学令前	100.0	2.9	6.5	5.5	64.2	15.2	5.4
		小学生	100.0	1.4	3.9	4.6	67.7	17.0	5.3
		中学生以上	100.0	2.0	3.9	6.0	69.4	12.8	5.8
	なし	100.0	4.4	8.9	9.9	54.1	9.8	12.7	0.2

注) こどもの有無別の計は、既婚者数である

45年女子パートタイム雇用調査

年令別にみると、24才以下の者は概して勤続意志が弱く、6ヵ月未満でやめるという者が13%、1年くらい勤めるつもりという者が20%、2年くらいが15%で、他の年令層に比べて短期的な意志の者が多く、「できるだけ長くつとめるつもり」は26%しかない。

25才以上になると、「2年以上できるだけ長く」と答える者が急に多くなって6割以上を占め、45才以上では7割をこえている。

配偶関係別では、2年以上の長期勤続意志を持つ者の割合は死離別者に最も高く71%を占め、次いで有夫者の66%となっている。未婚者は年令別における24才以下の若年層の傾向と似て「2年以上、できるだけ長く」という者は26%と低く短期勤続をきめている者が多い。

こどもの有無別にみた勤続意志は、こどもがいる者の方に今のつとめを「2年以上、できるだけ長く」続けると答えた割合が高い。また、「もっとよい仕事が見つかるまで」と答えた者も14%を占めて多い。こどもの年令による勤続の意志には著しいちがいは認められず、いずれも8割くらいが長期の勤続意志を示している。

40年調査では(表5-11)、「なるべく長く」つづけるという者は67%で、45年調査より少なかった。また、44年の東京都の調査結果(表5-12)では都市の特色を出しパートタイマーの約半数がい

表5-11 配偶関係別、勤続の意志別女子パートタイマーの構成

配偶関係	勤続の意志	計	6ヵ月未満	6ヵ月以上1年未満	1年以上	なるべく長く	妊 娠 中	出産後	子供に手がかかなくなるまで	夫の収入が充分に	もっとよい仕事が見つかるまで	その他	不明
計		100.0	2.4	3.2	3.1	67.1	4.1	5.5	6.2	4.6	3.8	0.1	
配偶関係	未婚	100.0	23.3	0.5	2.1	40.4	—	—	—	21.9	11.8	—	
	有 夫	100.0	2.1	3.6	3.5	67.7	4.6	5.9	7.1	3.3	2.1	0.1	
	死 離 別	100.0	0.1	—	3.0	64.9	—	3.5	—	10.6	17.3	0.6	

40年パートタイム雇用調査

表5-12 職業継続意識

	近くやめ るつもり	6ヵ月	1年	2～3年	4～5年	いつまでも	べつに考 えていない	計
19才以下	9.1	9.1	9.1	9.1	9.1	9.1	45.5	100.0 (11)
20 ～ 24才	14.9	8.8	13.2	11.4	1.8	6.1	43.9	100.0 (114)
25 ～ 29才	12.5	5.7	9.1	7.4	—	10.8	54.6	100.0 (176)
30 ～ 34才	3.6	2.5	7.6	9.1	2.5	19.3	55.3	100.0 (197)
35 ～ 39才	3.6	4.2	5.2	10.4	5.5	24.4	46.8	100.0 (308)
40 ～ 44才	1.7	3.1	7.0	14.9	9.2	25.2	38.9	100.0 (357)
45 ～ 49才	—	1.2	6.7	18.9	11.0	20.1	42.1	100.0 (164)
50 ～ 54才	8.1	1.6	11.3	12.9	4.8	24.2	37.1	100.0 (62)
55才以上	—	4.0	4.0	20.0	20.0	16.0	36.0	100.0 (25)
計	4.9 (69)	3.8 (54)	7.6 (107)	12.3 (174)	5.9 (84)	19.9 (282)	45.5 (644)	100.0 (1414)

44年パートタイム雇用実態調査(東京都)

つまで勤めるか「べつに考えていない」という流動的な回答をしているが、1年ぐらいでやめるつもりの方は15%で、「2～5年」18%、「いつまでも続けるつもり」20%と、どちらかといえばやはり長期勤務を考えている者の方が多い。

(2) 職業経験

勤めの経験の有無

パートタイマーのうち一度もつとめた経験がないという者が3割を占めている。残り7割の経験者のうちフルタイムでつとめた経験があるという者が57%、フルタイムで勤めたことはないがパートタイムで勤めたことがあるが13%となっている。この職業経験者の割合は40年調査の製造業に働くパートタイマーの場合(50%)に比べるとかなり高くなっている。(表5—13, 14)

一度もつとめた経験がないと答えた割合は45才以上の高年層に高く、45～54才、55才以上層ともに4割を占めている。

一方、フルタイムでつとめた経験ありとする割合は25～34才層の67%をピークに、35～44才で54%、45～54才で49%、55才以上層で40%と年令の上昇にしたがって下降している。これとひきかえにパートタイムでつとめたことがある者の割合は年令の上昇とともに高くなっている。

表5—13 年令別、配偶関係別、職業経験の有無別女子パートタイマーの構成 %

		計	一度もつとめたことがない	フルタイムでつとめたことがないがパートの経験がある	フルタイムでつとめたことがある	不明
計		100.0	29.9	13.1	56.9	0.1
年令	～ 24才	100.0	27.4	11.6	61.0	—
	25 ～ 34	100.0	22.1	10.9	67.0	—
	35 ～ 44	100.0	32.3	14.0	53.7	0.1
	45 ～ 54	100.0	35.9	14.5	49.3	0.3
	55才以上	100.0	40.4	19.1	40.4	—
配偶関係	未婚	100.0	29.6	12.4	58.1	—
	有夫	100.0	29.9	13.2	56.8	0.1
	死離別	100.0	29.3	13.9	56.8	—

45年女子パートタイム雇用調査

表5—14 配偶関係別、つとめの経験の有無別女子パートタイマーの構成 %

							%	
計		職業経 験あり	職 業 経 験 あ り の 内 訳				職業経 験なし	
			小 計	フルタイム	パート タイム	不 明		
計		100.0	50.4	(100.0)	(79.9)	(20.0)	(0.1)	49.6
未 有 死	婚	100.0	81.6	(100.0)	(98.0)	(2.0)	—	18.4
	夫	100.0	52.5	(100.0)	(78.7)	(21.2)	(0.1)	47.5
	離 別	100.0	23.2	(100.0)	(85.7)	(14.3)	—	76.8

40年女子パートタイム雇用調査

配偶関係別にみた職業経験の有無は未婚、有夫、死離別者の間にほとんど差がなく、ともに一度もつとめたことがないという者が3割、フルタイムでつとめたことはないがパートタイムの経験はあるという者が1割強、フルタイムでつとめたことのある者が6割弱となっている。

40年の調査結果においては、有夫者の約半数、死離別者の約8割が職業経験なしと答えており、配偶関係による差がかなり目立っていた。

前職の退職理由

フルタイムでつとめたことのある者がフルタイムの仕事をやめた理由は、「家事と両立できなかったため」に退職したという者が47%、「育児と両立できなかったため」という者が23%で、この2つの理由が大部分を占めている。(表5—15)

表5—15 年令別、配偶関係別、フルタイムの仕事をやめた理由別女子パートタイマーの構成 %

フルタイムの仕事 の退職理由		計	つとめ先 の都合	家事と両 立できな かったた め	育児と両 立できな かったた め	そ の 他	不 明
年 配	令 偶 関 係						
計		100.0	10.1	47.0	22.7	19.1	1.2
年 令	～ 24才	100.0	14.1	33.2	4.6	45.7	2.3
	25 ～ 34	100.0	9.9	42.2	29.5	17.4	1.2
	35 ～ 44	100.0	8.1	51.3	25.8	13.9	1.1
	45 ～ 54	100.0	14.1	53.5	9.2	22.5	0.6
	55才以上	100.0	16.4	41.8	7.3	32.7	1.8
配 偶 関 係	未 婚	100.0	21.8	7.9	0.7	67.1	2.5
	有 夫	100.0	8.8	50.7	25.3	14.5	0.9
	死 離 別	100.0	17.0	41.5	10.2	27.2	4.1

注) 計はフルタイムでつとめた経験があると答えた人数

45年女子パートタイム雇用調査

年令別の退職理由にはむがいがみられる。24才以下の若年層には家事、育児以外の「その他」の回答が半数ちかく(46%)を占めているが、この内容の多くは、習い事、通学、結婚準備、などである。また、この年令層には、つとめ先の都合で退職した者が14%を占めて多い。

25～34才、35～44才層では、「家事と両立できなかったため」という割合が高いことは言うまでもないが、「育児と両立できなかったため」退職したと答えた割合が、他の年令層に比べて極めて高く、それぞれ30%、26%を占めている。45～54才層では、「家事と両立できなかったため」(54%)という理由が他の理由を上回っている。55才以上の高年層になると「家事……」が42%に減り「その他」が33%とかなり多くなっている。

配偶関係別の退職理由にはかなりのむがいがみられ、未婚者では「その他(通学、習い事、結婚準備)」(67%)が、有夫者では「家事と両立できなかったため」(51%)という理由が多い。死離別者では、有夫者と同様「家事と両立できなかったため」という理由が42%を占めて多いが、「その他」の理由を答えた者も27%みられる。この内容は、未婚者とはことなり、夫の転勤に伴う住居移転、夫

との死別、離別による住所変更、等が多数である。未婚者や死離別者には、「つとめ先の都合」による退職も多い。

勤めを退めていた期間

フルタイムでつとめたことのある者について、これまででもっとも長かった職業中断期間をみると、33%が3年以内に再び就職している。3年をこえて5年以内に再就職した者が13%、5年をこえて10年以内に再就職した者が25%、10年をこえる長期間の無職期間をもつ者が24%を占めている。

24才以下の若年層は、64%が1年までの短い中断を経て次の仕事に就いており、そのうち15%は中断期間をまったくおらずに転職している。この年令層の8割強は無職期間3年以下というもので職業中断期間は短い。

年令からみて、「最も長い中断期間」が結婚、育児についやされたと考えられる25～34才層では1年までに21%、1年をこえて3年までに26%、3年をこえて5年までに20%と、7割近い者が5年以内に再び就職している。

45才以上の層になると10年をこえる長い中断期間を持つ者が多くなり50%近くを占める。55才以上の者には定年退職後すぐ再就職したとみられる中断期間の短い者が若干ふえており、より若い年令層との間に差をみせている。

未婚者は、職業の中断期間が3年までの短期間の者が4分の3を占めている。有夫者や死離別者においては、5年までの中断期間を経て職業を継続している者と、5年をこえる期間職業から離れていた者とがほぼ半数ずつを占めている。死離別者に比べて有夫者の方に長期中断期間を経ている者の割合が高い。(表5-16)

表5-16 年令別、配偶関係別、勤めをやめていた期間別女子パートタイマーの構成

		%							
年令 配偶関係	中断期間	計	0 (なし)	1年まで	3年まで	5年まで	10年まで	10年をこえる	不明
計		100.0	4.3	13.3	15.4	12.7	24.8	24.1	5.4
年	～24才	100.0	14.8	48.7	19.4	5.9	0.7	—	10.5
	25～34	100.0	4.9	15.8	25.6	20.0	25.7	3.4	4.7
	35～44	100.0	3.3	6.3	9.4	10.9	31.2	35.5	4.3
	45～54	100.0	2.1	8.6	8.8	6.0	17.8	49.5	7.3
	55才以上	100.0	7.3	10.9	12.7	5.5	14.6	40.0	9.1
令	未婚	100.0	14.3	39.3	21.1	8.2	3.9	0.7	12.5
	有夫	100.0	3.4	10.9	14.9	13.3	26.8	26.2	4.6
	死離別	1.000	4.1	16.3	15.6	8.2	22.4	24.5	8.8

注) 計はフルタイムでつとめた経験があると答えた人数

45年女子パートタイム雇用調査

6. パートタイマーを雇用している事業所の実態

(1) パートタイマーの労働条件

就業規則の有無

パートタイマーの労働条件は、雇う側、雇われる側双方の安易な気持を反映して、従来、就業規則の不備、労働契約の不明瞭がかなりみられたが、パートタイム雇用が増加するにつれて、パートタイマー専用の就業規則を設ける事業所も現れるなど、徐々に改善されてきている。

パートタイマー専用の就業規則がある事業所は9%、(とくに金融保険業だけをみると26%と高率)、フルタイムの就業規則を原則的に適用している事業所が56%となっている。しかし、なお33%の事業所ではパートタイマーに適用する就業規則がなく、しかもこのうちの大部分は口頭で労働条件が示されており、あいまいな労働契約が生れる危険はまだ多い。

小規模事業所ほど就業規則のない事業所が多く、労働条件を口頭で示している事業所の割合が多くなる。すなわち100人未満では労働条件を口頭で示している事業所が30%と最も多く、100～499人では20%、500人以上では13%となっている。(表6-1)

質問の方法に若干ちがいがあがあるが、44年の賃金労働時間制度総合調査では、パートタイマーに適用する就業規則がある事業所の割合は28%と、45年調査よりかなり低い割合が示されている。(表6-2)

表6-1 パートタイマーに適用する就業規則の有無別事業所の構成

		%						
区 分	計	パートタイマー専用の就業規則がある	フルタイムの就業規則を原則的に適用している	パートタイマーに適用する就業規則はない				
				小 計	労働条件を書面で示す	口頭で示す	その他	
業 種	製造業	100.0	8.4	59.0	31.0	6.0	24.6	0.4
	卸売業・小売業	100.0	8.3	54.8	35.8	5.0	30.8	—
	金融保険業	100.0	25.6	35.9	38.4	17.4	21.0	—
	運輸通信業	100.0	8.5	52.4	39.4	7.6	30.4	1.0
	医療業	100.0	4.3	56.2	34.5	11.8	21.4	1.3
規 模	500人以上	100.0	23.2	51.6	24.1	10.4	13.3	0.4
	100～499人	100.0	10.3	59.6	29.2	8.4	20.1	0.7
	33～99人	100.0	7.0	54.9	36.5	6.0	30.1	0.4
調査産業計		100.0	9.1	56.1	33.3	7.1	25.7	0.5

45年女子パートタイム雇用調査

表6-2 パートタイム労働者に適用する就業規則のある事業所の割合

産 業	計	1,000人～	500～999	100～499	30～99人
調査産業計	28.1	48.3	41.0	21.9	23.1
製造業	24.9	54.6	33.9	20.9	20.7
卸売業・小売業	32.3	46.6	46.5	25.5	30.0

44年賃金労働時間制度総合調査

作業配置

パートタイマーは73%の事業所でフルタイマーと一緒に同じ作業をしており、パートタイマーだけの作業グループを編成している事業所は15%、パートタイマーだけの職場や工場を設けている事業所は7%となっている。

医療業と、卸売業・小売業ではフルタイマーと一緒に同じ作業をさせている事業所が8割をこえており、他の産業にくらべ多い。

これにひきかえ、金融保険業や運輸通信業では、パートタイマーだけの職場や作業グループをつくらせて配置している割合が3割をこえかなり多くなっている。(表 6-3)

表 6-3 女子パートタイマーの作業配置別事業所の構成 %

産 業	計	フルタイマーと混合して同じ作業をさせている	フルタイマーと同じ職場だがパートタイマーだけの作業グループをつくらせている	パートタイマーだけの職場や工場をつくらせている
製 造 業	100.0	72.5	16.7	5.5
卸売業・小売業	100.0	80.6	8.9	7.4
金融保険業	100.0	55.6	24.6	10.0
運輸通信業	100.0	64.6	12.4	17.1
医療業	100.0	86.0	10.8	0.1
調査産業計	100.0	73.1	16.0	6.8

45年女子パートタイム雇用調査

所定労働時間

44年の賃金労働時間制度総合調査によればパートタイマーの勤務形態としては、フルタイマーと同じく毎日出勤するが「1日の所定労働時間だけが短い」が74%と大部分を占め、「1週の所定労働日数が少ない」は2割程度と少ない。労働日数の少ない形態は製造業ではわずかであるが、卸売業・小売業、運輸通信業ではかなりの割合を占めている。(表 6-4)

パートタイマーの範囲を最も広くとらえている42年の雇用管理に関する調査では、パートタイマー

表 6-4 パートタイマーの勤務形態別事業所の構成 %

産 業	計	1日の所定労働時間だけが短い	1日の所定労働時間が短く、1週の所定労働日数も少ない	1週の所定労働日数だけが少ない	その他
調査産業計	100.0	73.7	19.8	4.8	4.9
鉱 業	100.0	22.2	81.5	—	3.7
建設業	100.0	38.9	56.8	3.5	0.7
製造業	100.0	80.3	14.3	3.8	3.8
卸売業・小売業	100.0	58.8	32.4	6.4	9.7
金融・保険業	100.0	74.7	17.9	7.5	0.3
不動産業	100.0	100.0	—	—	—
運輸通信業	100.0	54.9	33.7	10.6	1.0
電気・ガス・水道業	100.0	75.0	—	—	25.0

44年賃金労働時間制度総合調査

注) 1 事業所で2つ以上の勤務形態を採用している場合があるので合計したものは100にならない。

と呼称しつつフルタイマーと同じ労働日数、労働時間の勤務形態をとっている労働者のいる事業所が2割前後あることが明らかにされている。(表 6-5)

44年の東京都の調査によると、実働時間がフルタイマーと同程度のパートタイマーがいる事業所が製造業では49%と約半数もあり、パートタイマーという言葉が必ずしも労働時間の短さを定義づけるものとして使われていない実態が示されている。(表 6-6)

1日の所定労働時間が短い場合の所定労働時間をみると、6時間とする事業所が25%、7時間が16%と多く、6～7時間の間に6割近くが集中している。5時間台の事業所が21%、5時間未満が20%である。

表 6-5 パートタイマーの勤務形態別事業所の割合
平常時の労働力の一部としてパートタイマーを雇用した事業所 %

産 業	一般労働者と同じく毎日出勤するが労働時間が短い	1日の労働時間は一般労働者と同じであるが、毎日出勤しない	一般労働者より1日の労働時間が短く毎日出勤しない	そ の 他	
				一般労働者と労働日数労働時間数が同じ	そ の 他
産 業 計	68.5	8.8	9.7	18.4	2.3
鉱 業	48.3	10.3	13.8	31.0	—
建設業	51.4	37.2	9.6	20.5	—
製造業	73.9	5.0	8.3	15.7	0.0
卸売業・小売業	61.3	14.6	13.9	24.5	6.7
金融・保険業	24.7	22.1	7.0	40.4	13.1
不動産業	77.9	2.1	2.1	20.0	—
運輸通信業	66.9	7.0	11.4	7.7	7.0
電気・ガス・水道業	79.3	—	20.7	13.8	—

42年雇用管理に関する調査

注) 1. 平常時の労働力の一部として雇用した事業所を100%とした割合である。

2. 勤務形態が二つ以上ある事業所があるので合計しても必ずしも100%とはならない。

一時的に必要なときにのみパートタイマーを雇用した事業所 %

産 業	一般労働者と同じく毎日出勤するが労働時間が短い	1日の労働時間は一般労働者と同じであるが、毎日出勤しない	一般労働者より1日の労働時間が短く毎日出勤しない	そ の 他	
				一般労働者と労働日数労働時間数が同じ	そ の 他
産 業 計	50.1	17.8	18.1	22.6	18.4
鉱 業	17.1	25.7	25.7	31.4	17.1
建設業	19.6	36.9	16.8	24.9	1.8
製造業	52.5	13.9	16.8	20.8	1.9
卸売業・小売業	57.2	24.4	19.0	23.4	0.4
金融・保険業	21.6	8.3	34.1	30.4	5.9
不動産業	38.4	18.6	8.1	34.9	—
運輸通信業	34.7	23.8	13.7	24.6	3.7
電気・ガス・水道業	26.3	5.3	10.5	68.4	—

42年雇用管理に関する調査

注) 1. 一時的に必要なときにのみ雇用した事業所数を100とした割合である。

2. 勤務形態が二つ以上ある事業所があるので合計しても必ずしも100%とはならない。

表 6-6 フルタイムとの実働時間の相違の有無 %、() 内は実数

	製 造 業			卸・小 売 業			サ ー ビ ス 業			合 計
	299 人 以下	300 人 以上	計	49 人 以下	50 人 以上	計	49 人 以下	50 人 以上	計	
実働時間がフルタイムと同程度が ある実働時間がフルタイムと同程度が ない	45.2	58.5	48.9	25.6	49.0	34.7	26.1	30.0	27.9	40.3
計	54.8	41.5	51.1	74.4	51.0	65.3	73.9	70.0	72.1	59.7
N	100.0 (104)	100.0 (41)	100.0 (145)	100.0 (78)	100.0 (49)	100.0 (127)	100.0 (23)	100.0 (20)	100.0 (43)	100.0 (315)
A	(1)	(1)	(2)	(3)	(2)	(5)	—	—	—	(7)

44年パートタイム雇用実態調査(東京都)

表 6-7 パートタイマーの1日の所定労働時間階級別事業所の構成
(1日の所定労働時間が短い場合) %

産 業	計	時間:分 ~3.59	4.00	4.01~ 4.59	5.00	5.01~ 5.59	6.00	6.01~ 6.59	7.00	7.01~
調査産業計	100.0	7.0	7.9	4.9	12.1	9.0	24.7	15.4	15.5	3.5
製 造 業	100.0	2.9	7.6	2.4	9.5	9.3	29.6	17.4	17.6	3.6
卸売業・小売業	100.0	10.0	9.7	13.8	21.5	4.6	15.9	11.4	8.7	4.3

44年賃金労働時間制度総合調査

表 6-8 パートタイマーの週所定労働日数別事業所の構成
(1週の所定労働日数が少ない場合) %

産 業	計	1 日	2 日	3 日	4 日	5 日
調査産業計	100.0	—	6.5	8.4	19.6	65.5
製 造 業	100.0	—	6.3	7.7	24.5	61.6
卸売業・小売業	100.0	—	9.3	8.0	13.3	69.4

44年賃金労働時間制度総合調査

表 6-9 フルタイムの週所定労働時間階級別事業所の構成 %

産業・企業規模	計	時間:分 ~39.59	40.00	40.01~ 41.59	42.00	42.01~ 44.59	45.00	45.01~ 47.59	48.00	48.01~
調査産業計	100.0	6.6	1.6	4.9	11.9	8.2	7.5	10.3	47.1	2.0
5,000 人~	100.0	22.6	3.7	20.0	24.9	9.5	6.5	3.9	8.9	—
1,000~4,999	100.0	16.1	3.0	9.0	22.5	12.7	8.5	8.4	19.8	—
500~ 999	100.0	5.4	2.1	5.8	29.2	8.4	8.4	13.7	26.9	0.1
100~ 499	100.0	3.8	1.7	3.3	9.0	10.1	10.4	12.8	47.2	1.7
30~ 99	100.0	2.7	0.7	1.5	5.6	5.6	5.6	10.2	64.7	3.4
製 造 業	100.0	2.4	0.8	1.5	11.2	7.4	7.2	16.7	51.7	1.0
卸売業・小売業	100.0	6.8	2.0	3.2	8.0	12.3	10.7	8.0	43.7	5.2
金融・保険業	100.0	38.0	5.9	27.1	11.7	9.5	5.4	1.0	1.3	—
運輸通信業	100.0	1.2	1.8	1.8	25.4	3.8	5.6	3.7	52.9	3.7

44年賃金労働時間制度総合調査

製造業では6~7時間への集中度が強く、卸売業・小売業では4時間台のところもかなりを占め、労働日数と同様多様な分布を示している。(表 6-7)

週の所定労働日数が少ない場合の労働日数については、5日とするのが66%と最も多く、次いで4日とするところが20%である。(表 6-8, 9)

賃金支払形態

44年の賃金労働時間制度総合調査によれば、パートタイマーの賃金は74%の事業所が時間給制をとっており、日給制は18%と少ない。しかし卸売業・小売業に限ってみると日給制が30%をしめ比較的増えている。月給制は全体として少なく6%程度であるが、これも卸売業・小売業では11%と製

表 6-10 パートタイマーの賃金支払い形態別事業所の構成 %

	計	時 給	日 給	週 給	月 給		出来高給
					次勤による 差引あり	差引なし	
調査産業計	100.0	73.8	18.1	0.5	5.0	1.2	1.5
5,000人~	100.0	62.6	29.6	—	2.1	5.1	0.7
1000~4,999人	100.0	74.4	20.3	0.1	3.3	—	0.4
500~ 999人	100.0	84.0	6.1	—	10.4	—	0.6
100~ 499人	100.0	74.7	17.3	1.6	4.4	0.6	1.4
30~ 99人	100.0	73.2	18.1	—	5.4	1.3	2.0
建 設 業	100.0	32.6	35.8	—	28.1	3.5	—
製 造 業	100.0	83.5	11.5	0.8	3.4	0.1	0.8
500人以上	100.0	82.9	11.3	—	4.9	—	0.8
100~499人	100.0	83.3	11.7	2.0	2.2	0.1	0.5
30~ 99人	100.0	83.8	11.4	—	3.8	—	1.0
卸売業・小売業	100.0	56.3	29.8	—	9.4	1.7	2.8
金融保険業	100.0	46.7	42.2	—	3.8	7.3	—
運輸通信業	100.0	57.3	23.1	—	1.9	9.3	8.4

44年賃金労働時間制度総合調査

表 6-11 女子パートタイマーの賃金形態別事業所の構成 %

産業・規模別	賃金形態別 (M.A.)	計	時間給	日 給	月 給	週 給
計		100.0	56.5	42.3	34.2	3.6
建 設 業		100.0	30.9	99.2	12.0	0.0
製 造 業		100.0	86.0	29.9	16.5	8.3
卸 売 業・小 売 業		100.0	46.5	20.9	35.6	0.0
金 融 保 険 業		100.0	15.7	61.3	24.0	0.2
運 輸 通 信 業		100.0	47.2	63.3	4.3	0.6
電 気・ガ ス・水 道 業		100.0	5.1	59.5	63.3	0.0
サ ー ビ ス 業		100.0	35.7	48.6	64.0	0.0
500 人以上		100.0	84.3	54.1	5.2	0.9
100~499人		100.0	78.0	51.0	15.0	2.2
30~ 99人		100.0	51.4	49.5	21.1	0.0
10~ 29人		100.0	52.0	32.9	52.4	0.0

40年パートタイム雇用調査

造業（4%）などに比べ多くなっている。（表 6—10）

時間給制をとる事業所は40年が56%，42年が60%，44年が74%と年々増えてきている。（表 6—11，12）

昇給制度，ベースアップ

44年賃金労働時間制度総合調査によればパートタイマーに定期昇給制度のある事業所は46%と半数にみたない。製造業では52%で半数を上回るが、卸売業・小売業では35%と3分の1にとどまっている。（表 6—13）

表 6—12 パートタイマーの賃金形態別事業所の構成

(1) 平常時の一部として雇用した事業所 M. A. %					(2) 一時的に必要なときにのみ雇用した事業所 M. A. %				
産 業	時給	日給	出来高給	その他	産 業	時給	日給	出来高給	その他
産 業 計	60.1	38.2	4.8	1.3	産 業 計	55.9	45.8	2.4	0.2
鉱 業	10.3	93.1	—	—	鉱 業	37.1	62.9	2.9	—
建 設 業	14.0	84.2	11.2	1.9	建 設 業	11.4	88.4	0.2	—
製 造 業	72.7	28.5	2.2	1.5	製 造 業	65.3	38.1	3.8	—
卸売業・小売業	40.6	53.7	9.4	—	卸売業・小売業	54.5	45.5	—	—
金融・保険業	19.0	59.4	20.4	1.2	金融・保険業	13.0	83.3	—	3.7
不動産業	54.7	47.4	—	—	不動産業	39.5	62.8	—	—
運輸通信業	37.1	54.6	4.5	4.2	運輸通信業	31.6	65.1	3.5	—
電気・ガス・水道業	—	51.7	34.5	13.8	電気・ガス・水道業	—	100.0	—	—

注）平常時の一部として雇用した事業所数を100とした割合である。

注）一時的に必要なときにのみ雇用した事業所数を100とした割合である。

42年雇用管理に関する調査

表 6—13 パートタイマーに対する定期昇給制度，ベースアップ，賞与，退職金，年次有給休暇のある事業所の割合

規模産業	パートタイマーを雇用している事業所	定期昇給制度あり	フルタイム労働者ベースアップあり	パートタイマーにベースアップあり	パートタイマーにはなし	賞与あり	退職金あり	年次有給休暇与える
調査産業計	100.0	46.4	67.6	31.2	66.9	14.0	24.7	
5,000人～	100.0	24.8	61.8	38.2	64.1	14.0	43.9	
1,000～4,999	100.0	41.7	66.2	32.6	61.6	11.7	31.3	
500～999	100.0	52.6	71.4	24.0	54.1	7.5	30.3	
100～499	100.0	42.7	74.0	25.4	60.4	11.2	24.3	
30～99	100.0	52.3	63.8	34.9	68.5	17.4	20.1	
建設業	100.0	59.6	60.4	39.6	63.2	3.5	7.0	
製造業	100.0	52.6	73.9	24.8	71.9	11.8	25.2	
500人以上	100.0	45.8	80.6	18.8	72.9	7.7	41.5	
100～499	100.0	47.9	79.2	20.0	73.4	11.6	23.5	
30～99	100.0	57.1	67.6	30.5	70.5	13.3	21.0	
卸売業・小売業	100.0	35.4	53.1	45.4	54.9	16.9	18.2	
金融・保険業	100.0	39.3	51.0	49.0	68.4	34.4	47.4	
運輸通信業	100.0	20.0	63.7	36.3	49.5	10.5	28.7	

44年賃金労働時間制度総合調査

フルタイムの労働者にベースアップをした際パートタイマーにもベースアップを行なった事業所は68%である。産業別にみると製造業が74%，卸売業・小売業が53%である。

全産業で31%の事業所ではフルタイムのベースアップを行なった際，パートタイマーにはベースアップをしていない。（表 6—13）

賞与，退職金

パートタイマーに賞与を支給している事業所は67%とかなり多い。

退職金（慰労金）を支給する事業所は14%と少ないが，金融保険業に限ってみると34%と他の産業とくらべて格段に多い。（表 6—13）

諸 手 当

44年賃金労働時間制度総合調査によれば通勤手当は61%の事業所で支給している。精勤手当を支給している事業所は24%，家族手当は2%が支給している。諸手当を全然支給していない事業所は33%となっている。（表 6—14）

昇 進，昇 格

今回の調査で昇給とは別に，パートタイム勤務のままで指導員，主任，班長，係長などに昇進，昇格できる制度の有無を調べたところ「ある」事業所は，1割程度で少ない。（表 6—15）

年次有給休暇

パートタイマーについても労働基準法上の年次有給休暇はフルタイムと同等に与えられることになっているが，パートタイマーに年次有給休暇を与えている事業所は25%にすぎない。

大規模事業所と金融保険業ではかなり多く（4割以上）の事業所が年次有給休暇を与えているが，その他では低く，100人未満では20%，卸売業・小売業では18%となっている。（表 6—13）

表 6—14 パートタイマーに対する諸手当支給状況別事業所の構成

規模産業	計	支 給 す る				支給しない
		小 計	通勤手当	精勤手当	家族手当	
調査産業計	100.0	66.8	61.0	23.7	2.0	33.2
5,000人～	100.0	75.5	73.6	11.7	2.4	24.5
1,000～4,999	100.0	74.0	68.8	24.9	0.7	2.6
500～999	100.0	77.0	75.1	16.3	1.7	23.0
100～499	100.0	68.9	62.7	26.9	3.2	31.1
30～99	100.0	61.1	54.4	24.2	1.3	—
建設業	100.0	66.7	66.7	—	—	33.3
製造業	100.0	—	60.9	25.6	2.0	—
500人～	100.0	77.4	73.8	25.0	0.8	22.6
100～499	100.0	73.2	66.4	30.3	4.0	26.8
30～99	100.0	60.0	52.4	21.9	1.0	40.0
卸売業・小売業	100.0	—	57.9	23.8	2.6	—
金融・保険業	100.0	82.8	82.7	7.3	—	17.2
運輸通信業	100.0	62.6	55.0	9.7	1.1	37.5

44年賃金労働時間制度総合調査

表 6-15 女子パートタイマーに昇進
昇格のある事業所の割合

業 種	割合
製 造 業	11.6%
500人以上	7.4
100~499人	8.3
30~99人	13.9
卸売業・小売業	14.2
金融・保険業	11.8
運輸通信業	2.2
医療業	15.7
調査産業計	11.5

女子パートタイマーを雇用している事業所=100%

45年女子パートタイム雇用調査

入しているのに対し、それ以下の規模では3割台の加入率となっている。とくに100人未満の小規模事業所では3割を下回る低い加入率となっている。(表 6-18)

社会保険の加入状況は個々のパートタイマーに対して同一事業所内でも一率に取扱っているとはかぎらない。

この状況を示すものとして婦人少年局が42年に実施した製造業小規模事業所の実態調査の結果があるがこれによると、パートタイマーの一部だけ加入という事業所は1割にもみならず、ほとんどの事業所は全員加入か全員未加入かである。いずれの保険についても全員未加入という事業所が50%をこえており、未加入の理由としては単に「パートだから」というものがもっとも多く、6~7割を占め、本人が入りたがらないというのは2割強にとどまっている。同じ事業所でフルタイマーについては各保険とも全員未加入というのはわずかに2~3%であった。(表 6-19)

表 6-16 女子パートタイマーの社会保険適用状況別事業所の構成 %

産業別 規模別	加入 状況別	計	適用し ている	適用している社会保険の種類							適用し ていない	不明
				日雇健保	日雇失保	厚生年金	労災保険	健康保険	失業保険	その他		
計		100.0	46.7	0.4	0.3	23.7	26.1	27.6	29.8	0.2	52.4	0.9
建 設 業		100.0	63.1	19.3	12.0	30.1	37.8	32.5	35.3	1.7	36.9	—
製 造 業		100.0	46.3	4.9	5.7	24.9	37.6	28.2	30.0	3.6	53.5	0.2
卸売業・小売業		100.0	48.4	1.4	0.4	29.1	32.9	32.4	31.4	2.7	48.9	2.7
金融・保険業		100.0	39.2	0.3	0.3	30.7	3.8	33.7	35.2	0.3	60.8	—
運輸通信業		100.0	46.1	21.4	8.8	13.8	10.2	18.8	16.7	1.9	60.6	3.3
電気ガス水道業		100.0	38.0	13.9	11.4	17.7	20.3	24.1	22.8	1.3	62.0	—
サービス業		100.0	46.4	1.0	1.1	19.4	13.0	24.7	30.7	0.5	53.6	0.0
500人以上		100.0	58.6	9.2	6.1	36.1	39.2	39.6	40.0	1.3	40.7	0.7
100~499人		100.0	56.7	10.5	9.0	31.3	36.3	38.7	35.1	2.4	42.6	0.8
30~99人		100.0	49.0	5.4	4.8	25.5	34.4	31.2	30.8	1.5	51.0	—
10~29人		100.0	40.9	0.9	0.0	19.0	15.4	20.5	26.7	1.3	57.3	1.7

40年パートタイム雇用調査

社 会 保 険

パートタイマーを失業保険、健康保険、厚生年金保険に加入させている事業所の割合はパートタイム雇用の普及とともに高まってきている。しかし、いまなお未加入としている事業所がかなり多い。(表 6-16, 17, 18)

43年の雇用管理調査で、失業保険に加入している事業所が34%、健康保険に加入している事業所が33%、厚生年金保険に加入している事業所が30%となっている。産業により差があり、金融保険業、不動産業で加入率が比較的高い。また各保険とも事業所の規模により加入率に開きがあり、5,000人以上の事業所では6割前後、500~4999人では5割前後が加入しているのに対し、それ以下の規模では3割台の加入率となっている。とくに100人未満の小規模事業所では3割を下回る低い加入率となっている。(表 6-18)

表 6-17 産業別パートタイマーの社会保険加入状況 %

社会保険加入の有無	計	鉱 業	建設業	製造業	卸売業・小売業	金融・保険業	不動産業	運輸通信業	電気・ガス・水道業
失業保険	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	加入している	33.5	24.1	40.7	34.1	30.2	35.7	48.7	36.6
	加入していない	66.5	75.9	59.3	65.9	69.8	64.7	51.3	63.4
健康保険	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	加入している	33.4	65.5	38.5	34.3	27.9	53.2	59.3	29.7
	加入していない	66.6	34.5	61.5	65.7	72.1	46.8	40.7	70.3
厚生年金	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	加入している	30.2	37.9	30.1	30.7	25.4	52.9	54.0	29.2
	加入していない	69.8	62.1	69.9	69.3	74.6	47.1	46.0	70.8

注) 社会保険および産業ごとにパートタイマーを採用した事業所を100とした割合である。

43年雇用管理に関する調査

表 6-18 規模別パートタイマーの社会保険加入状況 %

社会保険加入の有無	計	5,000人以上	1,000~4,999人	500~999人	100~499人	30~99人
失業保険	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	加入している	33.5	57.1	49.6	57.4	37.7
	加入していない	66.5	42.9	50.4	42.6	62.3
健康保険	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	加入している	33.4	61.9	50.6	45.9	38.2
	加入していない	66.6	38.1	49.4	54.1	61.8
厚生年金	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	加入している	30.2	57.1	47.2	44.4	35.4
	加入していない	69.8	42.9	52.8	55.6	64.6

注) 社会保険および事業所規模ごとにパートタイマーを採用した事業所を100とした割合である。

43年雇用管理に関する調査

表 6-19 社会保険の加入状況別事業所の構成
(パートタイマーの場合) %

区 分	加 入 状 況				未 加 入 の 理 由 (MA)				
	計	全加入	一部未加入	全未加入	計	本人が入り手がたがらない	手続きが面倒だから	パートだから	その他
失業保険	100.0	42.3	5.6	52.1	100.0	22.7	—	71.3	8.7
健康保険	100.0	37.1	8.9	54.0	100.0	24.7	2.4	69.1	8.1
厚生年金	100.0	37.5	8.3	54.2	100.0	23.1	1.2	61.8	13.3

(フルタイマーの場合) %

区 分	加 入 状 況				未 加 入 の 理 由 (MA)				
	計	全加入	一部未加入	全未加入	計	本人が入り手がたがらない	手続きが面倒だから	その他	不明
失業保険	100.0	91.4	4.8	3.8	100.0	52.9	4.6	33.2	11.0
健康保険	100.0	91.0	6.8	2.2	100.0	52.9	2.3	33.7	13.1
厚生年金	100.0	90.0	6.8	3.2	100.0	46.0	11.3	32.0	20.2

42年製造業小規模事業所の女子労働実態調査(婦人少年局)

フルタイムからパートタイム勤務への変更

事業所内でフルタイム勤務に就いていた労働者をパートタイム勤務にきりかえたことのある事業所は5産業平均で33%、医療業では38%、卸売業・小売業では36%、製造業では35%などかなりの割合を占めている。

このうち9割以上が本人の都合による変更であるが、運輸通信業では25%が会社の規定による変更、金融保険業では11%が会社の慣行による変更となっており、製造業、卸売業・小売業とはおもむきをかえている。(表 6-20)

表 6-20 フルタイマーへのきりかえの有無別事業所の構成

産 業	フルタイムからパートへのきりかえの有無	計	あ り					な し
			小 計	会社の規定による	会社の慣行による	本人の希望による	不 明	
製 造 業		100.0	35.0	1.2	1.2	94.7	2.9	64.8
卸 売 業・小 売 業		100.0	35.9	2.2	0.7	94.8	2.3	64.1
金 融・保 険 業		100.0	20.8	0.5	11.0	88.1	0.4	79.2
運 輸 通 信 業		100.0	21.5	24.9		58.4	16.6	78.4
医 療 業		100.0	37.8	3.5		92.8	3.7	62.2
調 査 産 業 計		100.0	33.2	3.0	1.8	92.1	3.6	66.6

45年女子パートタイム雇用調査

(2) パートタイマーの教育訓練

入社時教育訓練

パートタイマーに入社の際集合で教育訓練を実施している事業所は3割程度であるが、電話交換のような特殊業務の多い運輸通信業では47%の事業所で実施している。製造業でみると大規模事業所は

表 6-21 パートタイマーの入社時教育訓練実施の有無別事業所の構成

産 業	入社時教育訓練実施の有無	計	入社時の集合による一般教育訓練		入社時集合による安全衛生教育	
			実施している	実施していない	実施している	実施していない
製 造 業		100.0	33.0	67.0	31.5	68.5
500人以上		100.0	39.8	60.2	2.7	97.3
100~499人		100.0	34.2	65.8	16.5	83.5
30~99人		100.0	31.5	68.5	43.7	56.3
卸売業・小売業		100.0	39.0	61.0	20.9	79.1
金融・保険業		100.0	27.4	72.6	24.0	76.0
運輸通信業		100.0	46.7	53.3	9.6	90.4
医療業		100.0	26.8	73.2	37.6	62.4
調査産業計		100.0	34.5	65.5	26.2	73.8

45年女子パートタイム雇用調査

ど実施率が高く、500人以上では40%、100~499人では34%、30~99人では32%となっている。小規模事業所ではフルタイムの労働者に対しても実施していない事業所が44%とかなり多い。(表 6-21)

安全衛生教育

安全衛生教育を、入社時に集合で実施している事業所は約半数の47%である。製造業における実施率は他の産業より高く、54%となっているが、この割合にも規模による差がかなりあり、500人以上で63%、100~499人で60%、30~99人で50%と大規模事業所ほど実施率が高い。なお、小規模事業所では一般労働者にも実施していないところが3割をこえており、パートタイマー、フルタイマーの区別なく低調である。(表 6-21)

入社後の能力開発訓練

パートタイマーに入社後なんらかの能力開発訓練をしている事業所は23%と少ない。卸売業・小売業ではいくらか実施率が高い。しかし事業所規模による差はあまりみられない。(表 6-22)

表 6-22 パートタイマーの入社後の能力開発訓練実施の有無別事業所の構成

産 業	能力開発訓練実施の有無	計	実施している		実施していない
製 造 業		100.0	21.6	78.4	42.2
500人以上		100.0	18.7	81.3	13.0
100~499人		100.0	21.3	78.7	33.9
30~99人		100.0	22.1	77.9	51.0
卸売業・小売業		100.0	28.4	71.6	29.7
金融保険業		100.0	20.4	79.6	9.0
運輸通信業		100.0	19.6	80.4	32.1
医療業		100.0	22.0	78.0	52.6
調査産業計		100.0	22.5	77.5	37.9

45年女子パートタイム雇用調査

(3) パートタイマーの福利厚生

健康診断

50人以上の労働者を雇用する事業所では常用労働者を雇い入れる際健康診断を受けさせねばならないが、45年調査で、フルタイマーには実施していながらパートタイマーには実施していない事業所が2割程度ある。(表 6-23)

諸 施 設

パートタイマーの利用できる診療施設、食堂、保育施設、通勤バスなどの有無についてはフルタイマーとパートタイマーの間に利用上の差別はほとんどみられない。

診療施設のある事業所の割合は全体では3割であるが、製造業500人以上の事業所および医療業では9割、金融保険業では5割、製造業100人未満では2割弱と、業種、規模により保有率に大きな差が生じている。

保育施設の保有率は6% (43年調査では3%)程度で、小規模事業所や卸売業・小売業では2~3%

表 6-23 福利厚生施設の有無別事業所の構成

%

産 業	計	健康診断			診療施設			食 堂			保育施設			通勤バス		
		実施している		実施していない	あ り		な し	あ り		な し	あ り		な し	あ り		な し
		フルタイム	パートのみ		フルタイム	パートのみ		フルタイム	パートのみ		フルタイム	パートのみ		フルタイム	パートのみ	
製 造 業	100.0	79.9	18.2	27.6	1.0	71.4	87.7	2.0	10.3	6.0	0.3	0.5	93.2	28.5	3.8	1.5
500人以上	100.0	85.4	14.3	30.3	87.2	2.6	10.2	95.4	1.9	2.7	13.3	0.7	1.3	84.7	30.1	4.6
100~499人	100.0	83.4	15.8	0.7	31.8	1.6	66.6	91.4	1.6	7.0	11.1	0.3	0.5	88.1	31.8	4.5
30~99人	100.0	77.2	20.1	12.7	16.5	0.5	83.0	84.6	2.3	13.1	2.2	0.2	0.4	97.2	26.5	3.4
卸売業・小売業	100.0	65.7	26.9	7.4	20.7	1.3	78.0	81.1	1.1	17.8	3.6	0.5	—	95.9	7.5	2.7
金融・保険業	100.0	63.9	36.1	—	52.2	14.3	33.5	88.2	2.3	9.5	5.0	0.1	—	94.9	11.3	—
運輸通信業	100.0	65.4	31.9	2.7	44.7	6.7	48.6	67.2	6.0	26.8	7.2	0.6	0.1	92.1	24.0	6.1
医療業	100.0	87.8	10.4	1.8	93.4	3.1	3.5	88.7	5.0	6.3	12.0	1.4	—	86.6	8.1	3.1
調査産業計	100.0	75.7	21.5	2.8	34.3	2.5	63.2	84.7	2.5	12.8	6.1	0.4	0.3	93.2	22.0	3.6

45年女子パートタイム雇用調査

表 6-24 パートタイマーが利用できる保育施設の有無

%

保育施設	計	5,000人以上	1,000~4,999人	500~999人	100~499人	30~99人
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
あり	2.3	8.8	4.0	2.3	1.7	1.5
社有	0.8	2.1	0.2	—	0.4	1.1
委託	97.0	90.8	95.8	97.7	97.9	97.4
なし	97.0	90.8	95.8	97.7	97.9	97.4

注) 企業規模ごとにパートタイマーを採用した事業所を100とした割合である。

43年雇用管理に関する調査

と稀少である。(表 6-24)

通勤バスのある事業所は23%である。製造業では30%と他の産業にくらべて保有率が高い。(表 6-23)

(4) パートタイマーの採用に関すること

採用開始時期

今回の調査ではパートタイマーの採用を開始した時期は調査しなかったが、40年の調査結果によれば、35年頃からパートタイマーを採用する事業所が増え始め、38年以後急増している。また、43年の雇用管理に関する調査の結果でも39~42年にパートタイマーの採用を始めた事業所が非常に多い。(表 6-25, 26)

採用理由

パートタイマーの採用理由については、40年(表 6-27)と43年(表 6-28)の調査があるが、これによると、いずれも臨時的、不定期的な人員を補充するためというのが最も多く、これについて若年労働力の充足が困難だからという理由が多い。事業所の大部分がこの二つの理由からパートタイマ

表 6-25 女子パートタイマーの採用時期別事業所の構成

%

産業別	計	昭和30年以前												不明
		31年	32年	33年	34年	35年	36年	37年	38年	39年	40年	41年	42年	
計	100.0	9.3	0.7	1.6	1.1	1.4	6.1	7.4	10.2	20.7	28.4	10.2	2.9	
建設業	100.0	18.5	—	6.0	1.2	9.6	3.6	7.6	4.0	18.5	19.7	2.4	8.8	
製造業	100.0	3.5	1.6	1.3	1.8	0.3	4.9	3.0	13.7	24.0	29.0	15.2	1.7	
卸売業・小売業	100.0	7.8	0.2	2.8	0.1	3.6	9.3	7.9	22.0	25.4	9.7	3.7		
金融・保険業	100.0	5.4	—	0.3	2.0	2.7	4.7	9.8	13.8	16.0	5.9	16.6		
不動産業	100.0	20.0	—	—	—	—	—	—	60.0	20.0	—	—		
運輸通信業	100.0	25.7	1.3	5.6	4.7	0.6	10.0	7.6	10.6	7.4	16.0	6.3	4.2	
電気・ガス・水道業	100.0	27.7	1.3	5.1	1.3	0.0	1.3	11.4	7.6	13.9	24.1	3.8	2.6	
サービス業	100.0	13.4	0.0	0.0	—	0.7	4.6	12.2	7.7	18.9	34.5	6.4	1.6	

* 昭和40年は1月~5月迄の集計である。

40年パートタイム雇用調査

表 6-26 規模別女子パートタイマーの採用開始時期

%

規 模	計	30年以前	31~34年	35~38年	39~42年	43年
計	100.0	6.5	1.1	9.9	57.4	25.1
5,000人以上	100.0	10.0	2.7	18.3	50.3	18.7
1,000~4,999人	100.0	2.7	0.6	15.1	60.0	21.6
500~999人	100.0	3.3	0.2	9.7	75.3	11.5
100~499人	100.0	6.1	3.0	5.7	55.1	30.1
30~99人	100.0	7.7	—	10.4	55.5	26.4

注) 企業規模ごとに女子パートタイマーを採用した事業所を100とした割合である。

43年雇用管理に関する調査

表 6-27 女子パートタイマーの雇用理由別事業所の構成

%

産業別	計	理由別 (M.A.)								不明
		若ら 年 働 き が 得 る	中 力 高 な 女 性 が 得 る	特 定 の た め に 繁 忙 に 関 与 す る	特 定 の た め に 日 常 の 工 作 に 関 与 す る	産 休 後 の 補 充 と し て	資 格 が あ る か ら が 得 る	経 費 が か さ る か ら 軽 減 さ れ る	そ の 他	
計	100.0	31.4	11.4	14.4	25.8	2.3	8.6	22.8	23.6	0.6
建設業	100.0	7.6	16.1	24.6	30.5	—	—	28.1	25.3	—
製造業	100.0	49.0	16.9	19.7	16.2	1.7	5.2	11.5	17.9	1.2
卸売業・小売業	100.0	34.7	20.0	11.8	32.5	0.7	5.0	22.9	22.3	—
金融・保険業	100.0	1.7	2.6	11.8	36.3	0.3	3.2	25.1	42.2	3.2
不動産業	100.0	30.0	—	20.0	80.0	—	—	—	20.0	—
運輸通信業	100.0	7.4	1.5	24.9	47.7	16.2	1.7	8.1	36.5	0.0
電気・ガス・水道業	100.0	—	17.7	7.6	31.6	2.5	—	22.8	38.0	—
サービス業	100.0	17.2	1.9	7.3	26.3	1.2	18.0	39.9	23.1	0.0

40年パートタイム雇用調査

表 6-28 パートタイマーの採用理由別状況 %

計	新規卒業者による 充足が困難	特殊な技能・知 識を要する	不規則的な人員 の補充	そ の 他
100.0	24.6	1.3	70.7	3.5

注) パートタイマーを採用した事業所を 100 とした割合である。

43年雇用管理に関する調査

表 6-29 パートタイマー雇用の利点 %

	製 造 業			卸・小 売 業			サ ー ビ ス 業			合 計
	299人 以下	300人 以上	計	49人 以下	50人 以上	計	49人 以下	50人 以上	計	
賃 金 が 安 い	15.2	19.0	16.3	9.0	9.8	9.3	—	10.0	4.8	10.0
福利厚生が安くてすむ	10.5	7.2	9.5	7.7	9.8	8.6	13.6	20.0	16.6	8.4
雇用量調節可能	38.1	45.3	40.2	24.4	35.3	28.6	40.8	40.0	40.4	29.7
募集採用費・が安くてすむ	10.5	11.9	10.9	6.4	5.9	6.2	4.5	—	2.4	6.6
特定季節に繁忙	22.8	19.0	21.8	21.8	27.4	24.1	22.7	25.0	23.8	19.2
特定日に繁忙	1.9	7.2	3.5	5.1	9.8	7.0	13.6	5.0	9.5	4.7
特定時間に繁忙	4.8	14.3	7.5	46.1	56.8	50.3	18.4	50.0	33.3	23.7
仕事内容がパートに適している	53.3	59.5	55.2	43.6	35.3	40.3	59.1	55.0	57.2	41.3
労務対策として有効	24.8	7.2	19.7	12.8	21.6	16.6	27.3	15.0	21.4	15.5
利 点 は な い	13.3	—	9.5	7.7	5.9	7.0	9.1	—	4.8	6.6
そ の 他	4.8	9.5	6.1	5.1	2.0	3.9	4.5	—	2.4	3.9
計	100.0 (105)	100.0 (42)	100.0 (147)	100.0 (78)	100.0 (51)	100.0 (129)	100.0 (22)	100.0 (20)	100.0 (42)	100.0 (318)

注) () は内は回答事業所の実数

44年パートタイム雇用実態調査(東京都)

表 6-30 パートタイマーの性別雇用状況 %

産 業	計	男 の み	女 の み	男女とも
産 業 計	100.0	11.4	65.0	23.6
鉱 業	100.0	—	81.5	18.5
建 設 業	100.0	7.6	42.9	49.5
製 造 業	100.0	8.8	69.1	22.2
卸 売 業・小 売 業	100.0	14.0	62.3	23.7
金 融・保 険 業	100.0	6.1	67.0	26.9
不 動 産 業	100.0	15.8	55.9	28.3
運 輸 通 信 業	100.0	41.3	36.6	22.2
電 気・ガ ス・水 道 業	100.0	15.9	65.1	19.0

42年雇用管理に関する調査

一の採用をはじめており、「資格ある人を得られるから」「特殊な技能、知識を要する」ためにパートタイマーの採用をしている事業所はサービス業をのぞいては非常に少ない。

東京都が44年に実施した調査では318事業所に対して「パートタイム雇用の利点はなにか」という質問をしているが、この回答にも、「雇用量の調節が可能」「特定時期に繁忙」であるためパートタイム雇用に利点があるとする事業所が3割～5割を占めてかなり多い。ほかに、賃金が安い、採用費が安い、などを含めて労務対策上利点があるとする回答が4割以上をしめている。「利点がない」と回答し

た事業所は7%にとどまっている。(表 6-29)

採用条件

42年の雇用管理調査によるとパートタイマーを雇用している事業所のうち65%は女子のみ、24%が男女とも、11%が男子のみを雇用している。産業別にみても、ほとんどの産業で「女子のみ」となっている事業所が多いが、運輸通信業だけは「男子のみ」の事業所が41%を占め、業種の特徴を示している。(表 6-30)

女子パートタイマー募集の際「年齢による制限」をしている事業所は46%、「通勤時間による制限」

表 6-31 パートタイマーに対する年齢などの募集制限 M.A. %

性	計	制限あり 小計	年齢による 制限	同一又は類似職種 の経験による制限	通勤時間(距離) による制限	制限なし
男	100.0	42.0	37.5	4.4	10.0	58.0
女	100.0	50.4	45.9	3.3	16.5	49.6

注) (1) 性別ごとにパートタイマーを採用した事業所を 100 とした割合である。

(2) 「制限」の内訳は重複回答であるため合計しても必ずしも小計と一致しない。

43年雇用管理に関する調査

表 6-32 パートタイマー募集上の上限年齢 %

性	計	25才未満	25～34才	35～44才	45～54才	55才以上
男	100.0	2.4	9.5	7.6	39.8	40.7
女	100.0	0.5	6.7	27.5	52.8	12.5

注) 性別ごとにパートタイマーを採用した事業所のうち年齢制限のある事業所を 100 とした割合である。

43年雇用管理に関する調査

表 6-33 パートタイマー採用時の年齢条件別事業所の構成 %

産業別 規模別	年令条件別 計	年 令 制 限 あ り								年令不 問	不 明	二上を 種の併 用件用
		小 計	20才 まで	25才 まで	30才 まで	35才 まで	40才 まで	45才 まで	50才 まで			
計	100.0	56.9	2.9	6.7	5.7	6.0	18.5	9.0	8.1	42.9	0.2	9.7
産 業 別												
建 設 業	100.0	50.6	—	1.2	—	5.0	27.0	2.4	14.1	49.4	—	8.4
製 造 業	100.0	57.5	—	3.7	5.3	6.8	14.6	17.1	10.1	42.8	0.2	15.2
卸 売 業・小 売 業	100.0	61.7	8.1	7.1	9.2	8.0	14.9	8.3	6.1	38.3	0.1	7.4
金 融・保 険 業	100.0	39.0	—	2.0	6.7	0.3	13.0	7.3	9.8	59.5	1.5	6.7
運 輸 通 信 業	100.0	44.8	5.2	6.9	7.6	8.1	8.8	4.8	3.4	55.2	—	10.1
電 気・ガ ス・水 道 業	100.0	50.4	—	6.7	4.2	2.9	—	16.0	20.6	49.6	—	4.2
サ ー ビ ス 業	100.0	57.9	2.5	10.6	3.5	3.8	28.8	0.9	7.7	42.1	—	7.7
規 模 別												
500 人以上	100.0	57.0	0.6	3.5	2.1	7.9	18.5	16.1	8.2	42.5	0.5	5.8
100～499人	100.0	56.7	0.6	1.8	4.8	8.9	20.0	10.9	9.7	42.7	0.6	10.7
30～99人	100.0	54.6	2.3	2.4	4.7	10.7	17.1	4.7	12.1	45.3	0.1	—
10～29人	100.0	58.8	4.3	11.4	7.1	1.3	19.1	11.4	4.2	41.1	—	8.5

40年パートタイム雇用調査

のある事業所は17%、「同一又は類似職種の経験による制限」のある事業所が3%となっており、この三種の制限がひとつ以上ある事業所と全然ない事業所が半々の割合となっている。(表 6—31)

女子パートタイマーの募集に年齢制限を設けている事業所における上限年齢は45～54才とする事業所が最も多く53%、ついで35～44才としているところが28%、55才以上としているところが13%などとなっている(表 6—32)。以上は43年の調査結果である。この上限年齢は40年の調査(表 6—33)では40才までとする事業所が最も多く、徐々に緩和されて来ている。43年の調査(表 6—34)で過去10年間に年齢制限を緩和した事業所が約4割あることが示され、緩和の状況(表 6—35)としては35～44才までだったものを45～54才へ緩和した事業所が最も多い。

パートタイマー採用の際、「選考している」事業所は78%、他は無選考である。選考している事業所のうち面接試験は93%の事業所で行なわれているが、書類審査、身体検査を実施しているところは

表 6—34 パートタイマー募集の際の上限年齢を緩和した事業所の割合 %

	性	計	5,000人以上	1,000～4,999人	500～999人	100～499人	30～99人
計	男	38.1	29.2	12.0	75.8	50.7	24.4
	女	39.9	22.0	15.7	57.5	41.3	41.6

注) 企業規模および性ごとに年齢制限を有する事業所を100とした割合である。

43年雇用管理に関する調査

表 6—35 パートタイマー募集の際の上限年齢緩和状況 %

規 模	性	計	緩 和 前 年 令 階 級										そ の 他
			15~24才				25~34才		35~44才		45~54才		
			緩 和 後 年 令 階 級										
			25~ 34才	35~ 44才	45~ 54才	55才 以上	35~ 44才	45~ 54才	55才 以上	45~ 54才	55才 以上	55才 以上	
計	男	100.0	6.2	—	2.6	4.1	3.5	16.8	—	34.5	0.3	17.7	14.3
	女	100.0	5.2	0.9	4.0	7.8	9.2	12.7	0.3	32.5	0.1	7.2	20.1

注) 性ごとに上限年齢を緩和した事業所を100とした割合である。

43年雇用管理に関する調査

表 6—36 パートタイマー採用の際の選考の有無とその方法 %

規 模	計	選 考 し て い る									選 考 し て い ない
		小 計	書 類 審 査	適 性 検 査	筆 記 試 験	面 接 試 験	実 技 試 験	身 体 検 査	その他		
計	100.0	77.8 (100.0)	(28.7)	(2.8)	(2.1)	(92.9)	(0.5)	(24.8)	(0.7)	22.2	
5,000 人以上	100.0	89.4 (100.0)	(54.1)	(11.3)	(11.9)	(86.0)	(0.1)	(54.2)	(4.3)	10.6	
1,000～4,999人	100.0	82.8 (100.0)	(56.8)	(3.1)	(2.9)	(85.6)	(0.3)	(34.7)	(1.9)	17.2	
500～ 999人	100.0	86.4 (100.0)	(31.1)	(2.6)	(0.8)	(97.6)	(1.1)	(41.5)	(0.4)	13.6	
100～ 499人	100.0	88.1 (100.0)	(26.2)	(3.5)	(2.4)	(97.3)	(1.1)	(27.1)	(0.5)	11.9	
30～ 99人	100.0	66.6 (100.0)	(18.4)	(0.6)	(0.1)	(91.0)	(ー)	(9.7)	(ー)	33.5	

注) 企業規模ごとにパートタイマーを採用した事業所を100とした割合である。

43年雇用管理に関する調査

3割にみえない。適性検査、筆記試験、実技試験を実施している事業所はごくわずかである。(表 6—36)

採用経路

パートタイマーの採用経路としては、職業安定所紹介が40年調査では15%であったのが43年調査では27%と多くなってきている。しかし従来から多かった「縁故、広告」も43年には40年よりふえており、特に「広告」による採用の急増(40年28%、43年65%)が目立っている。(表 6—37、38)

表 6—37 女子パートタイマーの採用経路別事業所の構成 M.A. %

計	職業安定所	広 告	縁 故	当事業所の退職者	そ の 他	不 明
100.0	14.9	28.0	53.2	14.2	17.3	0.7

40年パートタイム雇用調査

表 6—38 パートタイマーの採用経路 M.A. %

計	職 安 紹 介	縁 故	広告(新聞・ビラ等)	そ の 他
100.0	27.1	57.3	65.1	2.2

(注) パートタイマーを採用している事業を100とした割合である。

43年雇用管理に関する調査

参考資料

短時間就労者に関する失業保険の適用基準

(1) 次の各号に該当する短時間就労者であつて、その者の労働時間、賃金その他の労働条件が就業規則（就業規則の届出義務が課せられていない事業所にあつては、それに準ずる規程等）において明確に定められていると認められる場合は、失業保険法第6条、第8条又は第9条の規定による被保険者として取り扱うこと。

なお、上記に該当しない短時間就労者については、原則として、旧手引V-00115（臨時内職的に雇用される者）に定める基準に該当する者として取り扱うこと。

イ 所定労働日が、通常の労働者のそれと同様であること。

ロ 1日の所定労働時間が、原則として、おおむね、6時間以上であること。（ただし、一週間の特定の曜日について当該事業所の通常の労働者の所定労働時間が、短く定めている場合には、その日の所定労働時間についてはおおむね、その4分の3以上であること。）

ハ 常用労働者として雇用される見込みの者であること。

ニ 賃金の月額が、昭和43年6月11日付け職発第309号通達（失業保険給付関係業務の取扱いについて）の別添第1の1の(2)の「基準年額に12分の1を乗じた額」以上であること。

ホ 労働時間及び賃金を除くその他の労働条件が、当該事業所の通常の労働者のそれと、おおむね、同様であること。

ヘ 他の社会保険において被保険者として取り扱われていること。

(2) この通達は、昭和43年7月1日から実施することとし、適用に当っては、そ及適用を行なわないこと。

(3) この通達実施の際現に被保険者として取り扱われている者であつて、(1)に該当しないものについては、従前の取扱いによってさしつかえないこと。

参考資料

パートタイム雇用に関する調査（40～45年）

道県	女子パートタイム雇用調査事業所調査	製造業、卸売業、小売業、金融・保険業、通信業、医療業	30人以上	約10,000事業所	1日、1週、1ヶ月の所定労働時間が、当該事業所の一般労働者より短い労働者	通信	6月	婦人少年局
45年	同上調査	上記のうち金融・保険業をのぞく4産業	同上（うち女子パートタイム雇用している事業所）	約6,000人	同上	実地自計	10月	同上

参考資料

パートタイム雇用に関する主な調査一覧表（40～45年）

	調査名	調査対象		パートタイムの範囲	調査方法	調査時点	実施機関
		産業	事業所の規模				
40 年	パートタイム雇用調査 事業所調査	建設業、製造業、卸売業、小売業、金融保険業、不動産業、運輸通信業、サービス業、電気・ガス・水道業	10人以上	約10,000事業所	通 信	5 月	婦人少年局
41 年	同上 個人調査	製造業	30人以上（うち女子パートタイマー5人以上を雇用している事業所）	183事業所 約 1,500 人	実地他計	2 月	同上
42 年	パートタイム雇用調査		40 年 事 業 所 調 査 と 同 じ			2 月	同上
	雇用管理に関する調査	鉱業、建設業、製造業、卸売業、小売業、金融・保険業、不動産業、運輸通信業、電気・ガス・水道業	30人以上	約 4,000 事業所	実地	12 月	労働統計調査部
43 年	雇用管理に関する調査	同 上	同 上	同 上	同 上	12 月	同上
44 年	賃金構造基本統計調査付帯調査	製造業、卸売業、小売業	10人以上	約15,000事業所 約 25,000 人	実地	44年6月分の賃金について	同上
	賃金労働時間制度総合調査	鉱業、建設業、製造業、卸売業、小売業、金融・保険業、不動産業、運輸通信業、電気・ガス・水道業	30人以上	約 5,000 事業所	実地自計	9 月	同上
45 年	女子パートタイム雇用調査 事業所調査	製造業、卸売業、小売業、金融・保険業、運輸通信業、医療業	30人以上	約10,000事業所	通 信	6 月	婦人少年局
	同上 個人調査	上記のうち金融・保険業をのぞく4産業	同上（うち女子パートタイマーを1人以上雇用している事業所）	約 6,000 人	実地自計	10 月	同上

女子パートタイム雇用個人調査票

秘

1. あてはまる空に○印をつけてください。
2. () に必要なことを記入してください。
3. ※のところに記入しないでください。

県 番 号	産業中分類	規模番号	事業所番号	女子パート総数	サンプル番号
※	※	※ 1. 2. 3.	※	※	※
※ 月 日 調査 調査員氏名					

はじめに次の欄に記入してください。

1. 年齢	2. 配偶関係	3. こどもの有無	4. 最終学歴	5. 就職に関係のある資格の有無	6. 主な家計の支持者	7. 夫の職業 (夫ありの人のみ)
() 歳	1. 未婚 2. 有夫 3. 死別	1. あり () 人 2. ない 3. 小中学生以上 () 人	1. 旧小学、新中学 2. 旧高女、新高卒 3. 旧高専、新短大以上卒	簿記、ソロバン、タイプライター、各種技能の資格など、就職に関係のある資格について、免許の種類や級まで記入してください。	1. 夫 2. 自分 3. その他	1. つとめ 2. 自営 3. その他 イ. 販売 ロ. 事務 ハ. 技能工 ニ. 管理職 (課長以上の人) ホ. 専門技術職 ヘ. その他

1. あなたは職場でどんな仕事をしていますか

機械工、組立工、包装工、清掃、店員、会計事務、看護婦、キイパベンチャーなどのようにわかりやすく書いてください。

2. ここにつとめるとき、いつまで働く契約でしたか

1. 期間をきめた 2. () ヶ月ときめた 3. 日雇い () 日ときめた

3. ここにつとめてからどのくらいになりますか

() 年 () ヶ月

4. あなたは休養時間を離れて1日何時間働くきまりになっていますか

1日 () 時間で週 () 日または月 () 日

5. あなたの賃金は1時間当りいくらかとまっていますか

1時間当り () 円

6. きめられた時間以上に働いたことがありますか

1. あり 2. ない () 時間

そのとき残業手当は支払われましたか

イ. 割増賃金で ロ. 普通の時間給の割合で

ハ. 残業した分は全額支払われなかった

あなたはパートタイマーでも残業することを入社時から承知していましたか。

イ. 承知していた ロ. 残業はしなくてよいといわれていた

ハ. その他 ()

7. 通勤に片道何分かかりますか

1. 15分まで 2. 16~30分 3. 31~60分 4. 1時間をこえる

8. あなたはここにつとめてから勤務中にけがをしたことがありますか

1. あり 2. ない

そのとき治療費はだれが負担しましたか

イ. 労災保険 ロ. 健康保険 ハ. 事業主 ニ. 自分

9. あなたはつとめ先で次の保険に加入していますか

保 険 名	未加入の場合 (加入しているものに○印を)	その理由(注)
1. 健康保険	イ ハ ニ ホ	イ 他 保 険 に は い っ て い る ロ 長 く つ と め る つ も り は な い か ら 入 ら な い ハ 保 険 料 を 払 う の が 惜 し い ニ 会 社 か ら 入 れ な い と い わ れ た ホ 保 険 の こ と を よ く 知 ら な か っ た
2. 厚生年金保険	イ ロ ハ ニ ホ	(注) 未加入の理由のイ~ホは次のとおりです。あてはまる記号に○印をつけてください。
3. 失業保険	イ ハ ニ ホ	

10. あなたがつとめていてる理由はなんですか (ふたつに○印)

1. 自分の収入がないと生活できない

2. " 生活費が赤字になる

3. 自分の収入がなくとも生活はなんとかなるが

イ. こづかいがほしい ロ. レジャー資金がほしい ハ. 貯金したい

ニ. こどもの学費がほしい ホ. 買いたいものがある

4. 経験や技術を生かしたい

5. 余暇を有効につかいたい

6. 家にもっていきたくない

(こどものある人に)

16. あなたがつとめていてる間だれがお子さんのめんどうをみていますか

(学齢前のこどものある人)

1. 放課後はつとめがない

2. 家族

3. 近所の人

4. 学童保育

5. ひとりである

6. その他 ()

1. 保育所

2. 幼稚園

3. 家族

4. 近所の人

5. 仕事場にいる

6. 誰もみていない

1. 一度もつとめたことがない
2. フルタイムでつとめたことはないが、パートタイムの経験はある
3. フルタイムでつとめていたことがある
イ. フルタイムの仕事 (転職している人は最後の職場) をやめた理由はな
んですか
(イ) つとめ先の都合 (ロ) 家事と両立できなかったため
(ロ) 育児と両立できなかったため
(ハ) その他 ()
ニ. あなたがこれまでつとめを中断していた期間で一番長かったのはいつ
でしたか

() 歳から () 歳までの () 年間

昭和45年女子パートタイム雇用調査事業所調査票

秘

○空欄に必要な事項を記入し、該当する回答に○印をつけてください
○※印刷は記入しないでください

昭和45年6月
労働省婦人少年局

提出期限 昭和45年6月30日

都道府県番号	事業所番号	産業分類	大	中	事業所規模	事業所	名称	所在地	事業内容	記入者の 所属部署
※	※	※	※	※	1. 2. 3	業所				
(TEL)										

1. 労働者数 (45年6月1日現在)

	計	常用	臨時	日雇
男				
女				
計				
パートタイマー				
フルタイムの労働者				
パートタイマー				

注) パートタイマーのいない事業所は総数だけを記入して返送してください

2. 女子パートタイマー数 (45年6月1日現在)

職別	一般事務	人
機械操作事務 (主な職種)		
販売		
製造作業 (主な職種)		
単純作業 ()		
専門的職業 ()		
その他 ()		

勤務時間別	就業時間	人
就業時間	時 分	※
時 分	時 分	※
時 分	時 分	※
上記以外の者		※

注) 勤務時間が4種以上ある場合は、主なもの3種について記入する。

労働日別	休日なし毎日	人
フルタイムの労働者と同じ	週 () 日	
週の特定日	週 () 日	
月の特定日	月 () 日	
きまっている		

注) 各欄の計は1の女子パートタイマー数に一致する

3. フルタイムの女子労働者の勤務時間 (主なもの1つだけ記入)

始業時	分	終業時	分	実働時間	分
-----	---	-----	---	------	---

4. 主な職種の女子パートタイマーの作業配置

1. フルタイムの労働者にまじって同じ作業をさせている
2. フルタイムの労働者と同じ職場だがパートタイマーだけの作業グループをつくらせている
3. パートタイマーだけの職場や工場をつくらせている

5. 女子パートタイマーに昇進・昇格の道がひらかれていますが

1. ある
2. ない

内容を具体的に記入してください

6. パートタイマーの就業規則がありますか

1. パートタイマー専用の就業規則がある
2. フルタイム労働者の就業規則を原則的に適用している
3. パートタイマーに適用する就業規則はない

労働条件はどういう方法で示しますか

イ 書面で示す

ロ 口頭で示す

ハ その他

10. 女子パートタイマーに対する意見要望をお書きください

9. フルタイムの労働者に適用する規定、制度などをパートタイマーに適用する際、問題になっている点があればお書きください

1. できる

ロ できない

1. ある

その理由はなんですか

イ 会社の規定による

ロ 会社の慣行による

ハ 本人の希望による

いったんパートタイムにきりかえた労働者が再びフルタイムにもどることはできますか

1. できる

ロ できない

内容、基準を具体的に記入してください

7. 教育訓練、福利厚生関係の実施状況

○印をつけてください

項目	フルタイム労働者	パートタイマー
1. 入社時の集合訓練	イ. する	ロ. しない
2. 入社後の能力開発訓練	イ. する	ロ. しない
3. 健康診断	イ. する	ロ. しない
4. 診療施設	イ. する	ロ. しない
5. 休養・娯楽室	イ. する	ロ. しない
6. 食堂	イ. する	ロ. しない
7. 保育施設	イ. する	ロ. しない
8. 通勤バス	イ. する	ロ. しない

注) 専用でなくとも利用できる施設がある場合は「ある」とする

8. フルタイムの労働者をパートタイマーにきりかえたことがありますか

1. ある

2. ない

6月30日までに婦人少年局にご返送ください。

記入要領

1. パートタイマー この調査では、事業所における呼称、身分に関係なく、1月、1週あるいは1ヵ月の所定労働時間が当該事業所の一般的な労働者より短い者をパートタイマーとします。1週、1ヵ月の間の特定日に反復して就労する者については1日の労働時間の長短は問わず、1週間あるいは1ヵ月の間の所定労働時間が短い者がパートタイマーとなります。
なお、牛乳配達、新聞配達などのように仕事の性質上労働時間が短いのが世間一般で常態となっている者はパートタイマーとしません。
また、セールスマン、保険外交員など売上高に応じて給料が支払われる者もパートタイマーにあくめません。
2. フルタイムの労働者 上記によるパートタイマー以外のすべての労働者
3. 常用労働者 雇用期間に別段の定めなく雇われている者
4. 臨時労働者 1ヵ月以上1年以内の雇用期間を定めて雇われている者
5. 日雇労働者 日々、あるいは1ヵ月未満の雇用期間を定めて雇われている者
6. 職業 一般事務 機械操作以外の事務、会計事務を含む
機械操作事務 タイピスト、キイパンチャー、オペレーター、など

7. 昇進・昇格 パートタイマーのままで指導員、主任、班長や係長などに昇進できる場合、パートタイマーの中に1級・2級などならかの格付がされている場合などについて記入してください。パートタイマーからフルタイムになることや臨時から常用や本採用になることはここでいう昇進・昇格にはあくめません。
8. フルタイムからパートタイムへのきりかえ 質問8については、いったん退職した者をパートタイムで再雇用するような場合も「ある」と答えてください。